

令和 7 年第 2 回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

令和7年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

令和7年6月10日開会～6月13日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	10	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 （１）諸般の報告（議長の動静） （２）行政報告（町長） ○所信表明（町長） ○請願 2件（総務文教厚生常任委員会へ付託） ○報告 2件（報告～質疑～終結） ○同意 1件（提案理由説明～質疑～討論～採決） ○議案 7件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）	
〃	11	水	本会議	○一般質問（大河議員、清議員、美島議員 3名）	
〃	12	木	本会議	○一般質問（井上議員、杉山議員、牧本議員 3名）	
〃	13	金	本会議	○議案 4件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決） ○伊仙町選挙管理委員会及び同補充員の選挙 ○請願審査報告2件（委員長報告～質疑～討論～採決） ○発議 2件（提案理由説明～質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	

令和 7 年第 2 回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 6 月 10 日

令和7年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 所信表明

○日程第5 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第6 請願第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第7 報告第2号 令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第8 報告第3号 令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第9 同意第1号 伊仙町教育委員の任命について（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第29号 令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）請負契約の締結（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第30号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第31号 伊仙町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第32号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第33号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第34号 伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第35号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午前１０時００分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和７年第２回伊仙町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第１ 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、福留達也議員、樺山 一議員、予備署名議員に美島盛秀議員、井上和代議員を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第２ 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日６月10日から６月13日までの４日間としたいと思います
が、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、６月10日から６月13日までの４日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第３ 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第３ 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和７年第１回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和７年５月までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（伊田 正則君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、私は5月12日に初登庁となっておりますので、その12日以降、昨日までの行政報告という形にさせていただきます。詳しくはプリントにお配りしているところをご参考にさせていただければと思います。主なところだけを申し上げて報告に代えさせていただきます。

まず、5月12日から初登庁しまして、5月19、20、21、奄美群島市町村議会議員大会の伊仙町大会がありました。この大会に向けて、19日の闘牛大会から21日の視察研修まで、各市町村の首長さんまたは議会議員の皆さんが参加していただきましたけど、この伊仙町議会におきましては、伊仙町らしさが十分発揮できたかなと思っています。前日の闘牛大会では、闘牛の戦う姿勢から、簡単に目の前の敵から逃げない、背を向けない姿勢から、それぞれの市町村の課題に対してきちんと向き合って取り組まなくちゃいけないということを闘牛大会から示すことができたかなと思っています。

また、各市町村、村長さん、首長さんたちからも、伊仙町のような取組はなかなか他の市町村では難しいなと、これだけ充実した大会をした後の大会については、ちょっと次の大会を実施するところについてはプレッシャーがあるかなというような話も、お褒めの言葉もいただきました。本当に、議会議員の皆様、それから役場職員の人たちの協力によって成功裏に終わったかなと思っています。

次に、5月21日、南西糖業の神崎社長等の挨拶がありましたけど、南西糖業の製糖の終了の挨拶とそれから課題についての意見交換がありました。それから、同じ21日に教育開発出版社株式会社様が来庁しましたが、この中では、今、小学校5年生から中学3年生まで実施しています英会話教室をさらなる充実を図るためにはどうすればいいかというような意見交換をしました。

それから、22日には、南郷テレワークセンターの南郷氏と株式会社H&Fの吉野氏の来庁がありましたけど、この分については沖縄との紅はるかの取引等について、または紅はるかとジャガイモとの畑作での継続した作物を作ることにに対する課題等の意見交換がなされました。

それから、23日の校長会来庁については、校長会、伊仙町校長会の役員の方々たちが来庁しましたが、教育環境の整備についてさらなる伊仙町の充実をお願いしたいという話がありました。

それから、5月25日日曜日は、奄美×尼崎AMAフレンドシップ事業開始記念セレモニーに参加しましたが、これは尼崎には伊仙町、また徳之島の出身者、また今、2世・3世の方が多く生活していらっしゃるということで、これからも継続的にこのつながりを大事にしていきたいということで、尼崎市の中学生17校の子どもたちの代表が大島郡の各市町村を訪れて、夏休みに交流をしていきたいと、交流することによって奄美の生活を体験していただき、そしてこれからもずっとつながりを大切にできるような方向に持っていきたいという話がありました。

それから、28日は、港湾関係の協議会等がありましたが、この中では面縄港の整備に向けて、前大久保町長が要望活動を推進していきました。この面縄港については、島民の安全や安心を確保するために必要な施策かなと思っています。私も、この施策を継続して進めていきたいなと思います。

それから、29日、農業農村整備事業推進計画と第1回中央要請活動がありましたが、農業農村整

備事業として関係機関や国会議員等による要請活動を行いました。

5月31日土曜日は、喜念小学校の運動会でしたが、喜念小学校は新校舎になり、初めて新しいグラウンドでできる運動会ということで、子どもたちやまた地域の方々も楽しんで競技に参加したと思います。

それから、2日、西伊仙東青年団来庁とありますが、8月9日に、西伊仙東の青年団が昨年に続いて夏祭りを実施したいということで、大いに伊仙町を盛り上げるために活動をお願いしたところでした。

それから、6月3日、伊仙町空き家対策協議会がありましたが、Iターン・Uターンの希望者が多い中で、なかなか住居についての改善がされていないということで、この部分を空き家を活用した人口増に向けた取組ができないかなということで話し合いがなされました。

それから、6月4日、株式会社フジヒサFJ訪問ということがありますが、皆様ご存じのとおり、ふるさと納税等で多額な寄附を頂いております。これのお礼とさらなる継続をお願いしたところでした。

それから、6月5日は、大阪万博に参加しましたが、大阪万博では、世界自然遺産になっている5地域の市町村の団体と首長さんたちが集まって、人と自然共生について発信するというイベントがありましたが、そちらに参加させていただきました。

以上、大まかなところを説明させていただきましたけど、また細かいところについては、お配りしたプリントを参考にさせていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 所信表明

○議長（前 徹志議員）

日程第4 町長の所信表明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

改めまして、おはようございます。議長、そして議員各位の皆様、また町民の皆様、改めてご挨拶を申し上げます。おはようございます。

このたび、伊仙町町長としての重責を担うことになりました伊田正則でございます。町民の皆様の温かいご支援とご信託に心より感謝申し上げます。また、これまで町政を担ってこられた前町長はじめ先人の皆様のご尽力に深く敬意を表します。

派閥のない町民主体の町、子や孫に誇れるまちづくり、このスローガンを掲げて立候補し、多くの町民の皆様の声に耳を傾けてまいりました。いただいたご意見やご要望には暮らしの課題や未来への希望が詰まっており、町政への責任の重さを改めて実感いたしました。人口減少に歯止めをか

けるための小規模校の存続など、前町長の功績は大きいと考えています。継承すべき施策がある一方で、私と前町長と歩んできた道が異なります。教育者・農家としての経験を生かし、変えるべきところは変えていき、町の長所を未来に引き継げるよう力尽くしてまいります。

それでは、ここで、私の重点政策の柱を5点申し述べさせていただきます。

初めに、1点目は、町民主体のまちづくりです。この実現に向けて、町民の声を第一にみんなで作る誇れるまちづくりと、地域の声を活かしたみんなで支え合うまちづくりを目指します。町民にとって大切な生活環境を整えるための価値観を共有し、町民総参加のまちづくりを目指します。特に町民に一番近い存在である役場職員の研修を充実、待遇改善など、役場職員として必要な資質等、私自身が積極的に役場職員との会話を通して地域住民から寄せられている課題解消に向け、チームの一人として取り組んでまいります。

2つ目に、子どもたちの学習環境整備を推進します。町内の小中学校にGIGAスクール構想を教育長時代に始めました。これをさらに小学校の学力向上の成果を中学校にもつなげていきたいと考えています。具体的には、まず小中学校の英語教育をはじめ、ICT教育を通した主体的に学習に向かえる学習環境整備に努めます。教育長時代にできた大阪観光局とのつながりを生かし、インバウンド誘致を進め、経済の活性化と子どもたちの異文化交流を後押しします。知識をただ与えるのではなく、主体性を持って学び、世界で活躍できる子どもたちを育ててまいります。

3点目に、農業振興については、平成28年農業生産額32億6,000万から令和3年56億5,000万まで伸びてきている実績を、引き続き農業振興に力を入れ、生産額と農業所得向上を目指します。私も農家の一人として実感してきましたが、化学肥料を多用することで土の中の微生物が減少し、土が痩せ、硬くなってしまうなどの弊害が起きている現状があります。将来、若者が夢を持って農業に取り組むためには、土作りは重要な課題と感じています。堆肥のペレット化や補助金制度の充実などを通して、持続可能な農業であり続けるための有機農業を推進してまいります。

4点目に、豊かな自然と歴史・文化の継承に力を入れてまいります。豊かな自然・歴史・文化を守り、活かし、未来に伝えるため、町民全体で継承活動を進めていきます。特に、伊仙町の代表的な遺跡であります、国指定重要文化財に指定されているカムイヤキ陶器窯跡や面縄貝塚、そして世界自然遺産登録に指定されている島の自然の豊かさを学ぶ機会を増やし、次世代へつないでいくために様々な施策を推進してまいります。

最後に、5点目として、長寿と子宝の町を守り育てていくために様々な施策を推進してまいります。世界的に有名な「長寿」の2人を輩出し、合計特殊出生率2期連続1位となった「子宝」のまちを守り育てます。具体的には、長寿子宝社などを中心に高齢者サポートなどのきめ細かいサービスの充実を図ります。さらに、子宝の町に重要な手厚い子育てサポートについては、地域の力を活かした伊仙町独自のサポート施策を展開し、子どもの遊ぶ場所の充実と子育てしやすい環境整備を併せて行ってまいります。

その他、国や県の予算を活用し、町を活性化させるための専門職員の育成、海外の人と触れ合う

環境づくりを行いたいと考えております。私自身がこの伊仙町に対して夢を持ち、一つ一つ確実に前に進めるように、きちんと地に足をつけ、伊仙町の課題や目指す方向をぶれることなく、時間をかけて実施していく考えです。議員の皆様、町民の皆様が一緒になって、伊仙町のまちづくりを進めていけるようよろしくお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

令和7年6月10日、伊仙町長 伊田正則。

○議長（前 徹志議員）

以上で、所信表明を終わります。

△ 日程第5 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

△ 日程第6 請願第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願

○議長（前 徹志議員）

日程第5 請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、日程第6 請願第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についての2件を一括して議題とします。

令和7年第1回定例会以降、これまで受理した請願は2件です。したがって、お手元にお配りした請願文書のとおり、請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、請願第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についての2件につきましては、所管する総務文教厚生常任委員会へ付託しましたので報告します。

△ 日程第7 報告第2号 令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

△ 日程第8 報告第3号 令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告

○議長（前 徹志議員）

日程第7 報告第2号、令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、日程第8 報告第3号、令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、2件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

令和7年度第2回伊仙町議会定例会に提案いたしました報告第2号は、令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する

ものであります。

報告第3号は、令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第2号、令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書をご参照ください。

2款総務費1項総務管理費、事業名、企画一般経費、事業費9,856万7,000円、翌年度繰越額8万2,000円、財源内訳、国庫支出金4万9,000円、一般財源3万3,000円であります。繰越額8万2,000円については、稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金伊仙町負担額であります。

同款同項、事業名、推奨事業枠分課税世帯等生活応援事業、事業費3,132万1,000円、翌年度繰越額3,132万1,000円、財源内訳、国・県支出金3,132万1,000円であります。繰越額3,132万1,000円については、物価高騰に伴う生活者支援事業に要する経費であります。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、医療・介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業、事業費546万1,000円、翌年度繰越額546万1,000円、財源内訳、国・県支出金546万1,000円であります。繰越額546万1,000円については、物価高騰に伴う事業所支援事業に要する経費であります。

同款同項、事業名、低所得者世帯支援金給付事業、事業費6,084万2,000円、翌年度繰越額6,043万6,525円、財源内訳、国・県支出金6,043万6,525円であります。繰越額6,043万6,525円については、物価高騰に伴う低所得者世帯支援事業に要する経費であります。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業総務管理経費、事業費4,253万5,000円、翌年度繰越額473万3,000円、財源内訳、一般財源473万3,000円であります。繰越額473万3,000円については、堆肥センター有機適合登録委託業務及び発酵液等污泥残渣撤去委託業務に要する経費であります。

同款同項、事業名、糖業振興管理費、事業費1億6,630万円、翌年度繰越額1億4,769万円であります。財源内訳、国・県支出金1億4,769万円であります。繰越額1億4,769万円については、再編集約等過疎化支援事業補助金であります。

同款同項、事業名、農業創出緊急支援事業、事業費6,625万円、翌年度繰越金1,163万8,000円、財源内訳、国・県支出金1,163万8,000円であります。繰越額1,163万8,000円については、バレイシヨ収穫機導入補助金であります。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名、過疎対策道路整備事業、事業費2,342万1,000円、翌年度繰越額602万円、財源内訳、地方債600万円、一般財源2万円、繰越額602万円については、町道改良

工事に要する経費であります。

同款同項、事業名、社会資本整備総合交付金事業費、事業費 1 億5,291万7,000円、翌年度繰越額 1 億103万9,344円、財源内訳、国・県支出金7,068万4,000円、地方債2,640万円、一般財源395万5,344円であります。繰越額 1 億103万9,344円については、社会資本道路整備に要する経費であります。

同款 4 項住宅費、事業名、住宅管理経費、事業費3,000万6,000円、翌年度繰越金1,205万円、財源内訳、既収入特定財源1,205万円であります。繰越額1,205万については、町営住宅解体撤去委託料であります。

同款同項、事業名、公営住宅整備事業費、事業費 1 億8,894万6,000円、翌年度繰越金 1 億7,557万円、財源内訳、国・県支出金5,350万9,000円、地方債 1 億2,150万円、一般財源56万1,000円であります。繰越額 1 億7,557万円については、公営住宅建設に要する費用であります。

9 款消防費 1 項消防費、事業名、避難所施設改修事業、事業費8,947万2,000円、翌年度繰越金 6,300万円、財源内訳、国・県支出金3,540万円、地方債2,760万円であります。繰越額6,300万円については、避難所施設改修工事に要する経費であります。

10款教育費 7 項保健体育費、事業名、給食センター運営経費、事業費6,453万円、翌年度繰越額 105万円、財源内訳、一般財源105万円であります。繰越額105万円については、給食センター運営に要する備品購入費であります。

11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費、事業名、農林水産施設災害復旧事業、事業費 6,567万円、翌年度繰越額5,240万円、財源内訳、国・県支出金4,732万5,000円、地方債450万円、一般財源57万5,000円であります。当経費については農地災害復旧に要する経費であります。

同款 2 項公共土木施設災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧費、事業費5,225万円、翌年度繰越額4,147万円、財源内訳、国・県支出金2,822万3,000円、地方債710万円、一般財源614万7,000円であります。当経費については、公共土木施設災害復旧に要する経費であります。

事業費合計11億3,848万8,000円、翌年度繰越金合計 7 億1,396万869円、財源内訳、既収入特定財源1,205万円、国・県支出金 4 億9,173万6,525円、地方債合計 1 億9,310万円、一般財源合計1,707万4,344円でございます。

以上で、令和 6 年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告第 2 号について質疑を行います。

○7 番（清 平二議員）

総務費の推奨事業枠分課税世帯等生活応援事業、民生費の社会福祉費、医療・介護・障害福祉サービス事業等物価高騰対策支援事業、低所得者世帯支援金給付事業、このように、国・県からの分だけ繰越しとなっていますけれども、市町村持ち出しで一般財源化して、町民に物価対策高騰あるいは低所得者支援などができないのかどうか。国・県支出金だけを頼りにして町民にしてあるわ

けですけども、やはり町民の一般財源を少し入れて、この低所得者支援あるいは物価高騰対策支援をやるべきじゃないかなと思います、そのようなところはどうお考えでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

本事業に関しましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したのになります。こちらの事業に関しましては、まずこの交付金を使い切ることを目的として給付をしてございます。特に低所得世帯支援金給付事業につきましては、1世帯当たりの給付額が決まっております、かつ対象世帯も決まっておりますので、こちらに一般財源を使うというところは少し難しいのかなというふうに考えてございます。

また、推奨事業枠課税世帯等生活応援事業に関しましても、国から定められている推奨事業枠の中でこの交付金を使いながら物価高騰に対する支援をしていくんですけども、こちらも、まずこの給付金を使い切ることを目的としてございましたので、こちらに一般財源を投入することは今回難しかったというふうに認識してございます。

また、今後の一般財源を投入した物価高騰等の支援金につきましては、財務等のやり取りもございますので、またそちらを検討していきたいと考えております。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今、未来創生課長のほうからも答弁がございましたが、今後の一般財源の投入については、財政というものも鑑みながら、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

○7番（清 平二議員）

検討ということですけども、検討、検討じゃなくて、ぜひ低所得者、こういう方々に行き届くように、町の財源、一般財源を使って住みやすい町と言えるようにしていただきますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島 盛秀議員）

令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑をいたします。

款8土木費の中の項4住宅費、公共公営住宅整備事業費の翌年度繰越しの1億7,557万円ありますけれども、今、阿権小学校では、去年まで、3月までに16人いた生徒が9名になりました。7名の生徒が転校・転出をしまして、今年は入学式もありませんでした。というのは、住宅がないということで、去年の12月、1年前も2年前も質疑をして、予算確保について建設について質問したわけなんですけれども、去年の12月、馬根の住宅の跡は阿権の場にありますがということで、今、阿権にある民間資金活力事業の住宅は4棟あります。その奥に2棟を建設する予定で陳情等も上がっていると思いますので、今言った1億7,557万、この予算の中に計画入っているのかどうかお尋ねし

ます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この1億7,557万円につきましては、現在、西犬田布団地3号棟・4号棟の建築工事の予算になっております。この繰越しにつきましては、昨年同様、島内において建築工事が集中していたため、職人不足などが影響している状況でありました。また、3億円近い繰越額を執行しているため、現年度工事を消化し切れなかったことにより繰越ししたものであります。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほどの町長の所信表明の施策の中で小規模校を残すという考え方のようにありますけれども、小規模校を残すのであれば、やはり生徒数が増えて、そして毎年入学式が行えるようなことを考えていかなければならないと思うんですけれども、今後、存続が非常に厳しいのではないかと危惧いたしております。先日、校長先生もいらっしゃいまして、いろいろ話をしましたけれども、そこら辺り、今後の存続等あるいは統廃合、そしてこの住宅問題、解決についてどうお考えなのかお尋ねいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

この後の補正予算にも出てくるんですが、債務負担行為において定住促進住宅のリース料の提示をさせていただいております。また、今後、小規模校区において、阿権をまずはじめとして馬根校区とも小規模校区として生徒数が激減しておりますので、そういうところの定住促進住宅の建設を計画しているところです。

○14番（美島 盛秀議員）

教育委員会にお尋ねします。

今の阿権小学校だけでなく、馬根小、喜念小、糸木名小、小規模校の鹿浦小学校も、今後の生徒数、それから増える可能性があるのかどうか、現状を見て、そして来年の入学式等できるのか、複式になるのかどうか、そこら辺りの教員の配置関係あるいは教員の人数関係、伊仙町内の全体を網羅した考え方をお尋ねいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

美島議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、小規模校区の児童数については減少傾向が見受けられる状況がございます。そこで、教育委員会としては、結い結い留学を活用して規模の小さい学校のほうに優先的に児童の確保ということで努めているところでございますが、複式学級については、学級数が減ってしまうと教職員の定数も減ってしまいますので、そこを存続させるために、現在、この結い留学を進めているところであります。

阿権小学校につきましては、本年度、入学生がいなかったということではありますが、今現在、ちょうど次年度にかけて留学を希望したいという問合せが来ております。このご家族については、今

お子様が4名いらっしゃるということで、こちらの親御さんと今やり取りをしていますので、何とか次年度、阿権小に通っていただけるように、教育委員会としては、今、取り組んでいるところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほど。

○議長（前 徹志議員）

令和6年度繰越明許費の質疑でありますので、ちょっとずれているんじゃないかなという気がしますので。

○14番（美島 盛秀議員）

今聞いたのは、児童生徒が増えれば住宅に住む。住宅がなければ入ってこれないわけですね。だから、その住宅建設を早めに進めないと、今答弁した件についてとそれから教育委員会、こう連携がうまくできているのかどうか、予算は総務課で、何課だあれば。（「建設課」と呼ぶ者あり）生徒児童数とか、そういう関係は教育委員会で答弁があった。そういう住宅がないのに子どもだけは受入れをしなければいけないとか、そういうのをちゃんとした連携を取りながら、住宅のこと、建設を予算措置等考えなければ、さっき言った民間活力資金で今4棟建っていますけども、そのことについてはさらに予算化してやる見込みなのか、いつ頃できるのかお尋ねをいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたんですが、補正予算でこの件を上げる予定ではあるんですが、民間活力資金を活用するというので、まず民間のほうで住宅を建ててもらうんですが、それが令和7年度、この議会が通れば、6月末には契約等を進めて住宅建築を整備していきたいと考えております。予算のほうは令和8年度から令和25年度までの25年間を予定しております。

○14番（美島 盛秀議員）

じゃあ、今空いている空き地に早急にはできないということで、受け取り方でいいですね。

○建設課長（高橋 雄三君）

7年度、この議会が終わり次第、契約しようと思っております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑をいたします。

生活応援事業、大体、物価高騰対策低所得者支援金ありますけども、これ、6年度から町民の方にはずっと聞かれていて、まだ支給していないのかとちょっとびっくりしているんですけども、これ、今どういう進捗になっていますかね。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらの低所得者世帯支援金給付事業に関しましては、2月の補正予算で計上させていただいておりまして、支給に関しましてはもう既に完了しております。給付率に関しましては、97.8%ということではほとんどの方に支給が終わっている状況になります。

また、推奨事業枠課税世帯等生活応援事業に関しましては、3月末から4月にかけてはかなりの出入りが多いということで、4月10日時点でのこちら伊仙町の住民登録がされている方に送付をする予定をしております。また、その課税世帯のリストの精査に少し時間がかかっておりまして、6月の中旬頃にはこの生活商品券をお送りできるような形で今事業を進めているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

じゃあ、もうすぐまたこれは支給がされるということでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

今、6月中旬を予定しておりますが、可能な限り速やかな給付に努めてまいります。

○8番（岡林 剛也議員）

あと、この翌年度繰越額が7億1,300万余りもあると、11億3,800万に対して。これはどういうことでしょうかね。事業ができなかった理由というのはどういったことがあるのでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

この翌年度繰越しに関しては、真の前倒しの予算であつたり、そういった部分も含まれているので、全てが年度内に完了できなかったということではございませんが、この明許繰越しが年度内事業完了ができるものもあると思いますので、そういった部分に関しては速やかに事業を執行していくことに心がけてまいりますし、前倒し予算等もございますので、そういった部分はまた繰越しして事業を執行していくという形になります。

○8番（岡林 剛也議員）

職員の怠慢とか能力がなかったとか、そういうことは考えられませんか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

職員の怠慢であるとか能力不足というご指摘でございますが、そういったことがないように、我々としても職員研修等々を行っておりますし、また、今後もそういうことが発生しないように、重々綱紀粛正等努めてまいります。

○8番（岡林 剛也議員）

先ほど、建設課長が、工事が集中して人手が足らなかったとかおっしゃっていましたが、今、町内に仕事を指名に入れてもらっていない業者が何者かありますが、そういうところを使ったら人手

不足も解消すると思いますが、町長、どうですかね、そういうことは考えられませんか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町に指名願いが提出されている事業者全てが満遍なく受注ができているかというと、以前のも答弁しましたが、そういった満遍なく仕事が回せているかというところでは、そうでないとも認識はしております。指名の在り方についてですが、過去の実績等々を勘案しながら、また有資格者の保有数、そういったものも勘案しながら指名を行っているので、そのところではご理解いただきたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

総務課長の答弁は前回も聞きましたけども、ぜひとも町長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（伊田 正則君）

ご質問ありがとうございました。

指名の在り方についてのご質問でしたが、指名の在り方については、総務課長の権限の下で進められるというふうに認識しております。今後、適正な執行がなされるよう指導して、また意見等を公開していきたいなと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

先ほどの所信表明でも派閥のないまちづくりとなっておりますので、ぜひとも派閥を解消のためにも全業者に指名願いを出してもらって仕事をしてほしいと思います。

あと、この繰越事業を速やかに完了することを要望して質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、令和6年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を終結します。

報告第3号、令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書をご参照ください。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、支出負担行為予定額4億8,696万1,200円、翌年度繰越額4億8,696万1,200円、財源内訳、地方債2億6,590万円、その他2,954万4,000円、一般財源1億9,151万7,200円、説明については記載のとおりであります。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業創出緊急支援事業、支出負担行為額2,436万5,000円、支出未済額2,436万5,000円、翌年度繰越額2,436万5,000円、財源内訳、一般財源2,436万5,000円、説明については記載のとおりでございます。

8款土木費4項住宅費、事業名、公営住宅建設事業費、支出負担行為額2億8,549万5,180円、支出済額2億2,075万2,658円、支出未済額6,474万2,522円、支出負担行為予定額77万4,000円、翌年度繰越額6,551万6,522円、財源内訳、既収入特定財源6,477万8,000円、一般財源73万8,522円、説明については記載のとおりであります。

10款教育費3項中学校費、事業名、中学校学校設備費、支出負担行為額4,088万9,700円、支出済額203万7,700円、支出未済額3,885万2,000円、支出負担行為予定額114万8,800円、翌年度繰越額4,000万800円、財源内訳、既収入特定財源2,840万円、国・県支出金273万3,000円、一般財源886万7,800円、説明については記載のとおりでございます。

同款5項幼稚園費、事業名、幼稚園設備費、支出負担行為額1,676万9,500円、支出済額52万8,000円、支出未済額1,624万1,500円、支出負担行為予定額135万8,500円、翌年度繰越額1,760万円、財源内訳、既収入特定財源1,060万円、国・県支出金280万円、一般財源420万円、説明については記載のとおりでございます。

以上で、令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

報告3号について質疑を行います。

○13番（樺山 一議員）

報告第3号、令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書について質疑をいたします。

款土木費4住宅費についてですが、この事業は下向里団地の建設工事費だと思いますが、現在6,551万6,522円繰越しされています。今、現状の工事状況はどうなっているのかお尋ねします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えします。

現在の状況ですが、建築、電気設備、機械設備、金属製建具工事は完了しております。

あと外部工事につきましては、現在施工中でありまして来週には完成検査を実施する運びになります。

○13番（樺山 一議員）

節2のところに、島内、町内の建築工事が集中したことにより労務者の手配、調整に日程を要した。

そして、令和6年6月の建築工事入札の不落によって工事費の見直しが必要となり、その積算に時間を要したという説明がありますが、当初の計画とこの見直した予算、どれぐらい見直したのかお尋ねします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

見直したというのは、工事の発注形態を見直したことにより落札されたものと思っております。

○13番（樺山 一議員）

金額的には何も見直していないということですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

はい、金額的には変わっておりません。

○13番（樺山 一議員）

お尋ねします。

この工事は資料がここにありますが、当初7月4日に1工区、2工区、そして電気、機械、金属製建具等入札をして建築1、2工区が不落になっております。

そして9月17日に入札がございまして、1工区、2工区に3分割されて、1工区、2工区、3工区とも1つの業者が落札しております。

例えば、分割発注をすれば、1工区を落札した業者は辞退するように普通はなっているんですよね。辞退しないと分割発注した意味がない。こういう形に1つの業者が3工区全てを落札するという形になる可能性もあるわけですので。

そして、これはもちろん予定内工期で完成はされていますか。お尋ねします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

予定していた工期に間に合わなくて、現在工期延長をしていることにより事故繰越になっております。

○13番（樺山 一議員）

それはもちろんですよ、間に合わないですね。分割発注したのに1つの業者が3工区全て落札すれば、それ、間に合うわけがない。分割発注して工期を間に合わせようとしたけど1つの業者が落札すれば、できないのは結果的に私は当たり前だと思っております。

そして、そうするんだったら一括で発注して、例えば1つの業者に落札させれば、分割しないで、事務的にも楽だし、そういう方法は考えなかったのか。

そして、私が考えれば、これは議会に諮りたくないのも議会軽視だと思っておりますが、どう考

えていますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

当初は、議員が言うように多くの業者に仕事を取っていただきたく分割発注したわけではございますが、前回の入札で不落になっていることによって、落札制限は設けない形で入札を行った次第でございます。

○13番（樺山 一議員）

それは以上でいいですけども、そしてこれ工期終わっていますが、業者に対する罰則とそして補助金等に関してはどういう形になっているか説明をお願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

まず、交付金につきましては、3月末に県の出来形確認検査を受検して、交付金対象分の出来形は満足しているとの検査評価を受けましたので、交付決定額満額の交付金は受けております。

事業費の残金につきましては、本町の予算において事故繰越になりましたので、本定例会において報告させていただきました。

あと、ペナルティー等につきましては、こちらの発注の標準工期が取れなかったこと等が原因になりますので、責任義務は発生しないものと考えております。

○13番（樺山 一議員）

じゃあ、その責任は誰が取るの、執行部が取るの。

それと、もちろん補助金の返納等はなかったということで、それはそれとしていいですが、ぜひ分割発注すれば分割で取ってもらう。その指名のやり方が私はおかしいと思いますよ。1工区取れば2工区は取れない。普通は指名するときにそういう形で、そういうものをすると私は思っております。それはもちろん指名延長すれば、それは分かっていると思いますけれども、ぜひこういう形、補助金の返納等とかそういう形がないように、そしてそういう疑義が、そういう疑いを持たれないような形で入札をしていただきたい。この取った業者も一生懸命頑張って完成をさせて、今7月から入居開始ということですので、ぜひこれからそういうことがないように気をつけていただきたい。私からは以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○9番（上木 千恵造議員）

令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越計算書について質疑をいたします。

樺山議員と関連しますけれど、1点だけ。

工期当初3月の末だったと思います。そしてそれが工期延長して5月何日ですか、延びたと思いますけれども。この3か月4、5、6、延びたおかげで入るべき家賃収入が3か月分入っていないと思います。その家賃収入のは、これ請負った業者が今後弁償するのか、それとも町が負担すべきな

のかお伺いをいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

家賃が発生するのは、また7月からなので、どこが負担するとかそういうのは発生しないものと考えております。

○9番（上木 千恵造議員）

当初は4月から入る予定で、工期が延びたおかげで7月から、その4、5、6の3か月間の家賃収入が滞った分については業者が負担するのか、それとも役場で負担するのかということをお聞きしたいんですけれども。

○建設課長（高橋 雄三君）

すみません、先ほども回答したとおり家賃の収入は発生しないものと考えております。

○9番（上木 千恵造議員）

4月から発生するわけだし、それを7月に延びて3か月間をどうするのと聞いているのよ。その家賃は業者が払うべきではないかと僕は思うんだけど、その辺のところの見解を町長はどういう見解かお伺いします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（高橋 雄三君）

先ほどの質問にお答えいたします。

現在まだ入居予定も立っていないということで、調定も立てておりませんので収入は発生しないものと考えております。

また詳しいことにつきましては、県とも確認を取って、また後日連絡、報告させていただきたいと思います。

○9番（上木 千恵造議員）

分かりました。今後このようなことが発生して、恐らく町に損害、わずか何十万のことですけれども、町に損害を与えていると思いますので、よく勉強して今後またこのようなことがないように気をつけていただきたいと思います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和6年度伊仙町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告を終結します。

△ 日程第9 同意第1号 伊仙町教育委員の任命について

○議長（前 徹志議員）

日程第9 同意第1号、伊仙町教育委員の任命についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

同意第1号は、伊仙町教育委員として芳村潔政を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

芳村潔政氏の住所、生年月日等については記載のとおりであります。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

同意第1号について、補足説明があればこれを許します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

同意第1号、伊仙町教育委員の任命について、質疑をいたします。

この芳村潔政さんの任期の件なんですけれども、この履歴書を見ますと、令和4年9月伊仙町教育委員と書かれ、ありますけれども、これ9月まででしたら今6月議会ですので9月の議会に合っていたのではないかという思いがしますけれども、この任期について説明をお願いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

この芳村さんの任期については、前回が残任期間でありまして令和7年3月の28までとなっております。こちら任期が切れている状況でございますので、今回こういった形で提出をしている状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

任期が前委員の残任期間であって、3月の28日で任期が切れているということによろしいですね。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご指摘のとおりでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

町長が教育委員に同意されたときも、ちょっと履歴書の詐称みたいなのがあったんですけども、この履歴書を見てみますと平成23年7月に東立病院に入職、そして26年に東立病院に入職、これどういう履歴なのかちょっと疑わしい履歴書なんですけども、ここで同年の26年の2月に宮上病院に入職されているんですけども、こういうような履歴書を提出されている。

それから、3月28日までに任期が切れて現在6月ですよね。4、5、6この3か月間の報酬をもらっているのかどうかお尋ねいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

報酬については、支給は行っておりません。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

この履歴書の平成26年1月入職というところは退職の誤りであります。訂正しておわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（前 徹志議員）

14番、いいですか。

○14番（美島 盛秀議員）

いいです。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

3月28日で期限が切れていたというのはちょっとびっくりしたんですけども、教育委員会、定例会とかありますよね。その4月、5月とかは出席はしていたんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

4月、5月については、芳村さんについては定例会には参加をしておりません。

○8番（岡林 剛也議員）

じゃあ何でね、3月議会で提案しなかったの。

○教委総務課長（町本 勝也君）

こちらについては、任期の確認が不足していたということが事実でございます。他の委員の方は同じ任期となっていました、この芳村さんについてはこの3月の28日ということで、こちらについては、こちらの確認が不足していたという認識でございます。

○8 番（岡林 剛也議員）

これからこういうことがないように気をつけてください。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、第1号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号、伊仙町教育委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（前 徹志議員）

ただいまの出席議員は、議長を除き13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の2項の規定によって、立会人に清 平二議員、岡林剛也議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（前 徹志議員）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（前 徹志議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	井上議員	2 番	久保議員
3 番	大河議員	4 番	杉山議員
5 番	牧本議員	6 番	佐田議員
7 番	清 議員	8 番	岡林議員
9 番	上木議員	10 番	永田議員
11 番	福留議員	13 番	樺山議員
14 番	美島議員		

○議長（前 徹志議員）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。清 平二議員、岡林剛也議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（前 徹志議員）

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票11票、無効投票2票です。有効投票のうち、賛成7票、反対6票、以上のとおりです。

賛成が多数です。したがって、同意第1号、伊仙町教育委員の任命は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△ 日程第10 議案第29号 令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）
請負契約の締結

○議長（前 徹志議員）

日程第10 議案第29号、令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第29号は、令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）請負契約を締結いた

したく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第22条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第29号、令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）請負契約の締結について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第29号、令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）請負契約の締結について、補足説明をいたします。

1、工事名、令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）

2、工事場所、大島郡伊仙町伊仙1842地内

3、請負契約額、4億1,030万円

4、契約相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5150番地、淵上建設工業株式会社、代表取締役 梶 正次郎

以上、補足説明を終わります。

ご審議賜りご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第29号について質疑を行います。

○6番（佐田 元議員）

議案第29号、令和6年度伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）請負契約の締結について質疑いたします。

過去4回ですかね、入札が不調に終わっておりますが、その不調に終わった理由は、物価高騰やらもろもろで入札が不調に終わったという答弁をいただいておりますが、今回5回目で落札されているようですが、この5回目の落札に関して設計変更とか、そういう見直しされた件について詳細な説明を求めたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今回の入札実施に関して補助項目の単価を補正するに当たって、仕上げ材料や工法の見直しあるいは省けるもの等を精査し、今回の入札を行った次第であります。

○6番（佐田 元議員）

工法の見直しをされたということは、前は予定価格を引き上げたということです。取り方でよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

予定価格を引き上げたということではなく、現在の予算の範囲内で入札が執行できるように、工法の見直しや材料の見直し、省ける工事を省いた形で入札を行ったということです。

○6番（佐田 元議員）

工法の見直しということですが、どのような見直しをされたのか説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

工法の見直しについては、今回多目的ホールを建築2期工事として行うわけですが、その中における仕上げ材料の変更であるとか、中に設置する予定だった設備の取りやめ等々、あとはフロアマットとかの見直しも行って、現在の予算の範囲内でできるような工法の見直しを行ったということです。

○6番（佐田 元議員）

若干の設計が、変更があったという取り方でよろしいですか。その工法の見直しというのは、どのような見直しをされたのか、設計を変更されたのか、そこのところ説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

設計の変更とかいうことではなくて、過去不調で終わった入札等の単価が乖離している部分等がございましたので、そこら辺に単価を補うために、先ほど申しましたが、仕上げ材料とか工法等の見直しを行って、現在の予算の範囲内で執行できるような形でいうところで入札を行った次第です。

○6番（佐田 元議員）

今の説明を聞いてみますと、工法の変更を要さないで納めているということのようですが、ということは、これは計画と今までの計画と若干やっぱ違う工法でやるということのようですが、これは外観のみとか、その内装自体がもうがらっと変わってくるということで、取り方でよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

建物、この2期工事の建築規模というものは変更はございませんが、中に使用する仕上げ材であるとかは若干の変更は出てきます。

○6番（佐田 元議員）

その仕上げ材とかそういうのの変更ということで、仕上げの段階で今までの工法と違うところ、今まではこのような資材を使ってやる予定だったが、それを単価を落としてやるということ自体は、どのような資材で仕上げていくのか、そこのところをお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

変更の例としましては、例えば、木質のフローリングからタイルカーペットへの変更でございますとか、あと各階に日よけのためのロールスクリーン等も設置する予定だったのですが、そちらのほうを取りやめてあるとかというところで、単価の調整を行ったということでございます。

○6番（佐田 元議員）

せっかくすばらしい庁舎に仕上げていくためには、そういうもろもろの変更等が出た場合はやっぱり我々議会にも説明をするのが筋じゃないかなという思いがしますが、そのところはどうか考えていますか。上程して承認してくださいだけでなく、過去4回も不調に終わった例もあるので、4回不調に終わったから今回はこうして事業を進めていこうという考えでやっているんだけど、議会の皆さんの承認、了解してくださいという、そういうあれが私は必要じゃないかなという思いがしますが、そのところはどうか考えていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今般の入札の執行に関しまして、そういった変更点等が出たことに対しまして、議会の皆様への説明という部分で配慮が足らなかったというところであれば、そこはお詫びいたします。

今回議決を得られて2期工事が進めることができた暁には、その工事の中途の段階も含めて議会の皆様にも説明責任を果たしてまいりたいと考えますし、また2期工事の完成この庁舎の完成形というものを議会の皆さんそして町民の皆さん、この庁舎の完成形を楽しみにしていらっしゃる出身の方、多くの皆様と一緒に、その完成形を見てグラウンドオープン等を迎えることができたというふうに考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

議案第29号、令和6年度伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）請負契約の締結について質問いたします。

過去4回は全部不調ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

ご指摘のとおり、不調という形で終わっております。

○7番（清 平二議員）

4回にもわたって不調をした。その理由等がはっきり分からないんですけども、これの落札率というのは幾らで落札してあるんですか、5回目は。

○総務課長（寶永 英樹君）

今回の落札率に関しましては、99.95%ということになっております。

○7番（清 平二議員）

99.95%で落札してあるということですが、この4回とも不調に終わった。5回目にも4業者ですか、5業者ですか、何業者ですか、これは。1回目から5回目までの業者数を教えていただきたい。

○総務課長（寶永 英樹君）

今回の入札に関しては5業者でございます。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本2期工事の入札についてですが、令和6年5月24日、本体工事第1回目の入札でございますが、3業者でございます。

令和6年8月22日、第2回目の入札でございますが、この際は5業者を指名してございます。

第3回目、本年2月7日ですが、6業者を指名してございます。

そして、今回の入札については5業者を指名してございます。6業者から5業者への変更についてですが、県の建築工事格付において格付の内容について変更があったため、6業者から5業者への指名になっております。

○7番（清 平二議員）

4回も不調に終わって、業者3業者、5業者、6業者、5回目で5業者ということですが、これは、この6業者ありますけども、6業者の中で全部同じ業者が入っていますか。3業者、4業者、5業者。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本工事については、県の格付において建築工事一式A、土木工事一式Aの資格を有する業者を指名してございます。郡内においてそういった業者を指名しておりますが、業者については同一業者も含まれております。

○7番（清 平二議員）

2期の本体工事と1期工事とはどういう違いがありますか。

4回も不調に終わるから、途中で1期工事と2期工事を一緒にして入札したら、もっとこの落札

価格というんですか、これが安くなる可能性があるとは思いますが、何で１期と２期とを分けてやったのか。４回も不調にしているのに、やはり、１回目、２回目のあたりその検証をしないで、工事を最後まで分けてやったのか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

新庁舎１期工事についてですが、もう既にご承知のとおり１期工事については完了しております。

２期工事については、旧庁舎を解体等があったため、１期、２期に分けての施工となっております。

○７番（清 平二議員）

この２期の本体工事に１期の工事はもう終わっているということですね。１期工事は終わっているということですね。７年５月３０日に執行された工事は何という工事ですか。これは１期工事。

○総務課長（寶永 英樹君）

令和７年５月３０日に行われた入札については、今回上程させていただいております令和６年度繰伊仙町役場新庁舎新築工事（２期工事）であります。

○７番（清 平二議員）

２期工事、この淵上建設が落札しているのは４億１,０３０万ですね。この他に２期工事が３,８５０万で落札させてあるのではないですか。これを２期工事と、この２期工事というのは今、４億１,０３０万が２期工事。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

すみません。先ほど私の言葉が足らなかったのかもしれませんが、今回上程させていただいておりますのは、令和６年度繰伊仙町役場新庁舎新築工事（２期本体工事）であります。

議員がおっしゃったのは、令和６年度繰伊仙町役場新庁舎新築工事（２期外構工事）の部分だと思います。

○７番（清 平二議員）

やはりその２期の外構工事、なぜ私にはその１期の工事と一緒に合体してできなかったのか、通してやったら非常にこの経費の節減ができるものと私は思いますけども。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 １時０８分

再開 午後 １時１５分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（清 平二議員）

まだ私には納得はいかないんですけども、町長にお伺いします。この99.95%落札したことについて、町長はどう感じているのでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本工事に限らず工事発注の際には、県単価等々を見ながら積算をして発注をします。予定価格については公表されているものですので、そちらも勘案しながらということになるかと思いますが、最終的には事業所の努力といいますか、そちらのほうも事業所側ではされているものかとは思いますが、町としましては予定価格の公表、あとは県単価による見積り、積算ということを行っているということでございます。

○7番（清 平二議員）

4回も不調に終わって、その度に単価の見直しをしてきていると思うんですね。もちろんその単価が新しくなったので、予算見直し等やって業者が不調に終わる、この4回も不調に終わるというのはちょっと私には不思議でならない。

そして、今回の入札99.95%で落札をしてあるというのが、外構工事と別にしてあると。やはり、このようなところを本当に伊仙町の財政をもっと切り詰めて、町のためになると思うんだったら、そのところを節約できたのかなと私は思うんですけども、その辺のところを検証ができていないような感じがします。

では、最終的にお尋ねします。この工事が4億1,030万で契約されているんですけども、今後これについて物価高騰だからといって、これより上がることはないですか。もう今回これできっちり終わらせるということで理解してよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

昨今の物価高騰の状況等を鑑みますと、今後どうなるかという推移を見ながらということにはなりますが、我々としても物価高騰のあおりを受けてというところで、どんどん予算を投入するということも厳しい状況でありますので、予算の範囲内で収まるように努力はしてまいります。

○7番（清 平二議員）

予算の範囲内ということですけども、この予算がどのぐらい残っているのかと。予算の範囲内というのであれば、あとこの予算にどのぐらい残っているのか。

○総務課長（寶永 英樹君）

予算の範囲内といいますと、今般上程している4億1,030万円の請負契約額となりますが、本工事が議決をいただけた後、ネットワーク関係であるとかそういったところも出てきますので、そこは今工事が決まらないうちにまた積算もできないわけではありますが、そういったところも含めての予算なので、一概に現在、予算が幾らというふうには申し上げることはできませんが、その本工事が契

約議決がいただけた後に、ネットワーク関係等も工事として出てくるということでございます。

○議長（前 徹志議員）

清議員に申し上げます。質疑回数は大分超えていますので、まとめてお願いします。

○7番（清 平二議員）

この工事の中にネットワーク関係が入ってくるということで言えないということですけども、やはりその辺はきちっとネットワーク関係が入るんだったらネットワーク関係も入れて、その工事契約したらいいと思うんですけども、ネットワーク関係が入ってくるからとか、この他に外構工事があるとか、ちょっと私にはその辺のところは分からないので、もうちょっと本当に町民に分かりやすいようにしていただけたと思います。

そして、こういう工事、町長に再度お答えします。今後、工事関係があった場合は、必ずどういう工事を幾ら幾らどの業者にさせていると、広報誌に載せて町民にも分かるようにできるのかどうか、この工事を含めて。そうしないと、一般の町民はどのぐらいの価格でやっているのか、落札価格はどのぐらいなのかというのが全く今までなかったんですよね。だから、今後それを公表するのか公表しないのか、町長の今初めての議会でありますので、今のお気持ちを率直に答弁していただきたいと思います。町長に。

○町長（伊田 正則君）

今日、議員の質問に対してきちんと答えられるような学習とか経験を踏まないといけないなとつくづく感じていますけど、いろんなご意見を伺いながら私が改善できるところについては、きちんと改善できる部分を検討していきたいなと思っています。

○7番（清 平二議員）

工事関係のことを私はぜひ広報に載せてほしいということを聞いているんですけども、改善できるとかできないんじゃないかと、他の町は全部そういう場合、広報紙に載せてるんですよね。伊仙町だけがこういう工事関係の広報誌に載せてないところが、問題があるから私は聞いているのであって、その辺のところを改善して載せる、あるのかどうかということを私は聞いているんです。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど町長のほうも答弁されていらっしゃいましたが、今後その広報誌への掲載なども含めて検討してまいりたいと考えます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

先ほどの事故繰りの中で、この庁舎建設2期工事の4億8,696万1,200円ありますけども、これから、今回の4億1,030万を引くと残が7,600万ぐらい出ますけども、この7,600万はどのようにするつもりなのかお伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど事故繰り計算書の中で4億8,696万1,200円というふうに説明いたしましたが、この4億8,600万余りの金額の中には2期工事本体、外構で先ほど申しましたネットワーク関係の環境整備であるとか、管理の部分も含まれております。

○8番（岡林 剛也議員）

ちなみに、外構工事は幾らで落札して、その落札率は何%あったのかお伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期外構工事）についてですが、落札金額は4,235万円、落札率は99.6%でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

この残り7,600万の中に、この外構工事も入っているということですか。そして、ネットワークの工事とかもその中に入っているということですか。はい、分かりました。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○14番（美島 盛秀議員）

議案第29号、令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）の請負契約について質疑をいたします。

3名の議員のほうから質疑がありましたけれども、いろいろ問題が提起されたようであります。私が今の予算執行調書を持っていますけれども、見たところ、この本体工事4億1,048万3,700円、これが予定価格ですね。それから落札価格は4億1,030万、この差が18万3,000円。

で、先ほどの言われていた99.9%という落札率なんですけれども、私が以前からこの入札結果等については、もう何年も指摘をしてきた問題でもあります。県の入札落札単価の平均が85です、最低の。そして、普通は93から95%、もう95%以上になると、これは談合の疑惑があるとまで新聞記事で載ったこともあります。

ですから、ここら辺りをしっかり取り組んでいかないと、先ほどからの質疑があったように財政難に陥る、もうこれ99.6%ですからもう満額ですよ。こんな入札だと要らないですよ、本当に。そこら辺りをしっかりと精査しながら、積算しながら業者はやりますので、今、こうして見ると指名委員長に当たる副町長が座っていません。こういうこと等を考えたら、伊田町長はまだまだ行政には浅いし、こういう問題が起きてもこれを説明もできない。ただ職員が説明をするだけ。こういうことを改革していかなければならないと思うんですけども、町長その責任感をどう実感しているのでしょうか。

○町長（伊田 正則君）

先ほども議員の質問に答えさせていただきましたけど、経験を積んでいろんなことを知識として身につけながら、町民にとって何がベストなのかということをきちんと言えるような経験を踏んでいきたいなと思っています。

○14番（美島 盛秀議員）

いいです、質疑はいいです。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○5番（牧本 和英議員）

議案第29号について質疑いたします。

まあ、質疑といいますか、さきから金額に対して99.95%、また外構も99.6%、これ本当に町民にこういうふうな説明ができるのか。そして、さっきの教育委員の話もですが、これは淵上さんにも迷惑をかけること、これもさっきの教育委員の話も芳村さんに迷惑をかけることだと本当に思うんですよね。

昨日、教育課総務課長が全協でも話していたとおり、いろんな問題がありながらしている中で、教育委員の、さきに質疑すればよかったんですが、こういう問題とか、こういう99.95%が出るという、そういうのをやっぱりちょっとしっかり考えていかないといけないんじゃないかなと自分は思うんです。町長、教育長も支払いしていないからいいとかじゃなくて、昨日も本当にその全協の中で、学校でどんな問題が起きているとかしながら、教育委員、期限が切れていました。支払いしていませんから問題ないような発言とか、本当にこれはちょっと、やっぱりもうちょっと考えないといけないんじゃないかなとそう思いますが、町長、教育長どう思いますか。

○町長（伊田 正則君）

先ほどの教育委員の芳村さんに対しては、本当に当局の不備があったと、本当に本人にも大変な迷惑をかけたかなと思っています。そして、本人に対しては、今、学校の中で起きていることに対して本当に一生懸命取り組んでいる中、こういう不備が出て、さらに迷惑をかけたということを深く反省しながら、また、責任を感じています。こういうことがないように、また、きちんと庁内で確認を通したり、また、お互いにチェックをしたりしながら不備がないような取組ができればと思います。

○教育長（幸田 順一郎君）

先ほどの教育委員のことにつきましては、課長のほうからありましたように、残任期間等の確認がちょっと遅かったということ等につきましては反省をして、次回からこういうことがないように進めていかなければいけないと考えているところでございます。それから学校の今、課題を抱えている学校がありますが、教育委員会といたしましても保護者、職員と連携を取りながら問題改善に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。

○14番（美島 盛秀議員）

令和4年度伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）請負契約締結について反対討論をいたします。

この請負工事については、先ほどから質疑等があったとおりでと思います。私も常日頃こういうことを考えておりましたけれども、この新築工事におきましては、令和2年度、そして、この前の5月31日まで足かけ6年かかっております。1つの工事を、この工事なんですけれども、1期4年で前町長は完成ができなかった。なぜそういう結果を招いたのかというのは皆さんご承知だと思います。大久保町長は、前町長は議会との信頼関係がない、そして議会の人たちからの信頼がない、また不信感があるなど、議会を非難するような発言でした。そういうようなことで、私たち議会というのは、執行部と議会は車の両輪と私は常日頃思っております。是は是、非は非で議会は議論をしていかなければならないところでありますけれども、6年かけてこれが完成できなかったということは非常に残念な思いがいたしております。

そこで、伊田町長は新しく、今度町長としてまだ1か月です、ちょうど1か月です。その1か月の間で先ほどの動静なども見ましたら、出張やいろいろ町長室で座っているのは僅かだと思っております。そういう中で行政を運営をしていく、そして、しっかりと職員を指導していく、いうことから、そしてまた、町民との対話、融和を取っていかなければいけないという所信表明等もありました。そういう中でこういう結果を招いたわけでありますけれども、私はこの件に関して、この締結を可決するには時期尚早だと考えております。

さらには、6月6日の新聞でありますけれども、天城町長に賠償請求命令という新聞記事が出ました。これを見たときに、この業者は天城町での建設工事において、関係をした業者ではないかと思っております。ですから、私はこういう業者が伊仙町に仕事を取る、入札に落札をすると、また、さらには私は日頃から伊仙町の仕事は伊仙町の業者を指名入れて、伊仙町で税金を落とさせなさいということを言ってまいりました。

しかし、今日のこの執行調書を見てみますと全部町外、しかも島外までいる。先ほどの答弁で県

資格とかいろいろ言っておりましたけれども、そういうことは関係ないと私は思っております。23年かけてやってきた前大久保町長ができなかった、それを引き継いでやってきている、今後引き継いでやる伊田町長にとってもこれを提案したことについて、私は時期尚早だと考えておりますので、申し上げたいこともたくさんありますけれども、あとはまた皆さんの意見も聞けると思いますが、私は反対討論といたします。

○議長（前 徹志議員）

次に、原案に賛成の発言を許します。

○11番（福留 達也議員）

議員の方、それぞれいろんな考えがあるのは当然であります。いろんな不備を指摘されたり改善していくことを指摘されております。一つ一つそうだなと思う反面どうかと、議員というのは、やはり執行部と車の両輪という言葉もあります、だけれども対峙しながら不備を指摘したり改善していったり、そういったことも非常に重要な役割であります。

その反面、執行部が一生懸命頑張っていることは一緒に支えていく、そういった一面も本当に非常に大事な議会の役割だと思っております。なかなか工事入札がうまくいかず、延び延びになってきたと。それ一つ一つ説明を聞きながら、コロナ禍であつたりとか資材のこのウクライナの戦争で資材が高騰しているとか、徳之島においては徳洲会病院が大型の病院を造るということで人足不足であつたとか、それぞれいろんな理由があつて確かにそうだなと思いながら聞いて分かっておりました。

皆さん共通の認識で本当に役場庁舎、早期に完成してほしい、町民の大多数もそう思っていると思います。こういった中でこういった指摘しながら、これを時期尚早だというのは本当にとんでもない間違いだと私は思っております。ぜひ、伊田町政始まっております。みんなで支えながら町長の、何というのかな、一丁目一番地である派閥解消、本当にそれに向けた第一歩だと思っておりますので、ぜひ賛成して早期の完成目指していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）の請負契約の締結、この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第29号、令和6年度繰 伊仙町役場新庁舎新築工事（2期本体工事）の工事請負契約の締結は否決されました。

△ 日程第11 議案第30号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第12 議案第31号 伊仙町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

△ 日程第13 議案第32号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第33号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

△ 日程第15 議案第34号 伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第11 議案第30号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第31号、伊仙町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第32号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第33号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第34号、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、5件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を5件一括して求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第30号から議案第34号につきまして提案理由の説明をいたします。

議案第30号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第31号は、伊仙町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例、議案第32号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例、議案第33号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第34号は、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第95条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第30号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

議案第30号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

第217回、国会において国会議員の選挙等の出向経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について、国会議員の選挙等の出向経費の基準に関する法律施行令の改正は、公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域

及び割合を改めることをそれぞれ目的として行ったものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第30号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第30号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第30号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第31号、伊仙町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

議案第31号、伊仙町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の改正により第1条中の「第77条」を「第72条」に改めるものでございます。この条例の内容については変更はございません。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第31号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第31号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、伊仙町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第31号、伊仙町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第32号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（上木 博之君）

議案第32号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことにより改正を行うものです。

字句の変更、特例を適用できる年度の更新、土地の譲渡や株式の譲渡に係る所得の所得割への特別税額控除を適用する規定の追加等が主なものとなっております。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

議案第32号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第32号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第32号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第33号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれ

を許します。

○くらし支援課長（上木 博之君）

議案第33号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

今回の改正については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を66万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課額限度額を26万円にそれぞれ引き上げるものです。また、所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乘ずる金額を30万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乘ずる金額を56万円に引き上げるものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

議案第33号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第33号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第33号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第34号、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○教委総務課長（町本 勝也君）

議案第34号、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

現在、国の施策により保育料については無償化となっておりますことから、国の制度に合わせ条例の一部を改正するものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第34号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第34号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第34号、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第16 議案第35号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

○議長（前 徹志議員）

日程第16 議案第35号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第35号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更につきまして、地方自治法第96条第1項第15号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（前 徹志議員）

議案第35号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、補足説明があればこれを許します。

○建設課長（高橋 雄三君）

議案第35号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、補足説明いたします。

年次計画表の3ページをお開きください。上から5段目に掲示しております古里西伊仙線の令和7年度において、事業費3,050万円を変更計上しております。当初計画において令和6年度に完了する計画でありましたが、用地交渉において権利関係の複雑化や専門職がいらないことにより、不測の時間を要しているためになります。今後においても、用地交渉は課題になってきますので、専門職の派遣や総合補償業務を委託するなど、対策を取っていきたいと考えております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第35号について質疑を行います。

○8番（岡林 剛也議員）

伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について質疑をいたします。

この古里西伊仙線、これ令和6年度も実績出ていますけども、これは今回のところとは違うところでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

これは、実績はまた今後変更するものとなります。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは、これは今回、計画しているところの数字ですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

6年度においては、この実績が当初のままになっている状態なので、今後また変更で対応する予定でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

今回、この7年度の距離と幅が書かれていないんですけども、それはどうなりますかね。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

距離が書かれていないのは、今後、用地交渉による用地取得を進めていくのと、あと補償業務を進めていく関係になっております。

○8番（岡林 剛也議員）

あそこは下の横線の検福の派出所よりのまだ整備されていないところだと思うんですけども、あそこ車も利用できなくて非常に皆さん困っているように思いますので、これもし通った場合、整備はいつからできるのかお伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

用地取得後にはなるんですが、距離的には500mぐらいで短い距離となっていますので、2年か3年あれば工事は完了するものと思っております。来年は用地取得等かかりますので、できれば8年度から着工に移りたいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第35号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第35号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月11日水曜日、午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時01分

令和7年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和7年6月11日

令和 7 年第 2 回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和 7 年 6 月 11 日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第 1 一般質問 （大河善市議員、清 平二議員、美島盛秀議員） 3 名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	井 上 和 代 議員	2 番	久 保 量 議員
3 番	大 河 善 市 議員	4 番	杉 山 肇 議員
5 番	牧 本 和 英 議員	6 番	佐 田 元 議員
7 番	清 平 二 議員	8 番	岡 林 剛 也 議員
9 番	上 木 千恵造 議員	10 番	永 田 誠 議員
11 番	福 留 達 也 議員	12 番	前 徹 志 議員
13 番	樺 山 一 議員	14 番	美 島 盛 秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元 原 克 也 君 事務局書記 實 夏 三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	伊 田 正 則 君	総 務 課 長	寶 永 英 樹 君
未来創生課長	野 島 幸一郎 君	くらし支援課長	上 木 博 之 君
子育て支援課長	伊 藤 晋 吾 君	地域福祉課長	稲 田 大 輝 君
経 済 課 長	橋 口 智 旭 君	建 設 課 長	高 橋 雄 三 君
耕 地 課 長	田 中 勝 也 君	きゅらまち観光課長	上 木 雄 太 君
水 道 課 長	富 岡 俊 樹 君	農委事務局長	富 山 勇 生 君
教 育 長	幸 田 順一郎 君	教委総務課長	町 本 勝 也 君
社会教育課長	中 富 讓 治 君	学校給食センター所長	森 一 途 君
健康増進課長	大 山 拳 君	選管委員会委員長	嶺 津太郎 君
選管委員会書記長	稲 田 良 和 君	総務課長補佐	古 川 徹 君

令和7年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質 問 者	質問事項	質 問 の 要 旨	質 問 手 相 手
1	大河 善市 (議席番号3)	1. 今後の町政運営について	①町民主体のまちづくりと派閥解消へオール伊仙での取組について問う。	町 長
			②役場職員の意識改革について、どのような取組みを進めていくのか問う。	
			③大久保前町長が進めた小規模校の存続及び住宅建設について、伊田町長の考えを問う。	
			④今後進めていきたい事業として、大阪観光局との連携した取組みについて詳細を問う。	
			⑤農業振興について、農家の経営安定と所得向上を図り夢を持てる農業にするための支援策について問う。	
		2. 高齢者支援について	①高齢者等へ対して、町独自の支援策及びサポート体制について問う。	町 長
			②シニアカー（電動車いす）の購入助成について問う。	
2	清 平二 (議席番号7)	1. 派閥解消について	①どのようにして派閥解消をするのか問う。	町 長
			②利権構造について問う。	
			③公共工事等入札関係をオープンについて問う。	
		2. 副町長の設置について	副町長を設置するのか問う。	町 長
		3. 町長選挙について	町民が安心して投票できる投票所だったのか問う。	選挙管理委員長
3	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 伊田正則新町長の所信について	①5月11日執行の選挙結果をどのように受け止めているのか問う。	町 長
			②派閥解消を訴えていたが、派閥についてどのように認識しているのか問う。	
			③建設業協会（約40社）の組織的協力（支持・支援）と町外業者の支援を受けていることについて問う。	
			④役場職員の意識改革を訴えているが、約250人を超える職員をどのように捉えているのか問う。	

3	美島 盛秀 (議席番号14)		⑤大久保前町長の後援会を引き継ぎ、後継者を自負していたが、残された負の事案が町民負担になっていることに対し、どのように責任を果たす考えなのか問う。	
			⑥伊仙町シルバー人材センターの運営について問う。	
			⑦副町長人事についての考えを問う。	
		2. 伊仙町選挙管理委員会について	①伊仙町選挙管理委員会の執務状況について問う。	選挙管理委員長
			②町長選挙を巡る異議申し出について問う。	
4	井上 和代 (議席番号1)	1. ほーらい館癒ていなホールの増築・改築について	①台風や災害時の避難所として十分な人数の受け入れや機能を果たしているのか問う。	町 長
			②各種大会や懇親会等の人数は十分に受け入れられているのか問う。	
			③温暖化の影響により今後癒ていなホールの需要が高まると思うが、対応ができるのか問う。	
		2. 島口の伝承について	①島口を伝えていく方法はどのようになされているのか問う。	町 教 育 長
			②教えていく方法は一律であるのか問う。	
			③日常用語が使えて良しとするのか問う。	
			④手本となる教科書等はあるのか問う。	
			⑤方言の奥深さを伝える名言等は教えられているのか問う。	
		1. 災害対策について	①5月に発生した大規模火災（阿権地区1棟、伊仙地区4棟）に関し、罹災者への事後対応について問う。	町 長
			②緊急時における行政職員の参集体制や災害時に自治体として対応できる限界はどこまであるのか問う。	
5	杉山 肇 (議席番号4)	2. 子どもの教育格差是正について	①家庭の経済状況に左右されない教育機会の平等は確保されているのか問う。	教 育 長
			②児童生徒を対象に、学校外での学習塾や様々な習い事に対する支援等ができないか問う。	

6	牧本 和英 (議席番号5)	1. 先般執行された伊仙町長選挙について	①告示前日にいだ正則後援会がポスティングされたビラについて問う。	町 長
			②伊田町長は派閥解消を訴えているが、どのように進めていくつもりなのか問う。	
		2. 伊仙町シルバー人材センターについて	5月末に解散されているが、今後について問う。	町 長

△開 会（開議） 午前１０時００分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第１ 一般質問を行います。

初めに、大河善市議員の一般質問を許します。

○３番（大河 善市議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号３番、大河善市です。ただいま、議長より許可が出ましたので、令和７年第２回定例会において一般質問を行います。

24年ぶりに新町長、伊田正則さんが誕生し、選挙公約で、子や孫に誇れる伊仙町と派閥解消、「オール伊仙」で頑張るとのことですが、実現に向けて町政運営に頑張っていただきたいと思います。

それでは、通告内容に従って質問をします。

今回の質問事項については、伊田町長が選挙戦でのマニフェストや新聞記事等及び昨日の所信表明を踏まえて質問を行います。

（１）今後の町政運営について。

①町民主体のまちづくりと派閥解消へ、オール伊仙での取組についてを問います。

②役場職員の意識改革について、どのような取組を進めていくかを問います。

③大久保前町長が進めた小規模校存続、及び住宅建設について伊田町長の考えを問います。

４番、今後進めていきたい事業として、大阪観光局との連携した取組についての詳細を問います。

⑤農業振興について、農家の経営安定と所得向上を図り、夢を持てる農業にするための支援についてを問います。

（２）高齢者支援について。

高齢者に対し町独自の支援策及びサポート体制についてを問います。

②シニアカーの購入助成についてを問います。

以上で１回目の質問を終え、２回目以降は自席で質問を行います。答弁については明確な答弁をお願いをいたします。

○町長（伊田 正則君）

ただいまの質問について、私が選挙戦や、またマニフェスト等で示したような質問の内容だったと思いますが、１つずつ順番に１番から５番、そして高齢者支援については１番から２番について答えさせていただきたいと思います。

まず、町民主体のまちづくりについての取組がありましたが、町民が町の運営に参画できる町と

というのはどういう町だろうかと考えたときに、町民の声が町政にきちんと届くことが大事なと思います。そのためには町民の声にきちんと耳を傾ける姿勢、それと昨日もありましたが、町のいろんな情報等について、公開できるところは、きちんと公開するという、そして地域からの声も積極的に聞く環境を整えていくと。これが大事なかなと思っています。

詳しいところは、また自席で答えさせてください。

○3番（大河 善市議員）

それでは、具体的に話をしたいんですが、伊田町長が感じているこの議会での派閥について、昨年、堆肥センターの堆肥のペレット化の予算否決、それから教育長人事の否決、昨日ありました新庁舎2期本体工事請負契約の否決等があると思いますが、議会で派閥解消について、どのような考えで臨んでいくかを伺いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

まず、派閥という言葉で片づけてしまうとちょっと難しいのかなと思いますが、いろんな価値観を持つことはすごく大事なことで、議会でもいろんな答弁がされるということは大事なことかなと思っています。

その中で、私の考えの中で、現教育長人事のときに、昨日のような反対討論というか反対意見が全くない中で否決された。町民に分かりやすく否決する理由を説明するためにも、きちんと否決する理由を町民に示して、そしてそこで否決するという形が私としては理想かなと思っています。

それから、ペレット化の問題については、私も農業していて、牛ふんの処理をいつもフォークでトラックに積んで、それで畑に持って行って、畑の中で一輪車できびに入れていくという作業を実際していますが、これが今60代でどうにかできている状態、これが70、80でも畑に行きたいという私の夢は、年を取ったときに可能なのかなという心配があります。

これをペレット化にすることによって、今の化学肥料のように手でまいたりとか、またはトラクターでまいたりという作業ができるとしていますし、このペレット化にすることが時期尚早という説明の中で否決されましたけど、これが本当に時期尚早だったのかなと。この後すぐ徳之島町は、この伊仙町からの国の予算を引き継いで県のほうに申請して事業を進める方向にいったというような話も県の関係者から聞いて、ペレット化については農家が待ち望んでいたものだったんじゃないかなという思いがあります。

そういうためにも、この議会の在り方、または私たちが町民の信託を受けてこの場にいるということは、町民の幸せのために何が大事なのかという価値観を、きちんと、より深く熟議して解決をしないといけないと、そういう思いで、こういう部分については時間をかけてでも解決できるような方向で持っていきたいなと思っています。以上です。

○3番（大河 善市議員）

先ほどのペレット化については、また次の質問等でも行いたいと思いますが、ぜひ今おっしゃったことを議員の皆さんともよく知りたいと思って、町民から選ばれた私たち議員でありますので、

町民のためになるようなことを、執行部が提案してきたものについて、全てが反対とかいうことではなく、どうしたら町民のためになるかということを考えて、また、町長のほうもそういうことで進めていければなというふうに思っております。

次に、区長及び民政委員等の選出において派閥解消に向けた取組等が、今後そういうような派閥解消に向けた取組ができるかを伺いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

民生委員とかの役職のことだと思いますが、私は教育長時代に区長会とか、それから女性連の会議等に参加させていただいたときに、こういう会で町長を支持するとか町長を支持しないとかいうのは関係なしに、誰もが参加できるような環境が大事でないかということを、常に、そのときには言ってきました。これは今も変わりません。

町をよくするためには、町長を支持する、しないで、物事を判断するのではなくて、その会に出やすい環境をどう整えていくかということが大事なことだと思っています。その中で役員になれるとか、なれないとか、なりたくないとか、そういうような感情が走ることが町にとっては不利益な部分につながっていくだろうと思っていますので、やる気のある、または能力の高い方が希望した場合には、全てが自由に参加できると、そういう機関になっていくことが望ましいと思います。

○3番（大河 善市議員）

総務課長にお聞きをしますが、現在、区長がいらっしゃる地区が何か所かあると思いますが、これについて、今町長がおっしゃったようなことで人選等を進めて、早めに区長等が選出できるような体制について、何か所かあるということを聞いておりますが、そういう体制がどのようなかを伺いたいと思いますが。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在、区長不在の集落が4集落ございます。区長の推薦については、基本的には各集落からの推薦によって人選が行われるものと承知をしておりますが、そういったことがない場合は行政のほうからも働きかけて、速やかに区長が選出されるように働きかけてまいりたいと思います。

○3番（大河 善市議員）

よろしくお願いをしたいと思います。

先般の新聞記事等にも載っていましたが、瀬戸内町長のことだったと思いますが、各種組織や若い人たちの意見を語る会というのを開催して、高等学校の生徒との語る会とかいうのが載っていましたが、伊田町長においても各種団体や若い人の意見を聞く機会等も持って、4年間かけてそういうことをして幅広い意見等を聞いて、また大久保町長のときもありましたが、各集落の座談会等も毎年はしなくても、任期中にそういうような集落の意見等も聞く機会等、そういう考えがないか、お聞きをしたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

先ほども話をしましたが、町民総参加のまちづくりを目指していくという中で、今、小学校の子どもたちが夏休みに議会に訪れて、それぞれの意見を言うという子ども議会というのが実施されています。

先日の瀬戸内町の報道の中でも高校生と意見交換するというのがありましたけど、この目的は、私の感覚で言うと、将来的に町の運営に参画できるような能力を育成する場であると。きちんと町に対して関心を持たせることが、将来的には子どもたちにも、そういう町の運営に参画できるような気づきをその場でつくっていくだろうと思っています。

そして座談会についても、町のことに関心を持たせるためには、私たちがその場にお伺いして、そしていろんな意見を聞いて、そして自分たちの意見が町の運営に参考になったと、町の運営に役立ったというようなことが実績として上がれば、さらに関心が高まって町運営に参画できるような人口が増えていくだろうと、割合が増えていくだろうと思いますので、そういうのは積極的に実施して、大久保町長の時代にもあった座談会についても機会を見て実施したいなと思っています。以上です。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

1番については、これで終わりたいと思いますが、2番の役場職員の意識改革について、どのような取組を進めていくかを伺いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

役場職員の意識改革という幅広いテーマだと思いますが、私が町長になって、まず課長会、または職員朝礼の中で話をしたことが、私は教育現場でずっと経験を積んできましたが、職員室の中で職員同士が感情的になって意見を言い合ったり、あとはトラブルを子どもたちが見ることが、子どもたちが敏感にそれを捉えて、そして学校に対する不信感とか教師に対する不信感というのを抱く場面というのがあります。やっぱり先生方がにこにこ笑いながら楽しそうに職員室で行動していることは、子どもたちにとっても楽しい学校をつくる上で大事な事かなと思っています。

そういうような雰囲気を、役場、庁舎の中でもつくる必要があるだろうと。庁舎の中で、職員が外から来た方に対して朗らかに対応すること、または自分の課に関係なくとも、外から来た方に対して、どこに何の用事ですかとか、声をこちらからかけること、これが来庁した方たちにとってもすごく行きやすい役場になるかなという気がしますので、そういう職員の雰囲気を、職員の仕事している環境をきちんとやることは大事かなということで、先日、課長会のときに話をさせていただきました。

それから、朝礼のときに話をしたことで、私たちは学校現場の中で、授業時間とか学活の時間、子どもと接する当たり前の時間ですけど、この時間だけを子どもに接するのではなくて、休み時間とか給食の後の休憩時間とか、そういうときに子どもに声をかけたりとか、元気がないねとか、何

かいことあったのか、または散髪したんだねとか、ちょこっとした声かけが、子どもたちにとって親しみやすい先生や、また通学していて楽しい環境をつくり出すと思っていますので、そういうのも私は朝礼のときに、職員の中でもそういう声かけ等が、風通しのよい環境等が必要じゃないかなということを話をさせていただきました。そういうような話を朝礼や課長会ですることが、少しずつ意識を一緒に変えていける、一つのチームとして変えていける部分につながるかなと思っています。

また、具体的に外部の人材を活用することも大事なと思っています。職員に対して外部の人材と一緒に学習すること、外部の人材のいろんな気づきを職員に伝えること、それによって職員の意識が少しずつ変わっていくと、そういう場面でできていったらいいかなと思っています。以上です。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

町長、就任して、まだ1か月ぐらいですが、今おっしゃったようなことは課長会、そして月1回の職員の朝礼等もあると思うんですが、朝礼等についてはリモートでやっているということだと思いますが、町長が就任してすぐですので、やっぱり全職員を対象にそういう話す場面等も必要じゃないかなと。課長等はもちろん毎月、定例会も開催して分っておりますが、多くの職員の皆さんにもそういう思いを伝えていけるような方向でお願いをしたいと思っております。

次に、2番目については総務課長にお聞きをしたいんですが、毎年、職員の採用等があると思いますが、そういう人たちの職場体験や研修等が行われているのかどうか。また、新人職員もですが、中間的な職員等の研修等も開催されているかどうかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

まず、先ほどの質問で全体朝礼であったりとかというところ、町長の声を直接各職員に届けるという意味では、こちらのほうから中継配信をして、全体朝礼についても議場をお借りして中継配信をして各職員が配聴できるような形を整えていますので、そちらのほうは、また、ご理解いただきたいと思います。

そして職員研修の実施としては、もちろん新規採用職員の新人研修であったり、係長もしくは課長補佐等各職員における研修を行っております。行政倫理や地方公務員としてのサービスの根本基準の理解、あるいは町民サービス向上を目的とした研修等を今後も進めてまいりたいと考えております。

特に、町民第一の精神や多様な価値観への理解促進を図ることで、町民目線で考えるという姿勢を各職員が養っていくというところを考えて進めていきたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

再度、総務課長にお聞きをしたいんですが、若い職員と他の町村でも、新聞等でもありましたが、どこか職場体験等、そういう体験等が実施をされたことがあるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

職員が他へ出向いての職場体験というところは、現在行ってはいないんですけれども、今年度から行政奄美教育プログラムということで、今年度から3年間、1年につき3名ずつという形で、大島郡と鹿児島大学のほうが連携をして教育プログラムを実施することになっております。

この趣旨としましては、政策集団として大きな期待と使命を持つ行政職員の仕事を支えるべく、交流と学習を軸にして、奄美固有の価値を具体的に行政施策に落とし込んでいくための手がかりを得るために実施するものであるとなっております。

今年度30代の職員が1名、20代の職員が2名の3名が申込みをして、現在、町としても、その3名の受講に向けて推進しているところであります。

こういった形で教育プログラムであるとか、あとは現在派遣している内閣府、あるいは沖縄の南西地域活性化センター、奄美群島広域事務組合等で研修を深めることにより、また人的ネットワークの構築等にもつながると思っておりますので、そちらも今後も推進してまいりたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。ぜひそういう機会を設けて、若い職員等にも経験を積ますことも大事だと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、職員の離職、辞めていく方が結構、最近多いようなふうに思いますが、ちょっと調べてもらったら、過去5年間で20代から50代の職員16名が自己都合で退職をしているということを聞きましたが、この問題について、せっかく入って頑張っているのに、もう50代の方も結構辞めているとかいうことも聞きますが、この問題について、その原因、また、それに対する対策等が取っているのかどうか、この辺について総務課長のほうから答弁をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、過去5年間において16名の、定年退職者を除く自己都合退職者がいらっしゃいます。

近年の労働市場の動向を踏まえますと、全体的な雇用形態や働き方の多様化に伴い、これは本町だけではなく、従来よりも中途退職者の数が増加している傾向というのは全体的に見られると考えております。特に若年層を中心に転職希望であったりとか、キャリアチェンジを志す方々が増えておりまして、その結果として中途退職者の割合も高まっているということも原因かとは思っております。

本町においても中途退職者が増加傾向であるということで、これまで共に働いてきた仲間が職場を去るということは、とても心苦しいことであります。面談等を通じて本人の意思確認であったり

というところも行っているんですが、退職の意思が固いという場合には、その意思を尊重し受理している状況でございます。

今後についても、先ほど町長のほうからございましたが、職場環境の改善等々、対策を講じていき、風通しのよい職場づくりを目指し、中途退職者が少しでも減るような対応を行ってまいりたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

今おっしゃったようなことを行って、少しでも途中で辞めていく職員等が減っていくような対策を、ぜひ講じていただきたいと思います。

次に、これについては町長に見解を伺いたいと思いますが、職員採用時に専門的な知識で試験採用がされた方においては、この専門的な知識を生かした職員の異動等も必要ではないかというふうに思っておりますが、こういうことによって町民のサービス等にもつながって、専門的な方が各部署に長年いると相談もしやすいとか、いろいろな面も出てきますので、そういうことを考えた今後の人事異動等ができないかということも聞いておりますので、そのようなことも踏まえた異動等も考えることができないかを伺いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

職員と話をしている中でもそういうような話を聞かせていただいたことがあります、やっぱり慣れている方がいることによって聞きやすいとか、この人に聞けば何でも教えてくれるとか、そういうことによって仕事が効率的に進むというような話を聞いたことがあります。そういうことから、どこの職場でも専門的な方がいるという、それが長い期間おれるという環境は望ましいのかなと思います。

しかし、その中で、ずっと同じ職場で、同じ課の中で仕事することが本人にとってどうなのかなと思ったときに、本人もそろそろ他の課でも経験したいという気持ちがあるかもしれない。役場とか伊仙町全体にとっては、そういう専門職の方がずっと同じ課のほうで仕事をしていて本当に心強いという思いと、また、本人がこれからキャリアアップ、また、いろんなことを経験して町のために働きたいと思ったときに、いろんな課を経験させるのも一つの考え方かなと思います。

特に若い人たちにとってみたら、いろんな課を経験させて、そして自分の中で適性をきちんと見つけて、この課で将来的には頑張っていきたいなというような経験を踏ませることも大切かなと思いますので、ケース・バイ・ケースでそれを捉えていきたいなと思います。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。

次に、我が伊仙町においては自主財源の少ない町でありますので、若い職員でIT関連に特化した職員を中心に、国、県、奄振事業の交付金を活用し町民サービスができるような体制を、今後そ

ういう組織みたいなものをつくって、事業に特化して町民サービスができるようなものがないかを伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度から庁舎内のほうでD X推進リーダー育成という事業を行っております。こちらに関しては、各課の職員に対して、適性がある職員の方に何名か来ていただいて、D Xに関する様々な研修を受けていただきまして、各課においてそれぞれD Xを推進してもらうような形で今体制を整えているところでございます。

行く行くは各課のほうでそれぞれD Xを推進していきながらも、役場全体で大きなD Xの推進ができればいいかなというふうに今考えているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。この問題については、また2番でも聞きたいと思いますが。

次に3番、大久保前町長が進めた小規模校の存続及び住宅建設について、伊田町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

小規模校は、私が教育長時代に感じたことは、学力が高くなると。大規模校に比べて、中規模校がありますけど、中規模校に比べて小規模校は学力が高くなると。それは身近に先生が、いつも寄り添って授業をしてくださるとか、いろんな教えやすい環境にあるということだと思います。この小規模校のよさを生かすためにも、今、教育委員会のほうで結い結い留学という山村留学を取り入れていますけど、こういうことを通して児童数の増とか、または、今、未来創生課ですかね、空き家対策事業というのを、計画の段階で、今年は調査するという計画出ていましたが、この空き家対策を通してIターンやUターンの方たちの移住先をきちんと確保して、そして人口増につなげていくと、そういうことを通して小規模校の存続を追求していかなくちゃいけないかなと思っています。

小規模校があることによって地域の人たちと密接につながることで、そして地域の人との関わりが、将来、人と人との触れ合いの大切さを学ぶ機会になっているということ、そして地域を誇りに思うような能力が地域からの体験を通して学んでいるということ、こういうことを通しても地域に学校があることは大事なかなと思っています。

そのためにも、できる限り、どこまでこれが維持できるかというのは難しい環境になっていくかなというのは私も承知していますが、できる限り小規模校が存続できるような工夫改善を図りながら、存続できるような状況をつくっていきたいと思っています。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

次に、小中学校の一貫教育導入についてはどのように考えているかを伺いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

小中一貫教育のメリットは、小学校、中学校が1つの義務教育学校として始まることによって、今、小学校で文科省が進めている教科担任制が推進できると。小規模校で教科担任制をしようとしたときに、やはり職員が少ないということで、教科を別々に授業を扱うということはすごく難しいところ。ところが、小中一貫をすることによって、中学校の先生が小学校の授業を見たりとか、または小学校の先生が中学校の授業を見たりとか、こういうようなお互いの職員の交流が自由にできますので、そういう点からしても、今、文科省が進めている教科担任制等については、私は有効だなと思っています。

これが小中一貫校、今、天城町で西阿木名の小中学校が小中一貫校にしようとしています。この小中一貫校と同じようなシステムで、施設分離型の小中一貫校というのがあります。施設をそのまま残しながら、例えば伊仙で考えると、伊仙中とそれから小学校は鹿浦、伊仙、馬根、この4校が一貫して施設分離型の一貫教育を受けることによって、先生方の行き来が可能になると、また、行事等も一緒になって取り組んでいけると。

人数が少ない学校ですと、自分の意見がどれだけ周りに対する影響を与えるかとか、または自分と違う意見が、自分の中でどれだけ情報として仕入れることができるかと、そういうところでコミュニケーションを取る場面というのが、大規模校、中規模校に比べて減っていますので、環境として恵まれていませんので、そういうところで施設分離型の小中一貫校をつくることによって職員も増になると私は聞いていますけど、職員も増になるし、そしてお互いの学校の行き来も自由になるということで、いろんなところで、今ある小規模校の課題等にも解決するような方向にいくのではないかなと。

これも私自身の今の考えで、教育委員会とも詰めないといけないかなと思いますけど、教育委員会とも詰めながら、そういう方向がこれからの検討課題として、あと何年後になるか分かりませんが、小規模校の存続が難しいときには、そういうところも頭に入れて準備しなくちゃいけないかなと思っています。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

今おっしゃったようなこと、小規模校の存続が難しくなった場合等には、今おっしゃったように分離型を導入するとか、いろんな方向を、今、町長がおっしゃったことを、また、教育委員会とも相談しながら、そういうのも進めていくことも大事じゃないかなと思っています。

次に住宅建設について、定住促進住宅については小規模校への建設を現在進めておりますが、これについては今後も小規模校を中心とした定住促進住宅の建設を進めるかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、公営住宅整備として西犬田布団地、木造平家2棟4戸、2DK型タイプを建設中であります。また、令和8年度から令和9年度にかけて阿三カシナトウ団地、木造平家3棟8戸、3LDKタイプを4戸、2LDKタイプを4戸建設予定であります。

今、質問された定住促進住宅としましては、先日の答弁の中にもございましたが、本議会において補正予算が承認されれば、令和7年度中に阿権団地、木造平家3棟3戸、3LDKタイプを建設予定をしております。

今後も公営住宅整備にも言えることですが、鹿浦小学校の建て替え工事や給食センター建設など財政を圧迫するおそれがありますので、財政等調整しながら小規模校の児童が増加していくよう進めていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

次に4番の今後進めていきたい事業として、大阪観光局との連携した取組についての詳細を伺いたと思います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

大阪観光局は前大久保町長時代から、いろんな連携を取らせていただいています。夕べも実は観光局局長、理事長から電話があって、伊仙町をアピールするためのラジオ番組に出演してくれないかなというご要請がありましたけど、ちょうど議会と重なっているということでお断りしましたけど、伊仙町をアピールすることによって、伊仙町へのインバウンドの外国人の観光客を誘致するとか、または今、大阪万博に来ている国内の観光客を伊仙町に誘致するとか、そういうところを進めていきたいという話でした。

私たちが気づいていない徳之島のよさ、食とか、また自然とか、人間とか、人とか。この人のよさとか、また自然の豊かさとか、私たちが当たり前に思っていることが、この大阪観光局の方々から見ると世界に通用するブランドだと、これを世界にもっともっとアピールして、伊仙町のよさをアピールしながら観光客等を誘致できるはずだというような話をよくします。

そういう中でこの観光局と連携を取って伊仙町の活性化につなげるようなところをつくり出していきたいなと思っていますし、また、インバウンドが推進されていくと大阪からの直行便も可能ではないかという話もよくします。そういうところで、この利便性等も考えて、こういうところにも着手していきたいなと思っています。

それから、今、教育委員会のほうで小学5年生から中学3年生まで英語教育、英会話教育を進めていますけど、この英会話教育をさらに高めるためには、近くに外国の方が来たときに、自分の習った英語が使える楽しさとか、使えることに対する学習に関する意欲向上とか、または多文化を学

ぶことによって、自分の徳之島のよさを再認識することとか、そういうところにも役立つかなと思っています。

そういう意味からしても、子どもたちの世界に目を向けた能力を育てるためにも、この大阪観光局との連携は伊仙町にとって有益な事業であるかなと思っています。具体的にはまだ話をしていますが、また来月、島に来たときに具体的な話もできるというふうに聞いていますので、そういう話もしていきたいなと思っています。

○3 番（大河 善市議員）

新聞報道等によりますと、この観光局と連携して海外からの職員の登用、また海外戦略室を設けるといようなことが新聞等にも載っていて、子どもたちが世界に出ていける環境づくりということがうたわれていましたが、そういう外国の方の職員登用等も考えているかどうかを伺いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

これも観光局の局長、理事長との話の中で出てきたことですが、外国人教師、また外国人を採用することによって、異文化に対する興味関心が醸成されるだろうと思っていますし、世界へ子どもたちが目を向けていくためには、今、阿権小学校で「われんきゃガイド」というのがあります。糸木名小学校でも「われんきゃガイド」を始めようと、今準備していますけど。この「われんきゃガイド」の子どもたちが、外国人の観光客に対して自分の地域のことを英語で説明する。

こういう機会をつくり出す、また、こういうことができるような能力を高めていくと。こういうことができいくことによって、子どもたちの中でだんだん世界に目を向けたりとかいうことも出てくるかなと思っていますので、そういう意味からしても外国人の職員の任用については考えていきたいなと思っています。

ところが、先ほどもありましたけど予算がありますので、外国人のそういう能力の高い方を雇うとなるとどれだけの予算が必要なのかとか、そういうところも考えて、最終的には実現できるかできないかを判断しなくちゃいけないかなと思っています。

○3 番（大河 善市議員）

それでは、5 番の農業振興について、農家の経営安定と所得向上を図り、夢を持てる農業にするための支援策についてを聞きたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

先ほど未来創生課の課長からもDXの問題がありましたけど、いろんな農機具の助成をもらいたいか、または今の農家における課題等について国の支援、または県の支援がないものかどうかとするときにデジタル技術が必要になってくると思います。そういうところで申請がスムーズにいくような手助けとか、または国や県の中でどういような補助の予算があるかということを積極的に

役場職員が調べて、地域の農家の方々に示していくということも大事なかなと思っています。そういうことによって、農業の安定、または将来についても夢のある農業ができるのではないかなと思っています。

私が、夢のある農業というのは先ほども話をしましたけど、一番は、60になっても、70になっても、80になっても、畑に行きたいなという、そういう感覚を、私は夢の持てる農業というふうに考えています。

今、私たちは生産高を上げるためだけに、化成肥料を使用し過ぎている、過剰に化成肥料に頼ってしまっていると。そうすることによって畑の土の微生物が減少していつて、作物が育たないような土に変わりつつあると。そこを変えるためには牛ふんとか微生物が育つような環境を整えることで、将来的にも、この広い大地を子や孫に譲れるのではないかなと思っています。

子や孫の代までも作物を作るような大地を利用する農業にするためには、化成肥料だけではなくて、有機肥料をきちんと畑に与えて微生物育てて、そして作物がいつまでも育つようなそういう環境、これが夢のある農業だと思っていますので、そういうところに私は関心を持って取り組んでいきたいなと思っています。

○3番（大河 善市議員）

マニフェストで、農蓄連携に重点を置き、堆肥のペレット化により、農業の基本である土づくりの強化を図るというふうにありましたが、これについては経済課長にお聞きをしたいんですが、堆肥のペレット化の再申請等については、いつ頃予定しているのかを伺いたと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、県とペレット化事業、堆肥センターの改修事業も併せまして協議を行っているところでして、本年度において奄美地区の環境整備事業において計画を策定してまいります。

その計画が国のほうで承認され次第、令和8年度において実施設計、造成工事の発注、令和9年度から11年度にかけて堆肥センターの改修、またペレット化の設備等の導入を計画しております。

そのための承認申請を、現在、作成し、間もなく県のほうへ上げる予定となっております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

次に基幹作物でありますさとうきび、畜産、バレイショ栽培を基本として所得向上を図り、夢を持てる農業について、現在、取り組んでいる支援等があればお聞きをしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

畑を使う土地型利用作物と言われるさとうきび、バレイショ等におきましては、やはり、今、一番重要なことは土づくりに限ると考えております。そのため、令和6年度において事業計画等も示してまいりましたが、等々事情がありまして断念しているところでございます。

現在、先ほど町長からもありましたが、これまで化成肥料に頼り過ぎてきたというところで、根の張りが、やはりどの作物も悪くなっているという部分もありますので、しっかりと有機物を投入していく事業を現在も継続しているところでございます。

また、作物のそれぞれに関しましては、さとうきびにつきましては干ばつ地域ということで夏植えの推進、面積拡大を図っておりますし、バレイショにつきましては病害防除ということでドローンの薬剤散布に対する助成事業等も発出しているところでございます。

○3 番（大河 善市議員）

次に有機農業について、その取組や対象品目について、現在進めていることについてお話をいただいて、また沖縄との連携、農業振興についてを聞きたいと思っております。

○経済課長（橋口 智旭君）

まず、有機農業のほうについてでございますが、こちらは昨年度から取り組んでおりますグリサゴ事業、こちらを活用いたしまして、現在、バレイショ、簡易版の栽培履歴等を作成しているところでございます。

また、今年度におきましては、その事業を活用しましてバイオ炭、炭の施用による病害防除、または土作りの効果を検証してまいります。

そういった中で、現在、有機 J A S の認定につきましては、各個人が申請を上げる際には、かなりの金銭、お金が必要となってまいります。そういったところを、人数を集めて団体として審査員等を招致して申請を上げていくことによって、1 人、例えば30万円かかるものが1 人1 万円ずつ、みんなで出し合うことで、そういった審査員を招致することも可能となってきましたので、そういった方々を集めるような活動も現在行っております。

また、沖縄との連携についてですが、現在、経済課においてはサツマイモの出荷に関することに重点を置いて、現在、取り組んでおります。

その中で P P I H グループ、ドン・キホーテグループ、こちらのほうに現在出荷を少量ですが行っているところですが、その間を持っていただいている流通会社、こういったところも海外への輸出対策等もできないかということで、お声も頂いておりますので、併せてまた推進していきたいと考えております。

○3 番（大河 善市議員）

今、経済課のほうに質問しましたが、ぜひ今やっている基幹作物のさとうきび・畜産・バレイショ以外に、夢の持てるようなことで有機農業の取組や沖縄との連携をして農家の所得向上ができるように頑張りたいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3 番（大河 善市議員）

それでは、2 番の高齢者支援について。高齢者等に対して、町独自の支援策及びサポート体制についてを問います。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

町としましても、このサポート体制の整備というのは進めているところです。健康維持とか生活支援とか、いろんな方策を取り組んでいると思っています。

しかし、先日、私が町長になってすぐ、お手紙が来まして地域サロンをもっともっと活発にしたいんだけど、なかなか地域サロンに集まる人もいないし、地域サロンが実施されているかどうか分からないということもありましたので、そういうところは改善して、そしてみんなが健康維持に努められるような環境整備には努めていきたいと思っています。

詳しいところは担当課長に答えてもらいます。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

高齢者等へ対して町独自の支援及びサポート体制について問う。

高齢者等へ対して、町独自の支援、サポート体制についてということですが、本町では高齢者の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、様々な支援策とサポート体制を整備しております。

まず、健康維持や生活支援を目的とした各種介護予防教室、地域さわやかサロン等を展開し、介護予防に重点を置き、介護度の重度化予防等の取組を推進しております。地域福祉課内にも地域包括支援センターを設置しており、専門職員である保健師、看護師等による相談窓口を設置し、高齢者やその家族からの相談に丁寧に対応しております。この窓口では介護予防や認知症対策、福祉用具の貸与や住宅改修など多岐にわたるサービス情報の提供と調整を行っております。

○3 番（大河 善市議員）

この問題に対して、各集落から、ほーらい館及びA コープ等の利用については長寿子宝社が運行しているバス等があり、これについては町の自主財源での運用になっておりますが、また介護認定者等については介護タクシー等の利用時には助成等があるということを聞いておりますが、また高齢者の方や児童生徒の交通手段の確保が、現在問題になっているんじゃないかなと思っておりますが。高齢者で車のない方等の移動手段として、この間、全員協議会で説明等がありましたが、本年

度より地域共生型公共ライドシェア事業の導入があるということを聞きましたが、これについて担当課長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本定例会に上程されている補正予算にもございますが、未来創生課において、現在、長寿子宝社が中心となって運用されているコミュニティバスの運行形態を見直すために、地域共生型公共ライドシェア導入実証事業委託費を計上してございます。こちらは令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）という500万円までの定額の補助金を活用することを検討しております。

内容につきましては、公共ライドシェアという新しいサービスの導入を検討するに当たり運行形態、運行エリアの整理、運行体制の構築、実証運行の実施を行うことを予定してございます。

また、実際に公共ライドシェアの導入が始まれば、地域公共交通確保維持改善事業の補助金を活用いたしまして、経常費用から運賃などの経常収入を引いた赤字分を補填する形を目指しております。

現在は無料で走らせており、今後もこのサービスを運営していくには財政的に厳しい状況でありますので、利用者の皆様にも少しずつご負担をいただきながら、よりよいサービスを継続していくことを検討しています。

高齢者の皆様のご意見もちろんですが、町民の皆様のご意見を伺いながら最適な運行形態、また財政面でも今後のサービス継続に向けた最適化を目指しながらいきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

これについては、令和7年度の予算が通過すれば、この事業ができるということを聞いておりますが、この事業については事業委託者等はどのような形で、どのような方々が対象なのか等について説明をお願いしたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、公共ライドシェアについて説明をさせていただいたんですけれども、こちらに関してましては市町村やNPO法人が自家用車を活用して提供する有償の旅客運送になります。

こちらは福祉有償運送と交通空白地有償運送がありまして、交通空白地有償運送はいわゆる公共ライドシェアと言われておりまして、奄美群島でも導入が進んでおります。また、交通空白地であることについては、地域公共交通会議等において協議を整えることとしております。

他にも様々な条件がございますが、登録要件として公共ライドシェアの安全体制を確保すること、地域関係者において協議が整うこととしておりますので、本年度については関係者の皆様のご意見を伺いながら事業を進めていきたいと考えております。

また、事業主体につきましては、今コミュニティバスを運営しております長寿子宝社を検討して

ございますが、こちらに関しましては様々なご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

また、関係者に関しましては高齢者の皆様、また今、交通に関して町内で様々なご意見をお持ちの町民の皆様や関係団体の方にもお話を伺いながら、最適な形で進めていくようにしたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今おっしゃった長寿子宝社を事業委託者に考えているというお話がありましたが、この事業が導入されることによって、長寿子宝社が現在行っているバス運行等については今後どうなるかを伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

こちらに関しましては皆様のご意見を伺いながら最適な形になるように進めたいと思いますので、今、現段階でこういった形で進めるというところの何か決まったことは現在ありません。

○3番（大河 善市議員）

この地域共生型ライドシェア事業については、伊仙町にとっては非常にいい事業導入じゃないかなと思っておりますので、ぜひ、この事業、予算で通して、この実証運行等を行って町民のためになるよう頑張っていたきたいと思います。

次に2番、シニアカーの購入助成についてを問います。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

シニアカー（電動車椅子）の購入助成について問う。

本町におきましては、高齢者や身体障がい者の方々が、より自立した生活を送ることができるよう、福祉施策の一環としまして様々な支援策を講じております。

シニアカーの購入助成については、まだ検討段階にない状態です。ですが、シニアカーの購入助成とシニアカーの必要性の意義について、これは高齢者や障がい者の方々が日常生活において移動手段を確保し、自立した生活を維持するため有効な支援策であることは認識しております。特に公共交通機関の利用や歩行困難な状況下において、シニアカーは安全かつ適切な移動手段となり得ることも認識しております。

しかし、シニアカーの使用によって、四肢筋力の低下が懸念される点も存在します。これは、車両を操作しながら歩行や運動を行う機会が減少し、結果として筋肉活動が抑制される可能性があるためです。長期にわたり安易な移動手段として利用され続ける場合、自発的な歩行や運動量が減少し、それに伴う四肢筋力の衰えにつながるおそれがあります。

シニアカーの導入は高齢者の生活支援には大きな効果がありますが、その一方で筋力低下への懸念も踏まえた総合的な健康づくり施策と併せて進行することが重要だと考えております。伊仙町としては、介護予防に重点を置き、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる仕組み

づくりを目標に各種介護予防事業に取り組んでおります。

また、購入に対する助成制度については、公平性、透明性、持続可能性などの多角的な視点から論議し、町民の皆様から理解と納得がいただける仕組みづくりを目指し、国や県とも連携しながら補助金制度の創設や拡充につながる情報収集もしていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

この問題については、高齢で運転免許証の返納等を行った場合、離島においては交通手段がないために、免許証を返納することによって車に乗れないという現実問題もあるわけですので、運転免許証等を返納した方等においては生活支援のために購入される方も多いと思うんです。実際使用されている方も、結構町内では多いと思っております。

そういう点で、天城町ではこの購入制度の助成が令和4年、徳之島町においては令和7年、今年から、このシニアカーの審査通行の購入助成事業を行っているということを聞いております。制限がありまして、最高10万円で、購入金額の3分の1程度を助成をしているということを聞いております。

伊仙町においても利用者が、先ほどいろんな障がい等もあるとおっしゃいましたが、利用している方もたくさんいらっしゃいますので、そういう点も踏まえて、再度、また担当課長は検討して、両町が実証しているという点も踏まえながら、再度検討等ができないか、課長に再度お聞きしたいと思います。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

議員のほうからもあられたように近隣市町村、天城町、徳之島町においても、令和4年度、徳之島町が令和7年度から助成を始めているということで、各町のほうにも情報をいただき、要綱等、また説明の中でもあられたように購入金額の3分の1で上限額を10万円までするという補助を行っているという情報は、こちらのほうも収集はしております。

それも踏まえた上で台数の制限であったり、また、希望する人、全部に行き届けるような状況がつかれるのか、先ほども申しました国や県の補助金制度があるのかどうか、いろんな情報を収集して、また、先ほども申し上げたように運動量が減らないとか、介護予防、介護にならないように予防していく事業も並行しながら推進していけるような制度をつくり検討していきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

これで終わりますが、今回質問をしてみて、未来創生課が今、計画をしているライドシェア事業について、これを進めて、交通機関の少ない我が町でありますので、いろんな人の意見等を参考にしながら、いろんな交付金を活用して町民のためになるようなことを進めていただきたいと思います。

以上の7件について質問をしましたが、伊田町長の、子や孫に誇れる町民主体のまちづくりを目

指した町政運営をお願いし、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

これで大河善市議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後 1 時より再開をします。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清 平二議員の一般質問を許します。

○7 番（清 平二議員）

町民の皆さん、こんにちは。議席番号 7 番、清 平二です。伊田伊仙町長の就任、おめでとうございます。令和 7 年度第 2 回定例議会において、議長の許可がありましたので、通告書に従い一般質問をいたしますので、明瞭簡単なお答弁をお願いいたします。

1、派閥解消について。

どのようにして派閥解消をするのかを問います。

2、利権構造についてを問います。

3、公共工事等入札関係をオープンについて問います。

2、副町長の設置について。

副町長を設置するかどうかを問います。

3、町長選挙について。

町民が安心して投票できる投票所だったのかを問います。

これは選挙管理委員長に問います。

以上、次回は自席にて質問しますので、よろしくお願いします。

○町長（伊田 正則君）

清議員の質問にお答えします。

派閥のない伊仙町をどうつくっていくかという質問だったと思いますが、先ほどもお話をしましたが、町民総参加の町をつくりたいという思いとか、または町民の利益になるような方向で伊仙町を運営していくと、この価値観は全ての町民が持っている共通した価値観だと思っています。この共通した価値観の下に、いろんな違いが出てきている部分については、共通した価値観を持ちながらも、どのようなところで意見が食い違っているのかというところをきちんとお互いに意見を交換しながら考えて、そして方向修正しながら前に進めるようなところを探していきたいと思っています。

そういうところで、また自席でこれから質問に答えさせていただきますが、私が分からないとこ

ろは、また課長等をお願いして答えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○7番（清 平二議員）

町民総参加のまちづくりということですが、非常に難しいというか、どうして町民総参加をしていくのか、具体的に分かりやすく説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

これも、先ほどの質問のときもお答えさせていただきましたが、町民総参加にするためには、町民の声がきちんと町政のほうに反映するような環境が整わないといけないと。町民が声を出しても、なかなか町当局のほうでそれを引き受けるような容量がなかったりとか、または引き受けるような環境が整えていなかったりとかすることがあっては、町民がせっかく声を出したことが町政に反映されないだろうと思っていますので、まず、町民が町の運営に参画できるような、声を出せるような環境をまずつくりたいと。

そして、これも先ほども話をしましたが、声を出すためには、伊仙町のいろんな情報が開示できる分については開示して、そして情報を提供しながら、または地域の情報も私たちが積極的に受け止めながら改善していくと、地域の声が生かされるような町政にしていくと。そのためには、先ほどもお話をしましたが座談会や、また町の役場職員との話、また会話を通じて、私たちが、私自身が気づいていないところについて、どう改善していけばいいかというところの意見等を伺いながら変えていきたいなと思います。

○7番（清 平二議員）

町民の声が届くところと、情報の開示とかいうことでありますけども、やはり私は、町民総参加と言っておりますけども、これには、はっきり申し上げまして公共工事に町内業者をどれだけ参加させるか、これを情報公開するか、その辺のところはどうお考えなのかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

町の公共工事に関しては、昨日も、その指名委員会の在り方等もご説明させていただきましたが、参考として県の工事格付、あるいは技術職員の保有者数であるとか、工事の種類等によって指名を行っているところでございます。

町に指名願が提出されている事業者全てに満遍なく行き渡っているかといえば、そうでないとも認識はしておりますが、今後もそういったことを念頭に、町内業者育成ということを念頭に置きながら指名は行ってまいりたいと考えております。

入札結果の開示という部分ですが、これも昨日お答えさせていただいたとおり、他町の例も参考にしながら、公表するかどうかも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

○町長（伊田 正則君）

この業者の問題については、今、総務課長が答弁したとおりだと思いますが、この業者の問題だけが町民総参加のまちづくりに不利益を被っているのかな、そうではないんじゃないかなと思っています。やっぱりその業者、工事関係の関わっている人の中ではそういう思いをもしかしたら持っているかもしれませんが、私たち全町民が総参加できるような、生活に豊かさをもたらすような取組が、何が必要なのかという町の課題に対して、どれだけ私たちが向き合っているかどうかというところをきちんと把握して、それに対して一つずつ解決していく、こういう部分についても町当局としても努力する必要があるかなと思っています。

そういう点で農家の問題や、また子育ての問題や福祉の問題、いろんな問題が、私たちが一つずつ解決することが町参加のまちづくりに役立っていく、方向性としてはそこに向かっていけるのだろうと思っています。

○7番（清 平二議員）

今、総務課長が、指名願は公平に念頭に置いているということがありますけども、本当に町内業者を隔たりなく入札指名できるのかどうか。私は、町民総参加ということは、こういう業者、公共工事の参加資格、これがやっぱり今まで伊仙町ではずっと引きずってきて、どの町長も町民総参加という言葉は使ってきたけど、私にはこれは町民総参加であったのかなと思いますけども。

ぜひ、伊田町長の決心で、やはり業者に隔たりなく、伊仙町で税金を払っている業者がいらっしゃったら、そういう業者を育成し育てていていただきたいと思いますが。ある業者は、全然、伊仙町では仕事がないからと言って、隣の町に引っ越したりしているのが現状じゃないかなと思いますけども、その辺の決意を私は町長にさせていただきたいと思いますが、町長どういう決意でいるのか、町長の決意をお伺いします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時13分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に続き会議を開きます。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

先ほども話をさせていただきましたけど、公共工事イコール、町民参加のまちづくりというような認識ではなくて、子育てしている家庭においては子どもたちの遊ぶ場が欲しいとか、安心して子どもたちがこの伊仙町の中で暮らせるような環境を整えてほしいとか、また福祉の面でも高齢者の方々が住みよい伊仙町にしてほしいとか、また障がいを持った方も、障がいを持った中でも自分ら

しく夢を持って生きていきたいとか、こういうようないろんな気持ちがあるだろうと思っています。そういうことを一つずつ解決していく、議員がおっしゃってあるところも課題の一つだと思っていますけど、これだけが解決すれば、じゃあ伊仙町が町民総参加の町になるかという、そうではないんじゃないかなと思っています。

いろんなことを一つずつクリアしながら、方向性は、先ほど話したように町民が豊かになるような、伊仙町に住んでよかったとなるような伊仙町をどうつくり出していくかという、これは清議員さんのほうも分かっていると思いますけど、簡単にはいかないだろうと思っています。ですが、先ほども話したように、やっぱり私たちは町民の信託を得て、この場にいますので、町民の幸せを求めるという価値観とか、町民総参加の町をつくらなくちゃいけないという価値観は共通した価値観だと思っていますので、その方向で一緒に進んでいけるような、これは時間をかけてでも一緒に進んでいけるような、そういうような町にしていかななくちゃいけないかなと思っています。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、そのように。難しいと私も思います。思いますけども、誰かがしなくちゃいけない。それを誰がするのか。やはりそこをしっかりと認識をしていただきたいと思います。

それともう一つ、町長には人事権と執行権がありますけども、これについては町長のお考えをお伺いします。

○町長（伊田 正則君）

具体的には町の職員の採用の件でしょうか、それとも副町長の人事の件だという認識で答えればいいのでしょうか。

副町長、この質問項目にはありましたが、副町長については、やはり専門性とか、町のいろんなことを運営していく中で、町長を支えて総合的に物事を判断しなくちゃいけないとか、経験とか能力とか、全ての面で、ある程度、能力のある方がいることがふさわしいと思っています。

それと、副町長を任命するに当たっては議会での承認も必要ですので、議会が認めるような人材とはどういう人材なのかという、そこもきちんと意見交換を通して提案しなくちゃいけないかなと思っていますので、そういうところを私の中ではきちんと議員の皆様や、また、町の役場の皆さんと話をし、また、地域との意見も聞きながら提案するほうがいいのではないかなと思っています。

○7番（清 平二議員）

今、私が質問したところ、少し飛んでいるようなんですけども、私たち身近に言えば民生委員あるいは駐在員、各種団体の長、こういう方々をどう選ぶのか、私はそれを聞いたんですけども、ちょっと話が進んでおりますので、また後でそれは質問します。その辺のところを、まずお伺いします。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

すみません、私の早合点でお答えしましたけど。これも午前中の大河議員からの質問にもありま

したけど、やっぱり区長さんとか女性連の役員さんとか、または民生委員の方とか、やる気のある方、能力のある方が、私を支持するとかしないとか関係なしに選ばれて、伊仙町のために働くことがベストだろうと思っています。

○7番（清 平二議員）

町長個人が選ぶのではなくて、やはり地域の代表の方、地域の方々が選んだ人を推薦していくことが、私は町民総参加だと思うんですよ。町長が、私はこの人が好きだから、嫌いだからという選び方じゃなくて、地域の方に任して、その地域の方々から推薦を頂いたことを町長が任命し、伊仙町をよくするというのが私は町民参加だと思いますので、そういう捉え方でよろしいでしょうか。一応、答弁をお願いします。

○町長（伊田 正則君）

先ほども私の言葉の中には、そういう意味が含まれていると思っています。

○7番（清 平二議員）

これから先、本当に町民総参加、伊仙町をどうするか、これは大変難しい問題が山積しております。こういう問題を、やはり町長一人の考えじゃなくて、その地域の方々、あるいはそういう団体の方々、やはり伊仙町をもう一回、民主的政治に戻していただきたいと。私は、これが本当の派閥解消になるのじゃないかなと思いますので、ぜひ今後は民主的な政治で行っていただきたいと思ひまして、この質問は終わります。

次、2番目についてお伺いします。

○町長（伊田 正則君）

本当に勉強不足で申し訳ないんですけど、この利権構造について問うということが、何に対して、誰について利権があるかというのはよく分からなくて答えにくいんですけど、もうちょっと詳しく質問していただければと思います。

○7番（清 平二議員）

昨日の契約のことについてもいろいろと議論をしましたが、やはり公共工事、一番これは私、公共工事が元になっていると思うんですよ。この公共工事は、昨日99.95%で契約をしたというのがありましたけれども、やはりこういうのを競争入札をして92%、あるいは90%ぐらいにまで落札価格を下げて、残りを町民に還元すると。そして、そうした結果、今までは次のほうに書いてありますけれども公共工事、こういうものを広報誌に載せてオープンにして、町民に分かるようにしていただきたいと私は願っているんですけども、その辺のところはどうお考えなのか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

ただいまの質問、3番の部分にも係るかとは思いますが、まず指名競争入札と一般競争入札、それぞれの特徴、目的についてご説明申し上げます。

指名競争入札については特定の資格や実績を有する事業者を対象としているため、迅速な契約締

結、専門性の高い工事業務に適しているとされております。

一方で、一般競争入札は広く事業者に参加資格を開放し、公平かつ透明な競争原理に基づいて選定を行うものであり、市場の活性化や価格の適正化を促進することが期待されております。

本町では、これまで指名競争入札を一定程度行ってきた背景には、施工能力や過去の実績等を考慮し、品質確保と円滑な工事進行を重視した運用が求められてきたためだと考えております。

また、一般競争入札は公平性や透明性を確保し、適正な価格での契約を実現するための重要な制度ではありますが、しかしながら、その一方で幾つかのデメリットも指摘されております。これらについてまた説明申し上げます。

第1にコストの問題です。多くの事業者が参加し、激しい価格競争が行われることから、一見すると安価な契約が期待できますが、その反面、過度な価格競争によって利益率が圧迫され、結果として質の低下や不適切な労働条件につながるケースも散見されております。価格だけを重視した結果、品質や安全性がおろそかになるというリスクも伴います。

第2に事務負担と時間的コストの増大です。入札手続には詳細な書類作成や審査作業が必要となり、その準備、運営には多大な時間と人員を要します。また、多数の事業者からの応募書類を精査し、公平性を保つため、厳格な管理体制を整える必要があります。このため行政側にも負担が増加し、本来の行政サービス提供に支障を来すおそれも指摘されているところでございます。

一般競争入札を行う場合、業者の格付を含む制度条例の整備や建設業法施行令に基づく見積り期間に加え、開札日の前後に資格審査期間が最低でも5日程度加わることとなり、入札期間の増加が見込まれるというふうにされております。

現段階で、本町役場組織においては専門的な人員、時間や条例等の整備が必要になるというふうに考えております。

○7番（清 平二議員）

この公共工事については、専門職が今役場にいるかどうかはちょっと分からないんですけども、不足していると私は思います。こういう公共工事に関わる職種、こういう職員も増やしていかないと、何名かだけであったら、それは到底できないのであります。

また、安ければいいとかいう話がありましたけども、その辺のところは入札前に最低制限価格というのを設けてあると思いますので、その最低制限の範囲内でやれば質の落ちることもないだろうし、公平性、公明性にできると思いますので、その辺のところは入札制度をしっかりと守って業者にも参加していただき、こういう工事は最低制限がありますよというのをやれば、安ければいいじゃない、やはり業者がきちっと精査して入札してきます。

また、そういうことをやって町内の業者の育成をし、実績を上げて、町の公共工事だけでなく、県の公共工事も受けられるような育成をしていかないといいと思いますけども、その辺のところが分かれば教えていただきたいです。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本町でこれまで指名競争入札を採用してきた背景というのは、先ほど説明したとおりでございます。今後も、議員おっしゃったように町内業者育成ということを念頭に置きながら、入札の在り方というものは考えていきたいと思っております。

それと専門職の配置ということもございましたが、これまでも採用試験実施時には資格を有している方を募集はしておりますが、応募がないのも実情です。今後も継続的に募集はかけてまいりたいと思っておりますし、直接声かけも必要かなとは思っているところであります。いずれにしろ、専門職の募集に関しても今後も継続的に行ってまいります。

○7番（清 平二議員）

専門職の人が採用されないという。やはり専門職をやっている方々は、町の職員給与を見てみますと、今、自分が会社へ入っていたら、会社の給与と町の給与を比べてみたら、やはり伊仙町役場の専門職の給与は魅力がないのかなと思う。その辺のところも考慮して募集しないと、ただ専門職をするというだけじゃなくて、その辺のところも、職員のそういう給与面もきちんと見て採用していただけるようにお願いします。

それと3番について、昨日からも私、質問していますけども、3番について明確なご答弁をお願いします。

○町長（伊田 正則君）

質問ではないんですけど、3番に行く前に、ちょっと。

私も先ほど、町民総参加のまちづくりを、これから方向性として示していきたいという話をさせていただきましたけど、この業者の公共事業の問題が解決しないと半歩も前に進めないのかという、そうではいけないと思っています。この業者の公共事業の問題がもし時間がかかるんでしたら、その他にできることを町民全体で探していって、そして半歩でも前に進めるような伊仙町にするためにはどうすればいいかと、この伊仙町議会、または町民と一緒に考えていくことが、町民総参加に少しでも進んでいけるんじゃないかなと考えていますのでよろしく願いして、答弁になりませんが、これで終わります。

○総務課長（寶永 英樹君）

③公共工事等入札関係をオープンについて問うということに対してお答えいたします。

入札結果等については建設新聞等で公表されているというふうに認識をしておりますが、昨日も清議員からもあったように、広報誌等への掲載については他町の例も参考にしながら、今後、検討していきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

○7番（清 平二議員）

今までも検討をしていきますということをやって、一向に実現ができていないんですよ。やはり、これについては他の市町村を見て実現に向けていけるのかどうか、検討じゃなくて、もうちょっと

具体的にするかしないのかの私は答えを頂きたいんですよ。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、他自治体の広報誌等を参考にさせていただきながら、今後、公表に向けて努力できるようにしてまいりたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時47分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

広報誌への掲載ということで他町の広報誌を過去1年分確認したんですが、掲載されているものはございませんでした。

今後についてですが、3町協議をして、広報誌に掲載するかどうか協議をしながら、今後また3町で検討してまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

やはり町民に分かるように公表していただきたいと思います。これは、建設新聞にはたしか載っていると思うんですよね、建設新聞には。しかし、建設新聞を町民が何社取っているかは分からないので、建設新聞ぐらいに載るんだったら、こういうものはちゃんと公表して町民にも分かるように、今、伊仙町はどのような方向に向かっているんだなというのが分かるように公表していただきたいと思います。

その次に行きます。2番、副町長の設置について。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

先ほどは質問と答弁がかみ合わなくて申し訳ありませんでした。

副町長についても、先ほども触れましたけど町運営の補佐役として職務遂行能力や経験、それから専門性、こういうのを有した方が副町長になるにふさわしいんじゃないかなと思っていますので、総合的に判断してそういう方が推薦、選任できたらいいのではないかなと思っています。

これも先ほどお話をしましたが、この選任に当たっては議会の信任を得るという必要性がありますので、議会のほうでも一緒になって、副町長に対してどうすればいいかということと一緒に考えて、議会で選任されるような人材が選ばれることを期待したいと思います。

○7番（清 平二議員）

議会が、ということありましたが、私は一議員として、この際、国交省もしくは経済産業省、あるいは県の職員、こういう方々を伊仙町に副町長して招いて、やはり国のパイプ役、県のパイプ役、こういう人材だったら私は賛成して、もろ手を挙げて喜びますので、ぜひこういう開かれた伊仙町を、副町長として伊仙町を今後発展するといふのであれば、伊田町長にこのような方々をお願いして、国あるいは県をお願いして、副町長に選任されますようお願いしたいと思いますが、町長、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○町長（伊田 正則君）

先ほど答弁させていただいたように専門性とか、また地域性とか、この伊仙町のことをよく知っていることも一つの要素だろうと思っています。また、県、国のほうから、国全体のことを念頭に置きながら提案するといふ形も一つの方法だと思っています。そういうところを総合的に判断してふさわしい方がいたときには、その方を議会に推薦させていただきたいと思っています。

○7番（清 平二議員）

総合的に判断してということですけども、早めに提案していただけるようお願いします。

じゃあ次、3番目、町長選挙について、町民が安心して投票できる投票所だったのかを伊仙町選挙管理委員会委員長にお尋ねします。

○選挙委員会委員長（嶺 津太郎君）

お答えいたします。

安心して投票はできたんじゃないかと思っております。皆様のご協力、ありがとうございました。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

投票所は第1投票所から第8投票所まであります。今回、第1投票所は特定健診のため、ほーらい館から伊仙小学校の体育館、第3投票所については駐車場の確保ができなかったため、喜念小学校の体育館を使用しましたが、両体育館とも以前使用していましたので問題はなかったと認識しています。各投票所にも車椅子等を設置しましたので、安心して投票ができたというふうに思っております。

○7番（清 平二議員）

8投票所、これはそれぞれ努力してやったと思いますけども、期日前投票所につきましてお尋ねします。

これは委員会の中で、役場の1階を利用するといふような話を聞きましたけども、事実なのかどうか、委員長にお尋ねします、委員長に。委員長をお願いします。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

期日前の投票所についてですが、そういう意見もございましたが、まず出たのが投票しに来る方の安心、安全、今言われました安心、安全の確保は完璧にできるかということ、今回4日間の期日前投票において天候も悪い日もありました。全て投票に来られた方、4階スペースで十分受けられる機能がありますので、4階のほうに決まったということでございます。

○7番（清 平二議員）

これは委員会等で決まったことですか、委員長。委員長、委員会が決まったことですか。

○選挙委員会委員長（嶺 津太郎君）

はい、委員会で決めました。よろしいでしょうか。

○7番（清 平二議員）

委員会で、1階で実施するということが決められたんですか。

○選挙委員会委員長（嶺 津太郎君）

いろいろと検討したんですが、一番下の入り口を利用できないとか、いろいろ事務局長は走り回ってしたんですが、もうここでしか、4階でしかできないんじゃないかと。その代わり、人員を配置して、エレベーターの乗り降り、それから車椅子等についても介添え者等を置いて、このような形で投票することになります。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

1階という意見も出ましたが、やっぱり総合的に町民の方が安心して投票できる場所ということで4階になりました。

○7番（清 平二議員）

4階ということ、これは委員会全会一致ですか。委員の方々は全会一致で4階にしたということですか。それとも誰が。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

先ほども申したとおり、いろんな意見が出ましたが、やっぱりいろんな面を考慮して、安心、安全で投票できる場所として4階を選定しました。

○7番（清 平二議員）

私は、これは委員長に聞いているんですよ。委員会4人いますので、その4人の意見がどのように反映されたのかということを聞いているんですよ、事務局じゃなくて。やっぱり選挙、期日前投票所、こういうものをするのは委員会でそれぞれ話合いをして、委員会で決めるべきことだと思います。事務局じゃなくて、委員会で決めたのかどうかということを、私は委員長にお尋ねしています。

○選挙委員会委員長（嶺 津太郎君）

委員会でも委員の方たちにも一応お話しして、どこがいいかということ、それから一番はシステム問題もありますので、なかなかあっちこっち持っていくということもできなかったんじゃないかと思います。選挙は滞りなくいきましたので、よかったんじゃないかと思います。

今後どうするかは、またいい提案があればなんですが、今までやってきたような状態で行けるんじゃないかと思っています。もうやがて参議院選が始まります。早急に、もうあっちこっち、場所を変えるわけにはいかないんじゃないかと思っていますので、皆様のご理解をお願いいたしたいと思っています。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

昨年、令和6年度は県知事選挙、衆議院選挙、今年度、今現在、町長選挙終わりました。3回目の4階の議会委員会室での投票でございます。その2回の投票についても何ら問題もなかったわけですし、今後7月に予定されています参議院選挙、来年年明けの町議会議員選挙も同じところとする方向で私は考えております。

○7番（清 平二議員）

システム、パソコンを持って行って、動かされないから4階でしたと私は受け止めているんですけども。期日前投票する第8投票所にも、それぞれパソコンを持っていかないと投票できるわけですよ、ちゃんと台帳がありますので。台帳とにらんで、相手の名前、生年月日、分かるわけですので、ぜひパソコンを持って行って、パソコンを持っていかれないからそこでできない。そこで選管委員4人でもシミュレーションをしたんですよ、委員長、シミュレーションをしたんですよ。

○選挙委員会委員長（嶺 津太郎君）

場所を確認して、ここに決めました。どうしても4階で行けるんじゃないかということで、4名の委員さんも全部来て、場所を見て決めました。それで滞りなくできたからいいんじゃないかと思っています。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

今回、町長選に投票しに来られた町民の皆様方から、ここでよかったというお言葉を頂いております。

○7番（清 平二議員）

選管委員4名の意思統一ができていたのかどうか、非常に私には意思統一ができていないように見えないです。

そして、今回の4階の期日前投票所、付添人が入り口まで連れて行けなかった。たしか入り口まで連れて行けなかったんですよ。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

今のことに関して、一番最初は入り口付近まででしたが、5人の方が投票干渉ということでありましたので、一時、職務代理のほうで投票を止め、後方に下げるようにしました。

その投票の干渉について、内容的には5人いらっしゃいます。その中の3名が被選挙人の名前を読んだと。その中の3人のうちの1人が投票用紙を見せろと、書いた代理記載人ですね。この5人、全て、私が確認できているのは4人が代理記載のうちの1人が、3人のうちの1人が書いた投票用紙を見せろと。で、もう1人、4人目の方も、書いた投票用紙を自分に見せろということがありま

した。最後5人目ですけど、名前を言いません、この中にいらっしゃいますので。直に私に言いました言葉が、名前も言えない、生年月日も言えない、認知症だと、どうにかしてくれという言葉は私は受けたんですが、私にはそういう権限は一切ございませんということで、私は委員会室に戻りました。その後、その方は投票所内に入り執拗に宣誓書係に何かを言っていましたので、私が行って、付添人が待つ位置まで下げたということでございます。

○7番（清 平二議員）

2,000人近くは期日前投票したと思うんですけども、私も期日前投票するときに何名か連れて行きました。そうしたら受付で「あんたの名前は、生年月日は」、大きな声で言っていたんですね。そうじゃなくて、職員はもうちょっと優しく言ってほしかったなと思います。

また、車椅子で連れて行ったときも、付添人が入り口まで連れて行けない。また、出てくるとき、付添人も、その代理記載あるいは記載しているところから、付添人はそこまで行けなかったんですよ。そして、普通、健康に歩く人は、投票して迷路みたいなことで、こっちの出口から出て行ってしまう、車椅子の人はここから出て行って入り口まで行く、これに私は迷路があったんじゃないかなと思います。そういうことで、今回の選挙は本当に安心してできたのかなと私は不信に思います。

それから、お尋ねします。選挙管理委員会を開くときに議事録なんかを作っていたらいいですか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

通常の定例会については取っておりませんが、そういう感じのときには録音して取っているところでございます。

○7番（清 平二議員）

今回の町長選のときは議事録を作っておりますか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

議事録というより録音しますということで委員の方には断りを入れております。

先ほどの質問に関してですが、どの選挙に対しても、名前、生年月日は聞いております。迷路という話もありますが、何もないときは代理記載者、介添え人が誘導していたと思います。立候補説明会でも説明しましたが、代理記載の意思表示ですね、それについても詳しく私、口頭で言えるか、紙片等を持っていても、ちゃんと意思表示ができるかというところまで説明したんですが、なかなかそこが伝わっていなかったような気もいたします。

○7番（清 平二議員）

委員会の中で期日前の投票箱、これは1階の会計室に預けるというようなことは申し合わされていなかったんですか、委員長。

○選挙委員会委員長（嶺 津太郎君）

それはなかったです。

○7番（清 平二議員）

事務局長、今なかったと言いましたけども、そのＩＣレコーダー、これは開示できますか、なかったという開示は。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

私も中身をまだ確認していませんので、できるものであればですけど、なぜその開示が必要なのか。中で不正ということは一切ございません。選挙管理委員会４名、職員が一つになっての選挙管理委員会だと思っておりますので、何ら不正は一つもしておりませんのでご理解ください。

○7番（清 平二議員）

不正がなかったということですけども、やはりこの選挙に関しては異議申立て等が出ていますので、不正がなかったと、私も選管委員３名に聞きました。投票箱を会計室に預けるように、あなた方はそれを発言しましたか。今、委員長はそういうことはなかったと言ったんだけども。３名の委員は、それは、投票箱は会計室に預けるようにということを言ったと言っているんですよ。だから、私はこのＩＣレコーダーの開示ができるかという問題。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

今の質問によりますと、３名の委員の方が清議員にそういう中身、委員会の中身を漏らしたということは情報漏えいになります。私、去年４月から来ていますが、幾度となく定例会、こういう委員会の中の内容については一切公言しないように、資料等についても、家族間であっても夫婦にも見せない、誰にも見せない、中身についても絶対外でしゃべらないようにという注意をしていますが、今、清議員の中身によると３名の方が情報漏えいしているということになります。

○7番（清 平二議員）

本当に不正がなかったら、情報漏えいとかそういうものじゃなくて、本当に町民が安心してできる選管をつくってほしいんですよ。その情報公開で、この選管事務室に監視カメラがありますか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

質問にお答えします。

監視カメラは南側入り口、庁舎内に個々に監視カメラがついておりますが、先ほどの情報漏えいとかという話もありますが、選挙管理委員会の委員の方は公平、公正、中立の立場でありますので、情報漏えいは職務違反となるというふうに認識しております。

○7番（清 平二議員）

総務課長にお尋ねします。監視カメラの保存期間はどのぐらいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

正確には確認しないとあれなんですけども、容量的には３か月程度の保存期間が可能であるということです。

○7 番（清 平二議員）

今、異議申立て等も出ていますので、この3か月というのは、もうちょっと、これを取り出して、やっぱり半年ぐらいの保存期間にしてほしいと思いますが、そういうことはできるんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども答弁しましたが、その容量、ハードディスクの容量がございますので、最大でも3か月程度ということになってございます。

○7 番（清 平二議員）

そのハードディスクを外して取り替えていただきたいと思います、そういうことはできるんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

現時点で、そのようなことは考えておりません。

○7 番（清 平二議員）

やはり、これ異議申立てが出ているから、公平性があると思うんだったら、自信があると思うんだったらハードディスクを取り替えて、そういうことはないですよという証明をしていただきたいんですよ。それはできないですか。

○議長（前 徹志議員）

選挙管理委員会、異議申立てを受理したんですか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

美島議員からも異議申立てについて質問がございますが、棄却ということで決定をしております。

○総務課長（寶永 英樹君）

ハードディスクの件でございますが、ハードディスクの取り替え等々、今現在、考えてはいないということで先ほども答弁したとおりです。

○7 番（清 平二議員）

何回もこの期日前投票について、いろいろお尋ねしていますけども、この期日前投票で選管委員4名いますけども、4名が5日間ですか、そこに務めていたのかどうかお尋ねします。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

質問にお答えします。

委員長と職務代理は毎日、残りの2名は1日交代で期日前投票に従事しております。

○7 番（清 平二議員）

それは何か基準というか、何かあるんですか、3人でやるということは。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

選挙管理委員長は投票管理者で、立会人2名、職務代理が毎日入っている理由は、万が一、投票管理者に何かあったら即交代できる体制を取るために、職務代理も毎日、期日前投票に従事しております。

○7 番（清 平二議員）

やはり基本的なことをやっていたら、こういう不信感というのが出てこないと思うんですよ。

4名の選管委員がいるのに、それを3名でしていた。何かしら、私にはこの理解ができません。

それと、この期日前投票所、ここで代理記載者は2名いると思いますけども、常時、代理記載所にいたのかどうかお尋ねします。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

代理記載は1名、介添え1名、4日間、交代で従事していましたが、職務上、離れる場合は交代ということもあります。長時間ではありませんが、少しの時間、交代したということも事実です。

○7 番（清 平二議員）

やはり2人いて代理記載をするのが当たり前なのに、1人でということですよ。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

1人じゃなくて、代理記載者と介添え係2人でやっておりますので、1人じゃありません。書く方が1人、車椅子に乗っている方、歩かれる方、投票される方の両サイドに立って、書く方は書く、それを確認する方は介添え係というふうに配置をしております。

○7 番（清 平二議員）

総務課長にお尋ねします。職員の出勤簿についてお伺いします。私が公務員時代は印鑑を押したり、タイムカードで押してやっていたんですけども、現在はどのような形でしているのでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

令和6年度までは出勤簿という形で印鑑を押すような形だったんですが、今年度からは庶務管理システムを導入しまして、役場庁舎入り口のところで出勤、退勤のカードをかざすというふうになっております。

○7 番（清 平二議員）

これは個人個人にカードを持たせて、それにかざして出勤あるいは退社とか、帰るときにやっている記録ですね、個人個人で。

じゃあ、嶺委員長にお尋ねします。5月の6日から11日まで、選挙期間中、正規職員と会計年度職員は毎日勤務していたのかをお伺いします。嶺委員長にお伺いします。

○選挙委員会委員長（嶺 津太郎君）

はい、勤務していました。

○7 番（清 平二議員）

正規職員と任用職員は毎日勤務していたということで間違いはないですね。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

私も連休中、4月の後半の土日から常に休みなく出勤していました。ただ、連休中、土日祝日の出勤に関しては、私は出勤のICカードはかざしておりません。会計年度任用職員については押さしておりました。そこは時間外手当と代休申請のために、時間を分けるためにそういうふうに措置

を、私が言ってそうしてもらいました。

○7番（清 平二議員）

会計年度職員は毎日かざしていたということですけども、稲田局長は、祭日、土日はかざしていないということですか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

先ほども説明したとおり、時間外手当と代休申請の振り分けをするために、私は押しておりません。

○7番（清 平二議員）

私たちから見たら、押しておりませんか、こう見たら、大事な選挙ですよ。この選挙のときに、私は代休は取らないとか残業手当は取らないとかいうことで、これに押されていないんですよ。私はこれも一つ、何で押していないのかなと。やはりこの大事な選挙の期間中にこういうものは包み隠さず押して、私は出勤していましたと、しかし、残業は取らないと、それだったら話分かるんですよ。

これが、局長が5月6日、押されていないんですよ。5月6日、告示の日ですか。これから見ると局長は、この出勤簿を見る限りよ、局長は出てこないで、他の人がやったと見えるわけですよ。委員長、どうですか。ちゃんと事務をやっていたのかとか、委員長にお伺いします。

○選挙委員会委員長（嶺 津太郎君）

ちゃんと業務をしていました。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

先ほど言われたとおりに、ちゃんと業務はこなしておりました。出勤、退勤、守衛の方も私の顔を確認しておりますので、先ほど言ったとおり、代休と時間外手当のことで、私は土日祝日は押しておりませんでした。

○7番（清 平二議員）

代休あるいは時間外手当との関係で押していないということですけども、総務課長、こういうことでもいいんですか、押さなくてもいいんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本年度から導入しました庶務管理システムの性格上と申しますか、土日祝日出勤の際にカードをかざしてしまうと、そのまま時間外勤務申請という形で自動的に申請がされるようなシステムの仕組みになってございます。ですので、先ほど選管の書記長もそういった意味合いで、そのときカードはかざさなかったというふうに答弁したと思いますし、私も実際、土日出勤する際には、カードをかざさずに業務をすることもあります。それは先ほど申しましたように時間外勤務申請に自動的に申請されてしまうシステムになっているからであります。我々管理職は管理職手当がついていますので、時間外勤務申請は基本的に超勤、お金という形で申請することはできないので、そういっ

た意味合いでカードをかざさずに出勤することは多々あります。

○7番（清 平二議員）

管理職手当があるから、これはかざさずに出勤をしていると。もしですよ、もしという言葉を使ったらいけないかも分かりませんが、これが労基法に触れるようなことがあれば、こういう人たちは救済されないですよ。こういうのをきちんとかざして、労基法に触れないようにしてやるのが私は職場づくりだと思うんですけども、その件はどう思いますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、我々管理職については管理職手当がついていますので、通常時の時間外勤務については手当として申請はしないことになっておりますが、現在、条例上、管理職特別勤務手当という手当が条例上、規定はされております。これ、予算上は措置したことはこれまで一度もないんですけども、条例上はそういった形の手当も運用可能というふうになっておりますので、今後、清議員がおっしゃられたその労基法という部分も含めると、今後そういった管理職に対する特別勤務手当というものも予算措置しなければならないなというふうに今感じたところであります。

○7番（清 平二議員）

これは職場改革の一つにもなるんですよ。もし、こういう時間外手当、こういうタイムカードを押さないでやれば、何と読むんですか、労死というんですか、最近はやり。こういうものも出てきたら、その家族は裁判も何もできない、泣き寝入りしかできないんですよ。そういうためにも、ぜひこれは皆さん、職員全部、ちゃんと出てきたものは出てきたもの、そして予算がなければいけないということでできると思うんですけども、やはりこれは改善する必要があると思いますけども、改善する余地があるのかどうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

私の言葉足らずで、もしかしたら勘違いをされたかもしれませんが、管理職以外の通常の職員に関しては、カードをかざすことによって時間外勤務の申請であったり、あるいは振替休日の申請であったりということはもちろん行っております。先ほど私が申ししたのはここに座っている管理職の話でありますので、そのところはちょっと勘違いなさらないようにしていただきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

ここにいる皆さんも管理職ですので、やはりそういう病気に陥ることもあるわけですよ。そうしたら、これがなければ、その職員の家族は泣き寝入りですよ。公務災害が出ないんですよ。そういうのをきちっとして、皆さんで働きやすい職場づくりをしてほしいと思うんです、私は。そういう方向に向かえるのかどうか。もう管理職手当もらっているから、時間外手当もらえないとかいうのじゃなくて、本当にそういう公務災害が出た場合に、出ないとは限らないです。出た場合に処理が

できない、それを処理するように改善できるのかどうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように、管理職特別勤務手当の予算措置であつたりとか、あるいは現在の管理職手当の増額等も含めて、また再度、改めて検討してまいりたいというふうに思います。

○7番（清 平二議員）

これらは私からのお願いであります。全部、管理職手当も、皆さんも含めて出勤簿をきちっとして、後に残るような、これ何もなかったら残らないんですよ。だから、そうじゃなくて、ちゃんと出勤簿に残るようにして、皆さんの家族を守るということも一つの手ですので、その辺のことをお願いしたいと思います。

それと最後に、5月の23日に異議申立てに関わる質問並びに要望ということ、選挙管理委員会に出ていると思いますが、これは出ているでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

5月の23日付で出ております。

○7番（清 平二議員）

この中にも、期日前投票は終わったんだけど、この投票関係、書類関係、会計室に預けることができるのかどうか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

投票箱なり、投票用紙なり、その書類等、全て鍵のかかるところになおしております。全ての鍵を私のほうで保管しておりますので、会計課に持っていくものではないというふうに思っておりますし、終わった後もいろいろと調べ物等ありますので、鍵のかかっているところで完全に保管しておりますので大丈夫と思います。

○7番（清 平二議員）

この後の調査もあるということではあるんですけども、もう全部終わったと思うんですよね。それなのに会計管理課に預けられない。もう終わっているのを見る必要ないんじゃないか。これは、ちゃんと第三者がいて、会計室に預かってやったほうが無難じゃないですか、それはできないんですか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

調べ物というより、警察署からも照会処理とかいろいろありますので、その点についての調べ物等でございます。

なぜ会計課に預けないといけないのかという、私はそこのほうが疑問に思います。

○7番（清 平二議員）

なぜ会計課に預けないといけないかというと、今の選管のこういう状況で異議申立てが出ていて不審がられているから、それを払拭するためにも第三者を入れてやってほしいということなんです。

よ。それを、第三者を入れてできない、警察の調べ物がある、こういうことでは私は理由にならないと思うんですけども、これは預けられないんですか。警察の調べ物が来たら、そのとき会計課に行って、こういう調べ物が来ているのでということで取り出してやればいいんじゃないですか。それはできないんですか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

清議員、その異議申立ての中身を見ているというふうに思っておりますが、その中に、その処理等の云々というのは、私は載っていないというふうに思っておりますし、会計課に預けても、ちゃんと鍵のかかっているところに保管すれば全然問題ないというふうに認識しております。

○7番（清 平二議員）

こういう異議申立書が出ているから、この方々に安心してできる方法は、やはり会計課に預ける、そういう要望書が来ているので私は言っているだけであって。ぜひ、それを会計課に預けて第三者で見てやれば、信頼できる伊仙町と思うんですよ、職員が。じゃないと、これは局長一人が見て、こうやったら、やっぱり不審がられますよ。

委員長、ぜひ、これ会計課に預けるという方向で進められないですか、委員長の権限で。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

先ほどから申しているとおり、私のほうで鍵をきっちり管理をしていますし、私も選挙管理委員会、職員になってからですけど、特に選挙管理委員会にて公正、中立の立場でやっておりますので、私が鍵を保管して何ら問題ないというふうに認識しております。

○7番（清 平二議員）

その認識を変えていただきたいと思うのが、今、切実な私のお願いです。

あまり自己中心的になって自信を持たないで、やはりお互いで助け合い、注意し合い、そういう環境をつくってほしいということなんです。一人で管理して、一人でやるということは、だからこういう異議申立てが出てくるんですよ。異議申立てが出てきているので、ぜひ、会計課に預けていて処理していただきたいと思います。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

先ほどから申しているとおり、その異議申立ての中に、この処理等々については全然内容的には載っていないという認識しておりますし、私、個人感情とかいうのは全くございません。ただ職務に全うするというのがございますので、この選挙に対しても、公平、公正、中立の立場でやっているというふうに自分なりに認識しております。

○7番（清 平二議員）

いろいろこの選挙に対して質問をしまいいりましたけども、いまだに晴れません、私の心が。やはりこの議場で言ったことを肝に銘じて、もう一回、元に戻ってやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、清 平二議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時01分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島 盛秀議員）

町民の皆さん、こんにちは。議席番号14番の美島盛秀でございます。ただいま議長のほうから一般質問の許可が下りましたので、質問をさせていただきます。

今回、初当選されました伊田正則新町長、おめでとうございます。よろしくお願いします。

質問させていただく前に、ちょっと皆さんに紹介をしたいと思います。

6月2日、月曜日ですけれども、南日本新聞の記事が載っておりまして、これを読ませていただきました。また、この新聞が出る前には、5月16日、これは一般の会社員の方なんですけれども、薩摩川内市の方らしいです。「分析から融和、寛容な言動を示した」という、「ひろば」という、これは南日本に載っておりました。これも読ませていただきました。こういうような新聞記事等を見たときに、いかに、この伊仙町の選挙が全国に注目を浴びたかということがお分かりだと思っております。ほとんどの町民の皆さんは、最近新聞を読む方が少なかったり、あるいはこういう情報が入ってこないという不便な点もございます。

そこで、私、この新聞を見たときに、私も普段から、この伊仙町の選挙については注意深く見守りながら努力をしてきたつもりです。

平成3年6月27日付の新聞がございます。これは、当時の伊仙町の選挙騒動と言われた伊仙町町長選挙を検証するという記事でありまして、6月から8月、2か月ほど、連載で載った新聞記事でありまして、私は段ボール箱いっぱいぐらい、その当時からの記事を持っておりますので、今日は持参してまいりました。

その伊仙町長選挙に載っている記事の内容なんですけれども、大がかりな替え玉投票とか、あるいは不在者投票請求書の偽造とか、全国初の手口を考え出したのが伊仙町だというふうに記事に載っております。

当時、私は何歳でしたかね、32か33歳だったと思いますけれども、当時の徳洲会病院の、前大久保町長は院長だったと思います。そして、院長のときに辞職をして、県議に立候補して当選をいたしております、このことについては、前大久保町長も熟知していると思っております。そういう関係でこの新聞を見たときに、5人の役場職員が逮捕されているという記事が載っております。そ

の中に、今日ご出席をいただいております選管委員長の名前も載っておりますし、また、もう一人の私たちの仲間であった方も載っております。

そういうこと等を含めて、私は伊仙町のこういう選挙が長年にわたっていろんな問題点を醸し出してきていたということで、非常に、これを解決できなかった件を残念に思っているところでございます。新しい伊田町長が誕生しまして、心機一転して伊田町長には頑張って、先ほどから同僚議員が質問がありました内容等々を含めまして、いろんなことに挑戦できるのではないかなと期待をしているところでございます。

そこで質問をしてありますけれども、大河議員、それから清議員が私の前に同じような内容の質問をしてありますので、私はこれについては取下げをいたしたいと思います。

伊田正則新町長の所信についてでありますけれども、1番目の5月11日執行の選挙結果をどのように受け止めているか問うという、これは大河議員の質問にもありましたので取り下げさせていただきます。

2番目の派閥解消についても同じような質問がありましたので、理解をしておりますので取り下げさせていただきます。

次、4番目のほうも、これは大河議員のほうで詳しい答弁をいただいております。内容は同じじゃないかなと考えておりますので取下げいたします。

5番目の大久保前町長の後援会を引き継ぎ、後継者を自負していたが、残された負の事案が町民負担になっていることに対し、どのように責任を果たす考えなのか問うというこの問題につきましては答弁をいただきたいと思います。

6番目に、伊仙町シルバー人材センターの運営について問うということについても、答弁をいただきたいと思います。

7番目の副町長人事については、もう清議員の答弁にもありましたので、取り下げさせていただきます。

大きな2番目といたしまして、伊仙町選挙管理委員会についてということでもありますので、先ほどの新聞資料等々も紹介をいたしましたけれども、こういうことについて詳しく答弁をいただければ、これからの伊仙町の選挙の在り方等、町民に理解をしていただけるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1つとして、伊仙町選挙管理委員会の執務状況についてお尋ねをいたしますけれども、先ほど清議員からもありましたので、私はそれを修正しながら、また足りなかった分について質問をいたしたいと思っております。

それから、先日、昨日6月10日です。議会終了後に私が帰るときに、議員の皆さんが私のところに詰め寄ってきてまして、いろいろ暴言を吐いていたことについて、そのとき町長もいましたので、町長はあの様子をどう受け止めているのかお尋ねをいたします。エレベーターの前でのことをありましたので、そのことについて追加してお願いしたいと思います。

2 番目に、町長選挙をめぐる異議申出について問う。

これは、先ほど清議員からもありましたように、5月23日、異議申出が出されました。そして、6月3日に異議申出を棄却いたしております。こういうような、いろんな問題等がありまして、なぜこういう異議申出が出たのか。私も長年議会を経験いたしております、伊仙町の選挙の在り方、これについては非常に危惧した点がたくさんありますので、このこと等をなぜ棄却したのか、そして、今後どういう考えがあるのかお尋ねをしたいところでありますので、5点、このことについて答弁をお願いして、2回目から議席で質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

○町長（伊田 正則君）

美島議員のご質問に対してお答えいたします。

一応確認ですが、3番、5番、6番という形で答弁をすればいいというふうに解釈しましたけど、よろしいでしょうか。

まず、3番の建設業協会からの組織的協力と町外業者の支援を受けていることについて問うという内容ですけど、私自身、建設業協会からの支援を受けているという認識はなくて、業者個人からの支持はあったと、激励等も頂いたと思っています。協会全体として私に支持を表明したということとはなかったのではないかなと思っています。そのことについて、個人の業者が私を応援してくださったことに対しては本当に感謝して、そして伊仙町のために頑張っていきたいなというふうな気持ちを新たにしています。

詳しいところは自席で答えさせていただきますが、また私の分からないところは課長等の答弁で答えさせていただきたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

建設協会40社ぐらいあると思いますけれども、組織的協力、支持、支援等を受けていなかったか、また、町外業者の支援を受けていなかったかということなんですけれども、伊仙町には伊仙町建設業協会というのがあると思います。以前にも、前町長時代にも、よく私はこのことを質問をしたことがありますけれども、伊仙町建設業協会というのが現在存在しているのかどうか、まずお尋ねします。

○町長（伊田 正則君）

先ほどもお答えさせていただきましたけど、建設業協会がどういう集まりなのかという認識もなく、そういう団体が私にまとめて応援してくださったという認識も全くありません。

○14番（美島 盛秀議員）

ちょっと説明不足だったかもしれませんが、以前に伊仙町建設業協会というのがあったと思います。その建設業協会が夏祭りだとか、あるいはいろんな行事等に資金を提供していると。あるいは、以前の町長に質疑をしたときには、そういう協会からの政治献金とかを受けていないという答弁でありましたので、建設業協会というのは現在も存在していると私は考えているんですけども、そういう建設協会なるもの、あるのかどうか、まず聞きたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

先ほど答弁させていただきましたけど、私の認識では存在していないだろうと思っています。そういう団体自体があるという認識が、私の中にはありません。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。じゃあ、伊田町長におかれましては、今、伊仙町の建設業協会というものは無いという認識でよろしいですね。

○町長（伊田 正則君）

ないのかあるのかさえ分からないということなんです。また勉強します。

○14番（美島 盛秀議員）

それでは総務課長にお尋ねしますが、入札等受け付けたりするときには、個人的な業者から、それぞれの業者から指名願が提出されるわけなんですけども、その業者は、個人的なのは個人で分かりますけども、その伊仙町建設業協会というのは、今まではあったのかどうか。今はないのかどうかお答えください。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

徳之島建設業協会、徳之島全体の建設業協会というものが存在しているということはもちろん認識はしておりますが、伊仙町建設業協会というものに関しては、こちらのほうにそういった名簿も上がってきているわけではございませんので、そちらのほうに関しては、どういう業者さんが所属しているのかも含めて把握はしておりません。

○14番（美島 盛秀議員）

徳之島建設業協会というのは徳之島町のほうに会館もありますし、私もよく存じております。その下に伊仙町建設業協会会長というのがいるはずなんですけども、それは確認できていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

5月の末に徳之島建設業協会の総会並びに懇親会というところに参加をいたしまして、徳之島全体の協会長が今般替わったという話は伺っておりますが、その伊仙町建設業協会というものに対しては、どういった事業所が所属しているのかということも含めて把握はしていないというところなんです。

○14番（美島 盛秀議員）

私は度々、伊仙町建設業協会会長という名前を聞きます。その建設業協会名で夏祭りとか、団体名で寄附をしたり、去年も夏祭りを行っておりますね。そのときに収支報告、そのあたりに建設業協会から何百万とかあります。それを町が知らないということはある得ないと思うわけなんですけども、そういうような架空団体から寄附を頂いて、あるいは支援を頂いたり、協力を求めているという考え方でよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

架空の団体という答弁の内容ではなく、こちらでは、その名簿も含めて把握はしていないという答弁内容でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

ちょっとおかしいですね。お礼は町が、会長が町長ですから、町長がお礼を出しているんですよ、徳之島ガイドに。どこどこ会社が幾ら寄附したとか、建設協会から幾らあったとかというのが載っているんですよ。その載ったのを見たことないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

例えば夏祭りであるとかというところの寄附に関しては、建設業者名で寄附が行われているというふうに認識はしていたところではありますが、夏祭り実行委員会のほうに、ちょっとお答えしていただきたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

建設業を行っている団体として、全体で寄附を頂いております。

○14番（美島 盛秀議員）

はっきり理解ができないんですけども、建設業界とその建設関係をしている人の集まりが建設協会という意味ですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

というふうに認識しております。

○14番（美島 盛秀議員）

私がこれを尋ねたのは1年半前ですよ。伊田町長が立候補するのかどうかというときに、地元の崎原の私の友人たちが、知り合いの人たちが、「マサノリ カネヌアームン チョウチョウ サールムンヤァ スィメィラレルムンヤァ」という話を何人かが聞きました。そうしたら、何日かたった、1か月くらいたったのかな、その間に、ある人が5,000万円を持ってきたらするだろうと、そうしたら推薦してあげるよという話合いは出たという話が、もう世間一般に広がっていました。ですから、私はそういう建設業協会から支援などは受けていないかと尋ねたんですけども、そこは後もってまた、選挙の関係ですので、委員長あたりにもそういう選挙資金についてお尋ねはしますので、この件については終わります。

次に⑤の大久保前町長の後援会を引き継ぎ、後継者を自負していたが、残された負の事案が町民負担になっていることに対し、どのように責任を果たす考えなのかお尋ねいたしますけれども、これは経済課の問題で、度々私が指摘をしてきたことでありますので、経済課のほうで理解をされていると思いますので、その経過だけについて説明等お願いしたいと思います。

まず、伊仙町堆肥生産組合使途不明金について、それから多世代交流事業及び漁業集落備品未納問題について、それから糖業振興会使途不明金の現在の状況ですね。他にも小さいこと、いっぱい

ありますけれども、この大きな3つについて、現況を説明していただきと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、堆肥センターの件ですが、こちらは財産調査等を行いまして、その財産が親族の名義に変更されているといったことが分かってきましたので、このまま調停等が締結できるのか、もしくは名義を本人に戻して財産等の差押えによる徴収を行っていくのかといったところを、現在、弁護士と協議しているところでございます。

また、漁業集落につきましては、令和5年4月26日に成立しております、こちら知覧簡易裁判所において成立しております調停合意に基づき、現在、5月分まで順調に返済されているところでございます。

糖業振興会の件につきましては、令和7年1月14日に判決が言い渡され、2月1日に確定いたしました。それを受けまして、令和7年2月10日付で請求を発行しております。現在、その請求に基づく支払い等行われておりませんが、被告の1人である方からは、支払い方法の相談があり、こちらも現在、当方の弁護士と相手方の弁護士と協議を行っているところでございます。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

多世代交流機能拡張事業に関しましても漁業集落と一緒に調停合意をいただいたところで、5月現在まで、調定額と同じ金額を支払いいただいているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

伊仙町堆肥生産組合使途不明金については他に名義変更がされていて、今、話合い中ということだと思いますけれども、当時の大久保町長は、本人との連絡もついていますので、早急に解決しますという答弁でした。当時といいますから、もう去年、1年ほど前になると思うんですけども、それ以降、進展はなかったということによろしいですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたが、財産調査等をした結果、土地等の名義が変更されている点がありましたので、その名義を本人に戻す必要があるのか、そのままの状態で差押えすることができるのかといったところを、現在、弁護士と協議しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

早急に本人と話合いをして、直接、名義変更されている人から差押えできるのかどうか、そこらあたりも弁護士と相談して、早急に町民の負担を軽減できるように努力をしていただきたいと思います。

糖業振興会の使途不明金については裁判をして、支払う人が出てきたという受け取り方でいいですか。

○議長（前 徹志議員）

もう一回質疑くださいということね。

○14番（美島 盛秀議員）

ちょっと聞き取りにくかったんですけども、その裁判の現在の経過、裁判の結果等、どのような裁判が行われているのかお尋ねします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

裁判につきましては、先ほども申し上げたとおり、令和7年1月14日に判決が言渡し、同年2月1日に確定をいたしております。これを受けまして、当方の弁護士から被告に対しまして請求書を発出しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

その請求書のとおり請求できて、返金してもらえる、その可能性はありますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、現在、返金支払いがない状態でございます。

その中の一部につきましては、被告2名に対しまして裁判を起こしておりますので、1名の方から、その方に係る分につきましては、支払い方法について相談があったということで回収のめどが立ちました。残る部分につきましては、今後、強制執行等を行っていくよう考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

今の説明のように、3件ほど今質問いたしましたので。町長、このことは町長の当選したときには引継ぎ等があったと思うんですけども、各課からの諸問題、こういうことは引継ぎをして知っておりましたか。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

様々な問題があったということは承知しております。内容について詳しくは理解していませんが、担当課のほうでは処理が進んでいるというふうに私のほうでは認識しています。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、こういうこと等も解決しないと、私たちの任期は2月の4日です。そういうことをしっかりとやっていけるのが町民との信頼関係につながると私は思いますので、ぜひ早急に、そういうこと等を解決できるように、各課と担当と打合せをして取り組んでいただきたい。このまま長引けば回収ができないようになってしまって、町民に大きな負担をかけてしまう。こういうことが伊仙町の悪い習慣が引きずられて、いろんなことに影響してきておりますので、ぜひ取り組んでいただきたい。

それで、この糖業振興会の使途不明金問題につきましては、まだ懲罰委員会が開かれておりませ

ん。当時の課長は退職までしています。そこらあたりはどう解決できるのか。難しい点があると思いますけども、それ以前の多世代交流備品関係については懲罰委員会を開いて、町長、副町長、各担当課長、その損失分の何%か課せられております。給料の減額とかですね。そういう懲罰委員会もやっているんですけども、あるところでは懲罰委員会を開く、また一部では懲罰委員会も開いていない。これは新しく引き継いだ伊田町長の責任だと私は思っておりますので、ぜひ、そういう懲罰委員会なども開いて、しっかりと解決をして、払うものは払わせる。また、どこかで落としどころをつくって、きちんとした整理をする。そういうこと等が町長の使命だと思うんですけども、そこらあたりどう認識して、それができるのかどうか、町長の考えをお尋ねいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本件に関しましては、懲戒審査委員会等はまだ開催されていない状況です。今後、そういった審査会も開いて、責任の在り方等々も含めて協議してまいりたいというふうに考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、努力して回収ができるように、そして町民に負担がかからないように努力をして、そのことが今後の伊田町政の前へ進める町政になると思いますので、お願いをいたしたいと思います。

次に、6番目の伊仙町シルバー人材センターの運営について、お尋ねをいたします。現在の運営状況等、答弁をお願いいたします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。伊仙町シルバー人材センターの運営について問う。

伊仙町シルバー人材センターは、令和2年度より一般社団法人伊仙町シルバー人材センターが運営をしていましたが、令和7年社員総会において、令和7年5月31日をもって解散すると報告を受けていました。

これまで、町といたしましても事業運営に係る補助金の交付、会員確保のための周知などの運営の支援をしてまいりました。

○14番（美島 盛秀議員）

実は私も農家でありますので、非常に労働力不足で人手が欲しいと、そういう関係で徳之島町のシルバー人材センターの人材を利用しておりました。協力していただいております。

そういう中で、伊仙町にもシルバー人材センターができないのかなということで前大久保町長にお願いをしました。これは、私がお願いをして実現できたと私は自負しておるんですけども、令和2年、今6年目ですか。そうですね、6年目ですね。これは5月31日で閉めることになったということですね。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

議員のおっしゃるとおり、今年の5月31日をもって、一般社団法人伊仙町シルバー人材センター

は解散するという報告を受けております。

○14番（美島 盛秀議員）

5月31日で解散をしても、シルバー人材センターはなくなったということになると思いますけれども、その6年間の収支決算等、あるいは財産、そういう整理等はきちんと今精算できているんでしょうか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

まず、経営状況、決算書に関しては、毎年、補助金を交付していますので、交付申請のときに添付いただいております。

今年5月31日をもって閉鎖をするということで、現在保有している財産、それからまた、法人を解散するので手続に時間を要するので、その期間に関した分にかかった分で、こちらが交付している補助金の残額等は町のほうに返還するということで了解を得ています。

○14番（美島 盛秀議員）

これが解散したということで、非常に人手不足が出るんじゃないかなという懸念さえしますけれども、私もこの伊仙町のシルバー人材、派遣して協力をいただいたことが何回かあります。

しかし、なかなか、徳之島町のシルバー人材の方々と伊仙町のシルバー人材の方々、申し訳ないんですけども、非常に働き方が違うということで、私もその後、徳之島町から何回か派遣をしていただいております。

しかし、このシルバー人材センターというのは60歳以上70歳、高齢の方は80歳以上もいます。無理をして、見ていたら申し訳ないなという方などもいらっしゃいます。そこで、私はもうシルバーは利用しないようにして、外国人人材を、今ハーベスターの助手、あるいは管理作業等に今年お願いしました。一生懸命やります、若いし。

再度、伊仙町の人手不足を解消するために、こういうような法人化、これを解散しないで、今のシルバー人材センターを解散しないで、これを町が外国人就労人材を雇用できるような、そういう法人化はできないのか。そういうあたりを今後検討していただいて、農家の協力をいただきたい。そうしないと伊仙町の農業は生産力も量も上がらないだろうと。生産額60億を目標にしているわけなんですけれども、もう下がる一方じゃないかなと思っておりますので、そこらあたりの検討をしているのか、今後の検討について計画等立てているのかどうか、お尋ねをいたします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

確かに議員のおっしゃられるように、令和3年、高齢者雇用安定法の改正があったことにより、70歳までの就業機会の確保などが事業主に努力義務化されたことにより、現役世代の年齢が延びたことから、60代の会員の募集であったり、今言われたような外国人就労者とかが入ってくることで、シルバー人材センターでの人材の確保、それから働く機会の減少、いろいろ、もろもろなものが影響して、理事のほうで、このままではもう運営が立ち行かないので解散したらどうかとい

う案が出て、総会のほうでそちらのほうで承認され、解散することになっております。

各事業年度で受けている収入面だけで見ても、令和5年度、これは収益だけで得たものなので正確な合計収入ではないですが、受託金額で629万9,844円、これが令和5年度です。令和6年度が460万6,061円。1年間でも、かなりの額、収入が下がっていること。町のほうからの交付金が5年度が450万で、価格高騰や人件費の問題で経費のほうを追いつかないということで、令和6年度には500万円交付しております。

そのような点から、シルバー人材センターのほうでも会員の普及であったり、事業の推進のために頑張ってはきたんですけど、なかなか業績が改善できないということを受け、今回の解散の報告を受けて了承したんですが、今後、高齢者雇用の観点であったり、いろいろな面で働く場であったり働く機会、また、高齢者の方々が持っている能力、資格を生かせる現場を継承し、つくっていかねばならないとは、こちらのほうでも認識しております。

また、シルバー人材センターに登録していた方だけではなく、もちろん利用されていた方も少なからずはいますので、今後、シルバーセンターのほうから年間の受注件数、受注相手であったり、登録されている会員さんの名簿であったりを受け取り、働く場所を求めている方にはそのような提供ができるような制度、また、利用したい方々が利用できるような制度は、今後検討していこうと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

もう僅か6年足らずで閉めるわけなんですけれども、このシルバー人材センター、他町村の現状を見てみますと非常に盛んになってきています。充実しています。新聞等にもよく載っています。表彰者が出たり、あるいは皆勤者とか高齢者とか、あるいはいろんな面で表彰対象になる人たちもいて、新聞の話題にもなっております。こうして他町村でできるのに、なぜ伊仙町が6年で閉めなければならないのか。他町村では、もう30年、40年、何十年と、これやっているんですよ。そこらあたりを、これから私は、町長の目指す意識改革、これだろうと考えております。

私は、町長のほうも農家の出身ということをよく言っております。私も農家の出身でありますし、ほとんどの島の人は農家出身だと考えております。町長の言っているちゅうきばり、あとちゅうきばり、私も非常に感銘いたしております。私も小さい頃から、両親の代わりにゆいたばりによく行きました。くわを持って手伝いに行きました。姉と2人で一緒になって、親の一人分を、行ってゆいたばりしたことも何回もあります。そういうこと等をしっかりと考えながら、これからの島の農業振興に取り組んでいきたいと私も思っております。

ですから、必ずそういうことが実現できると思いますので、予定しておりますと、計画しておりますということだけでなく、実現できますので、そこらあたりの計画実現に向けての取組について、伊田町長の認識度をお尋ねいたします。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

美島議員がおっしゃったように、私たち農家にとりましては、やっぱり将来も農業を続けたいという思いが強いと。それが70、80になっても畑に行ける幸せを感じられるのが、この島のよさだと思っています。そういう意味で私たちが夢を持って農業を続けられるような、そういう環境をどうつくっていくかということを、一緒になって考えていければと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、農業振興には何をおいても第一番で、最高の取組だと言われる農業振興に取り組んでいただきたいと思っておりますのでお願いをいたします。

それでは、大きな2番目に入ります。伊仙町選挙管理委員会についてお尋ねをいたします。

先ほど新聞で紹介をいたしましたけれども、委員長にお尋ねいたします。選挙管理委員になる条件として、選挙しなければならぬという法律があります。第182条、選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから選挙するというふうにうたわれております。

委員長にお尋ねします。委員長は先ほど、新聞でも言いましたように、当時、平成3年4月17日の町長選挙において、いろんな問題が生じました。そのときに5人の町職員が逮捕されております。そして、今の委員長は、ちょっと見にくいですがけれども、総務課でその仕事をやっていたというふうに新聞に載っております。当時46歳、そしてもう1人が42歳。そして、その後退職をして選管委員になっておりますけれども、何年度から選管委員になって、今委員長として何期目務めているか、お尋ねいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時07分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在の委員長が委員になったのが平成21年6月25日から委員として選挙管理委員会に入りまして、平成24年12月13日、当時の委員長の死去に伴い、平成24年12月14日から委員長を務めております。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、先ほどの新聞記事、勾留とかそういうのがありますけど、美島議員が質疑したんですけど、本人の名誉、そういうのに当たりますので、新聞を持ち出して勾留とか。美島議員が言いたいのは、勾留された人が、なぜ選管委員長になっているのかという言い方だと思います。公に出ても、今30年過ぎて世間は忘れてるんですよ。それをあなたが、また表に出した。勾留された人

は、そういうのになれないというあれがあるんですか。

だから、方向を変えて、現在の選挙管理委員会に質疑をしてください。

○14番（美島 盛秀議員）

さっきの任期について、もう一回お願いします。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

先ほど申しましたが、もう一度お答えいたします。

委員になられたのが平成21年6月25日から、委員として選挙管理委員会に入っております。委員長としては平成24年12月13日、当時の委員長の死去に伴い、委員長になったのが平成24年12月14日から、委員長として現在に至っているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

現在の嶺委員長は平成21年6月25日から、それで委員長になったのが平成24年からですから、今期で3期目ですかね、3期目ですね。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

はい、通算、今委員長として15年経過しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

これ、任期が4年ですので、じゃあ4期目ということですね。委員長が3期目で、委員になったのが16年ということですのでよろしいですね。はい、分かりました。

それから、会計年度任用職員の勤務年数が分かればお尋ねいたします。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

選挙管理委員会に来て15年目になります。

○14番（美島 盛秀議員）

任用職員が15年になると。私が、あちこちの友達、議会関係、行政関係の他町村の人にも聞きました。これは、以前は臨時職員ですよ、任用じゃなくて、法律が改正される前は。臨時職員と、また最近の任用職員が何年も選挙管理委員会にいるということは考えられないと、非常に長過ぎるという話でした。

5月21日の議員大会のときにも、私、各市町村長や、あるいは事務局の皆さんに何人か聞きました。伊仙町の町長は、なぜ途中で辞めてそういうことになったのかというと、私もいろいろ説明がしにくくて、話等もやったところなんですけれども。たまたま、その後こういう新聞が出てきたということ等を含めて、今質疑をしているところなんですけれども。

その任用職員の方は、今現在もやっています。これは前大久保町長の身内です。身内というか、いどこに当たる方ですね。そういう人たちが、なぜ同じ町長に、当時の大久保町長の23年間のうちの半分以上が親戚の人、身内の方が選管の事務を預かっていたということに対して、非常に私も疑問を感じておりまして、そのこと等を含めて、私はこの新聞に書かれたことが、まだ疑念がたくさんあります。

ですから、次の異議申立てについて、それが却下された理由等、あるいは異議申出が出た理由等、そういうようなこと等を聞きたいわけでしたけれども、先ほどの清議員の質問で大分深い質問がありましたので、ある程度は理解できております。今後の件については、さらにこれを深めて調査をしたいと考えております。

この議場内にいらっしゃる職員の皆さんや多くの議員の皆さん、これは何人かしか、33年前のことは知らないと思います。33年から34年になりますので、恐らく若い職員の皆さんは1人も知らないだろうと思います。町長も当時はどこかで教員をしていただろうと思います。そのこと等は聞いて、当時は伊仙町のことを非常に批判もされて、伊仙町民とは嫁さんもらいたくないと、付き合いもしたくないと、非常に批判を買った当時でありました。ですから、私は非常に悔しい思いをしながら、この33年間、このことをずっと見つめ続けてきて30年間の議員生活ができたと思っております。

伊田町長におかれましては、座右の銘を「愚直」と言っております。「愚直」というのは、ばかがつくほど正直という意味だと思いますけれども、私は「正義」と、座右の銘は「正義」ということを考えてずっとやってまいりました。そして「罪を憎んで人を憎まず」、だから私は30年間も続けてこられたと思っております。こういうことを知らない若い職員にも勉強をしていただきたい。これからの伊仙町を担っていく若い職員たちにもしっかりと、伊仙町のその選挙についても学んでいただきたいということ等を申し上げたくて、私はこの質問をしているところですので、どうかしっかりと聞いて研さんさせていただきたいと思います。

そこで、冒頭にも申し上げましたけれども、大久保前町長は徳洲会の院長であると。そして院長のときに、途中で院長を辞職されて県議に出てきたと。そして平成13年度に、町長選挙に立候補して初当選したと。その大久保前町長が当選した構図と同じように伊田町長が今回は誕生したんじゃないかなと、初当選ができたんじゃないかなという思いがあるものですから、私は大久保町長の後継者を自負している伊田町長のその内容等を深く質問して、本人の知らないところでの動きがあったのではないかなという疑問を持っております。

本当にばか正直と言われるぐらいの正直者ですから、1年半前の教育長時代、大久保町長といろんな打合せなどがあり、そして私の質問に、任期を全うして退職しますと、辞職をしますという答弁をいただきながらも、4月26日には突然辞表が出された。そのことに関しましても、いろんな情報といろんなことを聞いております。これ、ここで公表できないこともたくさんあります。そういうこと等を前大久保町長の後援会や幹部の人たち、あるいは知らない人もたくさんいますけれども、何人かの人たちが打合せをして、33年前のことが繰り返されたのではないかなという疑念があるということです。ですから、これからもこのことについては、私も今後調査をしていきたいと思っております。

先ほど言いました身内の会計任用職員について、もう16年も勤めているということについての、ですから、当時の出勤簿資料を提出させただけですけども、このことについては4月、5月、6月、

3か月分しか出ておりませんので、3年ぐらい前に遡って、この資料を請求をしておきたい。また後で資料提出を求めます。

そういうこと等を申し上げて、今後の伊田町長がしっかりとした町政が続けられるように、私も協力できることは協力したいと。知らないところでいろんなことがあったということだけは念頭に置いていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月12日木曜日、午前10時より開会いたします。

日程は一般質問です。お疲れさまでした。

なお、この後、総務文教常任委員の皆さんは請願審査を行いますので、議会委員会室へお入りください。以上です。

散 会 午後 4時20分

令和7年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和7年6月12日

令和 7 年第 2 回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和 7 年 6 月 12 日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第 1 一般質問 （井上和代議員、杉山 肇議員、牧本和英議員） 3 名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選管委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

一般質問を行います。

初めに、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上 和代議員）

議席番号1番、井上和代でございます。

議長より一般質問の許可が下りましたので、令和7年第2回定例会にて一般質問のほうを行いたいと思います。

一般質問に入る前に、この場をお借りしまして、なかなか言う機会がございませんので、こちらのほうをお借りしまして、5月20日に行われました奄美群島市町村議会議員大会開催時には役場職員の皆様、町民の皆様に多大なるご協力をいただきましたことに対しまして心よりお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。感謝の気持ちでいっぱいでございます。何か月も前から植えられたであろう700鉢余りの色とりどりの花、体育館の舞台から入り口にかけてこの大会をととても華やかに演出していただきました。体育館の設営、当日の接待、大量の牛汁作り、前日19日の梅雨入りに伴いまして、暑さの中での作業、本当に大変だったと思います。

また、食生活改善推進連絡協議会の皆様にも伊仙町らしいおもてなしのお菓子作りをたくさん作っていただきました。設営から最後の片づけまで本当にありがとうございました。大きな大きな「ようこそ伊仙町」の上り旗を掲げた前日の伊仙町、連合青年団主催の闘牛大会も伊仙町らしさが十分出ている闘牛大会であったかと思います。今回の議員大会に大きな花を添えていただきましたことを本当にありがたく思うところです。

私たちも各地に行くことでいろんなおもてなしを受けておりますが、今回の伊仙町のおもてなしも誇りの持てるおもてなしだったと思います。これからも伊仙町発展のためご尽力よろしく願いいたします。まだまだ言葉は足りませんが、お礼に代えさせていただきたいと思います。

それでは、私の一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

1、ほーらい館癒ていなホールの増築・改築について。

①台風や災害時の避難所として十分な人数の受入れや機能を果たしているのかを問います。

②各種大会や懇親会等の人数は十分に受け入れられているのかを問います。

③温暖化の影響により今後癒ていなホールの需要が高まると思いますが、対応ができるのかを問います。

2、島口の伝承について。

①島口を伝えていく方法はどのようになされているのかを問います。

②教えていく方法は一律であるのかを問います。

③日常用語が使えてよしとするのであるのかを問います。

④手本となる教科書等はあるのかを問います。

⑤方言の奥深さを伝える名言等は教えられているのかを問います。

以上で、私の1回目の質問のほうは終わらせていただきます。次回よりは自席にて行いたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

○町長（伊田 正則君）

ただいまの井上議員のご質問にお答えいたします。

まず1番目に、ほーらい館癒ていなホールの増築・改築について。①台風や災害時の避難所として十分な人数の受入れや機能を果たしているのかを問うというこの質問にまず答えたいと思いますが、まず今、ほーらい館だけでの収容人数としまして240名、その他に公民館を含め地域防災計画に定められている指定場所及び収容人数は町内で37か所、3,340名が収容できるように計画されています。

しかしながら、町の人口が令和7年6月1日現在で6,035名としたところ、この収容人数は55%、全ての人口が収容できる人数では計画されていませんので、町民全体が避難するとなると不十分ではないかなと思っています。

また、機能についてもいろんな改修等、また屋根工事の防水等の工事が予定されていますので、また細かいところについては担当課長のほうで説明させていただきたいと思います。

次回からは自席で答えます。よろしくお願いします。

○健康増進課長（大山 拳君）

井上議員からの台風や災害時の避難所としての十分な人数の受入れや機能を果たしているかという質問にお答えいたします。

先ほど町長からもありましたが、ほーらい館のみということで考えると不十分かと思いますが、先ほどもおっしゃったように町内の37の施設、3,000名余り収容できるということで、ただそこでも不十分かということ想定されるんですけども、被災を免れた親戚や知人・友人宅に身を寄せるなど、災害時には行政だけでなく民間の協力も必要かというふうに考えております。そうした協力を得て、地域で十二分に機能するような行政の取組として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。今、線状降水帯であるとか地震であるとか、もう本当にこの伊仙町も本当に穏やかなところではございますが、ないとは言えない、この今のご時世でございますので、そういったものに対して、伊仙町のこのほーらい館という、癒ていなホールというところが機能できるのかなというところを思ったところであります。

収容人数ということなんですけれども、先ほど町長のほうで240人というようなお話がありましたけれども、椅子を並べて机を並べて240人でございます。避難をするとなると、そちらのほうで一晩過ごす、二晩過ごすというような形になりますと布団を敷くとか、そういったことであるわけですから、そういったことからいけば半分ぐらいにはなってしまうのかなというふうに思ったりするところなんです。

この癒ていなホールのほうは、ほーらい館でありますのでお風呂が入れます。そして調理室もありますので、そちらのほうで食事の用意とかっていうのも本当に非常の場合はできるということなんです。にもかかわらず、収容する人数が少ないのは、ちょっとこれから不便を感じるのではないかなというところで、これ改修と、増築ということができないのかなというふうに思ったところなんですけれども、そういったものが逆に建物の構造であるとか建てた年数というんですか。そういったものからしてできるのかできないのかっていうところもありますが、いかがなものでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今回、今年度ほーらい館の改修を予定しているということは過去、議会でも申し上げたんですけれども、今回あくまでもやる工事としては防水の改修のみ、増築っていうふうには今現在のところ考えておりません。

先ほどもあったんですけれども築17年目に入ります。老朽化も著しく、改修、防水対策が必要ということで今年度、事業を活用しての防水対策、そして先ほどもあったんですけれども、癒ていなホールのみを活用だけではなくて、その他の施設も活用して、例えば、キッズルームでしたりとかそういったところも活用しての240名の収容というふうになっております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私のほうは癒ていなホールのみをちょっと思ったんですけれども、確かにキッズルームとそれからA会議室ですか。そういったところもありますので、かなりの人数が収容できるのかなというふうに思ったところなんですけれども。

今、17年目に入るということで、ちょっと前ぐらいにできた建物なんですけれども、今、防災センターであるとかそういったところが新しくできている地域もあるわけですが、そういったところに行けばもう少し大きな構えをしているっていうのが今の現状だと思うんです。それに近づけていけるような施設というものがこの伊仙町にはないわけです。その施設を新しく造るというようなことは、なかなか大変なことであるわけですが、それでは今のこの癒ていなホールをもう少し大きくしてみたいかなというところなんです。

それと、本当に話は大きくなってしまうと思うんですけれども、伊仙町には宿泊施設がありません。今回、伊仙町のほうで議員大会、250名近くのお客様のほうをご招待して開かれた大会ではありましたけれども、何人が伊仙町のほうにお泊りになったのかということであれば、そういったところもいろんなところを考えていかなければいけないところが多々だと思うんですけれども、この

癒ていなホールの利用価値というものをもう少し高めていくのであれば、大きな形で考えていただければなというふうに思ったところです。

また、そういったところ、すぐすぐというふうにはならないかとは思いますが、そういったところを大きく構えていただいて、防災のほう、それから宿泊施設のほう、そういったものも広げた形でご提案、そして、またいろんな方法を考えていただければなというふうに思うところです。

そちらのほうを考えたのは、今回伊仙町のほうで議員大会のほうを大きく開催をいたしましたけれども、本当に暑かったんです。19日の日に梅雨入りということでありましたので、もう本当に皆様方にはこの暑い中を本当に頑張っていただきまして本当にありがたく思うところです。

それで、来年のこれぐらいの時期、6月ぐらいに伊仙町商工会のほうでも中小企業大会っていう大きな大会を開催する予定なんですけど、これも同じように250名ぐらいの、結局、ぐらいのといえますと本当はもっともっと招待をしたいんですけども、受け入れる場所がちょっと伊仙町にはないものですから、そういったところ、この時期とそれから受け入れる建物の大きさとそういったものを考えた時に250名弱ぐらいのお客様を招待するというような、募集をするというような形になってきたわけですけども、そういったところでこういったものをもう少し大きくできないかなというふうに思います。

本当に義名山の体育館、サブアリーナというんですか。2つのアリーナと体育館のほうがあるということは、もう本当にこの伊仙町というか、この徳之島の中でも誇れる場所ということをお聞きするところですけども、ただやっぱり時期を選ぶわけです。

そういったところで、2番目のほうにも入りますけれども、懇親会や各種大会というようなことであれば、もう少し暑さがしのげて、そして大きなホールというようなところを欲しいかなというところではあるんですけども、今、この癒ていなホールのほう、大体何名ぐらい、懇親会というようなときにはご使用になれるかお分かりになりましたら教えていただけますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

懇親会での受入れということで、過去も実績があるんですけども、およそ150名の収容となっております。

○1番（井上 和代議員）

150名ちょっときゅっきゅと詰めていただいて200名ぐらいというような形になってしまうのかなど。一番150名ぐらいがそれなりの人数なのかなというふうに思うところですが、前回の議員大会も250名ぐらい、次のほうの商工会の大会というのも250名ぐらい、他の大会もあるかと思いますが、前回、消防のほうの大会があったと思うんですけども、そのときの懇親会もあったと思いますが、そのときは大体何名ぐらいだったでしょう。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

昨年度の消防操法大会の懇親会を議員おっしゃるとおりほーらい館癒ていなホールで開催しました。そのときの参加人数といいますか、正確には細かい数字は持っていないんですけども200名程度だったというふうに記憶しております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。200名ぐらいということなんですが、たしか消防のほうは男性職員というか、男性部員というか、男性隊員のほうが多いわけですからきゅうきゅうに詰めても問題はないかと思うんですけども、その中でもやはりちょっと大変だったなというふうにお聞きするところですけども、この異常気象の中でやはり今までとは違う体温、気温、暑さというかそういったものがあるかと思いますので、これどうにかできないかなと。いろいろ考えを巡らせるんですけども、癒ていなホールが大きかったらもっといいのになとか思うところと、もしかしたら義名山体育館にクーラーがつけばいいのかなというふうに思ったりするところですけども、逆に言ったらそういったことというのは可能になるわけですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

義名山体育館のクーラーについてなんですが、そちらのほうもいろいろな大会があつていろいろな防災関係と事業を探しているところで今現在いい事業が見つからないところでございます。後々、温暖化の影響でつけていけないといけないと考えてはいるんですが、現在企業版ふるさと納税等を活用できたらそちらのほうとか探していきたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。義名山のほうの体育館はサブアリーナのほうもありますので、大きな意味でそういったものも考えていただいて、私たちこの伊仙町のほうにウエルカムというような形でいろんな大会のほうができる器を造り、その器に合った環境というかそういったものが整えていければいいのではないのかなというふうに思いますので、前向きにこういったことを考えていただければいいのかなというふうに思いますけれども。

今回の議員大会のほうで2階のほうは涼しかったというようなお話があつて、まあ一巡りですからそちらのほうでは下をのぞくというか、見るようなところで風は来るんですが、そういったところで扇風機がいっぱいありましたが、本当にこの異常気象というか、そういった部分でいけば、広さがあっても器があってもそういった環境というのが整えていないということが現状ではないのかなというふうに思いますので、癒ていなホールそして義名山の体育館、そういったところの環境をもう少し何かいい方法というか環境を整えていけるようなことをまた考えていただきたいなというふうに思うところです。

それが結論なんで、この部分はもう終わらせていただきますが、逆に町長のほう、今、環境として要望というようなところをお話をしましたけれども、どういうふうなものがちょっと理想かなと、どういったふうな形になればいいのかなと、これからの伊仙町のほうのこういう大会であると

か、そういったものを受け入れるこの体制、そういったものをこういうふうにしたいなとかいうものがもしあるのであれば教えていただけるか、また、お話をいただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

温暖化に対する対策等は、やっぱり避難する場所のみならず、各小中学校等の子どもたちの生活環境、学習環境を整える意味からも検討していかなくちゃいけないかなと思っていますし、また、体育館についても競技中に風が影響する競技もありますのでその兼ね合いとか、または、今言った非常時に対応する能力を要するためにはきちんとしたエアコンの設置等が必要だというふうに考えていますので、そういうのを総合的に見て必要な部分については、町のほうでも推進していかなくちゃいけないかなと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。ちょっと癒ていなホールと義名山のほうの話のほうに集中してしまいましたけれども、先ほど防災のところでいろんなところに37か所避難所云々があるというお話でしたが、この37か所のほうにクーラー等は全て設置されているのか、お分かりになる方がいらっしゃったら教えていただけますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

全ての施設にクーラー、空調の設備はなされておりません。施設の中には各学校の体育館等も含まれております。体育館のほうについてはクーラー等の設備が入っておりません。

また先ほど来、温暖化の影響についてということで質問があったんですけれども、その活用の一つとして、昨年度島内でも先駆けて熱中症対策のクーリングシェルターとしてほーらい館とこの役場を指定しております。今年度もこの役場そしてほーらい館そして社会教育課の協力で公民館のほうも指定する予定となっております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。クールシェルターですか、こういったものを本当に、今よく聞くのが水筒っていうんですか、ああいったものの補給というか水を足すような場所が東京都内とか大阪とかそういったところにもあちらこちらに無料であるよというようなお話を聞くところですが、本当にこの暑い島の中ではそういったものも、またクールシェルターというのはありがたい取組かなというふうに思いますが、またそういったところももう少しこれからの時期になりましたら広報のほうよろしくお願ひしたいと思います。

避難所の場所で小学校の体育館であるとかそういったところはちょっと大変なんですけれども、各集落の公民館、こちらのほうにやはりクーラーがないというのはどうなのかなと。避難所として使えるということであるわけですが、そういったところでクーラー等の設備がないという

ころ、他町のほうに行きましたらコインで1時間幾らかというような、コインで使えるようなクーラー設備っていうのもあったりしますので、そういったものを活用するという点もあるかと思うんです。

多分ですけども、防災のほうで台風が来ますよというようなことで避難をされる方はお早めにごうぞというときに、やはりもう私たちはクーラーとか涼しいところに慣れておりますのでそういったものが使えるところ、そういった設備がしっかりしているところにやはり足が向くと思うんですが、それでこの癒ていなホールっていうものを行く形が多くなっているのかなというふうに思ったりするところなんです、それで癒ていなホールが満員になるからもう早めに行こうとかそっちがいっぱいだと義名山のほうに行くことになるよというようなお話を聞くところですけども、もう本当に一番いいのは、自分のお家の近くで避難ができればいいんですが、そちらのほうにはいろんな設備がないということでもありますので、そういった設備が何割ぐらいできているのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。集落の公民館等、そういったものがどれぐらいの割合で準備されているのか、お分かりになれば教えていただけますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

各福祉会館そして公民館等については、総務課のほうの事業を活用して順次今、更新されているところがございます。たしか3年ほど前から2、3か所ずつの改修がしていると思いますので、3分の1、半分届かないぐらい。

クーラーについては、そもそも設置されているところもございましたので、その改修に合わせて、またさらに災害の避難所としての機能を果たすための改修を今後も順次行っていくものだというふうに思っております。

○総務課長（寶永 英樹君）

今の健康増進課長の答弁に補足してお答えいたします。

避難所改修事業については、令和2年度より順次行っているところがございます。今年度も2集落の公民館に対して避難所改修事業を行う予定にしております。

それと合わせて、がんばる集落支援事業を活用して各集落において空調設備であるとかの整備というところも行っている集落もございますので、そういったところもまた活用していただいて、空調あるいは公民館の設備等の整備もまた推進していきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。公民館は社会教育のほうの管轄、それから経済課のほうの管轄、それから社会福祉というんですか、そちらのほうの管轄ということで、管轄が少しずつ違っていていると思いますけれども、そちらのほうでこういったところを見直しをしていただいて避難ということの本当に今、迫っている部分というのが多々ではございますので、そういったところを鑑みしましたら、早急にまた台風の時期になっておりますので、そういったところを早め早めの対策のほうを

行っていただきたいなというふうに思います。そちらのほうを整えば、このほーらい館のほうに、癒ていなホールのほうに避難という方も少し減ってはいくかなとは思いますが、今のところは癒ていなホールが頼りでございますので、そちらのほうも整備のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。もう本当にドアというんですか、一番小学校側の角のほうのドア、あちらのほうも大分さびておりましたので、そちらのほうも修理の対象になるかと思ひます。

それで、前回予算書のほうで私のほうが言ひました、ほーらい館のほうで入り口にライトがないよというようなお話をさせていただき、そして癒ていなホールのほうに案内板が欲しいよねというようなお話をしましたら、早速つけていただきましてありがとうございます。カウンターの女子職員のほうで井上さんつけましたよと、玄関のほうを見ましたかというような案内をしていただきました。そしてテレビを置いた癒ていなホールのところに、あちらのほうに案内をしています。もしたらお客さんのほうで問合せがかなり少なくなってきましたよというようなうれしいお話をいただけたところでした。皆様のほうの尽力のほう、ありがとうございます。また、一つ一つ皆様のほうでお気づきになったところ、そういったところを改修、いろんな工夫をしながら、伊仙町のいろんなところを盛り上げていければなというふうに思うところでございます。

そうしましたら、2番目のほうの島口伝承についてお話をさせていただきたいと思ひますが、こちらの方は教育面もありますので、町長のほうにもお話をさせていただきたいと思ひますし、教育長のほうからもお話をいただければなというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長（幸田 順一郎君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

島口を伝えていく方法はどのようにされているのかについて、私のほうからまず小中学校の現状につきましてお答えいたします。

島口の伝承につきましては、町内全小中学校で実施しています。方法等につきましては、各学校それぞれ総合的な学習の時間に地域に住む方から島口や島唄について話をさせていただいたり、または、学習発表会で島口劇として発表したり、それぞれの小中学校で特色ある教育活動として島口について学習している状況です。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

社会教育課におきましては、伊仙町の条例で2月18日を島口の日とし、2月を島口月間と定めておりますので、2月にしまぐちつこわーデーを開催しております。このしまぐちつこわーデーでは、島口劇や島口漫談などを行っており、小中学校のご協力をいただき島口川柳コンテストを開催し、最優秀賞者にこのしまぐちつこわーデーで表彰を行っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。ところで、何で島口を使わなきゃいけないのかなというふうに思うところなんです、私は小学校のときには方言を学校で使うなというところを私達も飲み会等でも笑

い話にするんですけれども、島口を使ったということで反省会をさせられたことがあるんですが、それから一転して今の時代は島口を使いましょうよと、島口を使えるようになりましょうよというように来ています。なぜ島口を使っていかなければいけないのかなというところから理解をしていきたいと思うんですけれども、これはどちらにお聞きしたほうがよろしいでしょうか。町長がよろしいですか。教育長がよろしいですか。お二方にお話をいただければもっとよろしいかと思います。

○教育長（幸田 順一郎君）

私のほうからまずお答えいたします。

島口をなぜ使わなければいけないかというあれではなくて、島口は今、絶滅の言語であるとも言われたりするところがございますが、私も小さいときから当たり前のように島口を使っておりました。学校に通うようになって、学校の中では使うな、共通語を使いましょうということでしたが、一つは学校の先生の方針で子どもたちが将来的に島を出ていくと、ああいう当時の現状等ではそういうことでやはり島外に出たときに当たり前にちゃんと周りの人たちに適応してやっていけるような子どもたちを育てる意味からも共通語を使いましょうというふうにしたのではないかなと考えているところがございます。

ただし、現在においては、そういった状況でほとんど島口が使われなくなってきたということで、使える人が本当に少なくなっている状況で、せっかくながらずと地域に根差してきた言語がなくなるというのは非常に危ぶまれる、危惧されることじゃないのかなということで今、島口を使いましょうということにもつながっているのではないかなと考えているところがございます。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

私見でお答えさせていただきますけど、やっぱり島口、私の年齢でも同級生や年下に対する言葉遣いと先輩に対する言葉遣いというのは分けて使うという、目に見えない心の教育が言葉の中にあっただのかなと思っています。そこで、やっぱり先輩を思うときに、謙譲語というか、どういう丁寧な言葉を使わなくちゃいけないかということがやっぱり先人というか、先輩を思う、尊敬して生活する一つの基準になっているところもあって、そういうところの言葉が引き継ぐ、私たちの文化はやっぱり大事にしくなくちゃいけないかなと思っています。

だんだん今、教育長からもありましたけど、絶滅危機言語になっていますので、そういうところがだんだんないがしろになっていくということは、やっぱり避けて私たちはきちんと残すべきところは残していくという必要性を感じています。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。今、教育長そして町長がお話いただいた島口というところの解釈というか思いというのは私もそうだな、そうだなというふうにお聞かせいただけたところだと思います。

島口をずっと使ってた人が島外に出て電話を取れないと、私が中学校ぐらいに多分聞いたお話だと思うんですけども、都会に行って就職しても電話が鳴っても電話が取れないと、島口が出るんで電話を取るとおかしいことになるので電話が取れないと、そういうふうな形で島口じゃなくて標準語を使ってスムーズに仕事にもなじんでいけるようにというふうなお話も聞くところです。

今の子どもたちは普通に標準語を使っていますので、物怖じをしないというか、スポーツ関係の遠征に行っても物怖じをしなく他のチームとも慣れ親しんでチームをつくっていったりとかしているようなところを見ると、それはそれでやっぱりうれしいところではあるんですけども、私たちのこのルーツを探るところでいけば、やはり方言というのは大事な部分を占めるのかなというふうに思います。

今、その島口のほう、今、町長がお話をいただいたように年上の人に会ったり、私たちが男性の先輩に会ったときには名前を言って「ムィ」とかお兄さんという意味ですよね、「ムィ」とか。そして、逆に女性の方の年上の人がいたら「アカ」とか「ネェ」とかいうような言葉をつけることによって、やはりそれは尊敬の念もプラスしてそういった呼び方をするわけですよね。

例えば、私なんかであれば井上さんと言われるよりは、和代ネェとかと言われるほうがやっぱり親しみを覚えたり、そして心を開いたような形でお話をしていけるところだと思うんですけども、そういったところはこの方言というものは自然に開いていける部分があるのかなというふうなところを思いまして、今回それではこの方言を今、社会教育の中富課長のほうからお話をいただいたように、しまぐちつこわーデーですよね。そちらのほうが2月の18日、そして2月でそういった月間ということをつくっていただいて、そしてまた私も喜念小学校の文化祭というんですか、学習発表会等を行きましたらば、島口で自分たちの教科書にある物語っていうんですか、そういったものを全部方言で直してお芝居をして、本当に流暢な方言を使って発表をしているところを見るとうれしく思うところなんです、もっと大々的に方言というものを表に出せたらなというところを思ったり、この私たちが島を大切にする、伊仙町を大切にするということも含めた形で、この島口っていう今、伊仙町では英語を表に出そうというふうにしてますけれども、それとプラスアルファしてこの島口っていうものももう少し光を当ててほしいなというふうに思うところなんです。細々とやっていくではなくて、大々的にやってほしいなというところであるわけなんです、それでいろんな方法とかっていうふうに今やっているんですが、先ほど伝える方法としては、年配の方が来られて1日、2日ぐらいで授業をされたりとか学校訪問みたいな時期がありますよね。そういったときに集落のお年寄りとかと交流をしながら会衆、そういったお話もしていただいているところですが。

では、本当にこの島口っていうのを教える方法として小学校8校、中学校3校ありますが、こちらのほうでここに書いてある2番目の質問のほう、教えていく方法は一律であるか、どういった流れとか何かマニュアル的なものがあるとか、そういったものがあるようでしたら教えていただきたいなというふうに思います。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

指導につきましては、方法につきまして、一律といったような形では実施されておられません。先ほども申しましたように、それぞれの学校で特色ある活動として、それぞれの学校で工夫されて実施しているのが現状でございます。

また、この島口につきましては生活に根づいた言葉であり、学校などの場面で教えるといったような形はごく一部にしかないのかなというところも感じているところでございますが、本来、家庭や社会の中で使われるものを子どもたちが自然に習得していくのが最も確実な習得方法と考えられるところなんです。現実には島口を使う世代が限られつつあります。今後、学校教育であったり、社会教育の場面で教える方策としてできるところを、様々な手法を試していく必要があると捉えているところです。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

島口のほうを一気に教えるということが難しい部分は分かりますけれども、今、伊仙町地域女性連のほうのところで研修部、体育部ですか、それから総務部みたいな形でちょっと分かれているんですけれども、その研修部のほうで幼稚園のほうに今ちょっと通っているというか、年に1、2回行っているんですけれども、まず初めに「ティン」、「ターツィ」、「ミーツィ」、「ユーツィ」、「イツィチ」、数字から教えています。というような形で幼稚園のほうだとそういった形、1年生でしたら、「ウリウリ」とか「ワン」とかいうようなちょっと進んだ形とあるとか、そういった形で、そういうような基準的なものであるとかそういったものを決められて始められてもいいのかなというふうに思ったりするわけです。幼稚園のほうでいって、今、いろんな見せるものを工夫をしながらしておりますけれども、うちわに1と書いて、そして裏のほうに、「ティン」とかいうような形で言葉を見せたり話しながら、そして子どもたちに言わせながら、そしてその横ではワン、ツー、スリーというような形で英語を話して、その中で一つひとつ島口方言そして英語そして標準語という形でイコールというようにところを見せつつ伝えていくという取組を少しずつやっておりますけれども、そういった形で島口、この方言というものを本当に伝える気があるのであれば、やはりそういったマニュアル的なものも必要でないのかなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか、町長。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

マニュアルというか、本当に今の子どもたちの教育もそうですけれども、教え込むところから主体的に学ぶところにどうつなげていくかというのをすごく今叫ばれていて、やっぱり子どもたちが生活習慣の中で自ら学ぶという環境をどう整えていくとか遊びながらとかゲームをしながら島口が出てきて、島口を使いたくなるような環境を作っていくとそういうようにして、やっぱり私たち

大人が意識して子どもたちの前で方言を使うとか、または家庭の中でも方言を使う場面を見せていくとそこを子どもたちが聞いていてまねをしたくなるようなそういう場面のほうがやはり効果的かなと思います。学校でやったりとか一時的な教えていく場面というのは、子どもたちの定着の部分でも少しずつ義務的な形で難しくなっていくのかなという気がしますので、やっぱり私たち大人が本当に意識して家庭の中で方言を使って子どもたちにこの方言を残そうという意識の環境をつくっていく、そういうようなところを目指すことが子どもたちの主体的な方言の活用につながっていくというような気がします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（井上 和代議員）

年齢というか、学年というか、そういったものに合わせた形で教える方法とかもちょっと検討していただければなというふうに思うところです。

そういったところもありますが、3番に入りますが、今、島口のほうで劇をしてみたりとか、しまぐちっこわーデーという形でいろいろしていただいておりますけれども日常のこの会話ですよ、そういった部分を使えばよしとするのか、逆にはそのときだけ使える形でよしとするのか、通常でも何かこのときはちょっと方言で使いましょうよとかいうような形で取組をするであるとかそういったことってというのはできるのかできないのか、そういったところ、もしお分かりになるようでしたらご答弁いただけますでしょうか。これは教育委員会。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

島口で日常会話ができるようになるということは、この島口文化の保存であったり伝承についてとても重要であると考えております。ちょっと話は余談にそれるかもしれませんが、先ほど、しまぐちっこわーデーについて、課長のほうから紹介がありましたが、その中で徳之島高校の生徒さんが、この島口についてグループで研究発表をいたしました。その中で高校生たちが研究したところでは、小中学生の6割は島口に興味があると、それから日常で島口を使わない割合は85%であるというような高校生の発表がありました。そういう現状だなんだと私も改めて認識したところでございますが、簡単な挨拶や使いやすい単語などから島口で簡単な会話ができるようになり、そのことでさらに島口に興味が湧いてくるのではないかと思います。そのことが使えるようになる、そして日常、子どもたちが方言に親しむといったようなところが定着していけば、そのことがまた伝

承にもつながっていくのかなと考えているところでございますが、併せてこの島口が消滅の危機にあるということも認識させ、保存等についても保存をしていくことの大切さを理解させることも重要ではないかなと思っております。以上です。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

こういう議会もまた楽しいなとかいいなと思いますけど、先ほども話をしましたけど方言を使いたくなるような環境をどうつくっていくかという大人が方言でしゃべっているのを子どもは横で聞いていて、その大人の会話に自分も入りたいとそのためには一生懸命聞き耳を立てながら方言を聞いてそして自分もそれに答えていくと、そういうような環境が整うことが方言を広める一つの方法かなと思っています。その中で、そういう子たちにしてみたら日常、大人が使っている方言に自分が参加できることがそれでよしとされているのかなと思います。

ところが、私は学校現場のときに定期話とかのことわざ、格言を少し勉強させていただいて校長便りとかそういうところに書くことがありましたけど、そういうときにはやっぱりその時その時に応じた方言、格言はないのかなと探してみてもそれを載せると。例えば、人権週間のときには、「ハチャクトゥバヤヌミクミヤナラン」とかこういう言葉を使って子どもたちに説明すると。このことを覚えることによってやっぱり一度発した言葉は相手を傷つけるような言葉は、一度言ってしまったらなかなか飲み込むことはできないんだよ、とそれをきちんと考えて発言することが大事なんだよということを人権週間のときに話したのを覚えていますけど、やっぱりそれぞれの必要性を感じたときにここまで自分が勉強したいとか、そのやっぱり日常を使えてよしとする子どももいるだろうし、もうちょっと勉強して格言等も勉強してみたいなとかいろんな言葉が昔からある定期話をもうちょっと勉強して深く学習したいなとかいう人もいるかもしれないと、それはそれぞれで自分の思いによって変わってくるのかなと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。格言というお話がございましたけれども、格言のお話はまた私のほうも後からさせていただきたいと思っておりますけれども、子どもたちが大人が子どもたちに対して標準語で話していきますけれども、子どもたちはまた標準語で返していくというようなコミュニケーションになります。この部分で子どもたちが方言で私たちにコミュニケーションをしたときにお年寄りにはどれだけうれしいのかなというふうに思ったりするところなんです。そうすれば、おのずとお年寄りの方はこのかわいい孫であったり隣の子どもたちにもまた親しみを覚えるというような、島口ってそういうちょっとつながりをつくっていけるようなところもあると思いますので、子どもたちに積極的に言葉をこの方言というものをコミュニケーションの手段として使わせるような使ってもらえるような取組を、本当に私たちはしていかなきゃいけないのではないかなと思ったりもするところなんです。子どもたちにいかにしてこの標準語ではなく、標準語はもう普通に使っていけるわけですので、おのずと子どもたちに分かるような形で提供していかないと子どもたちは方

言を使うことができないわけです。

そういったところで4番のほうになってくるかと思いますが、手本となる教科書等はあるのかというところに入っていきます。今、私たちが話していくときはニュアンスであるとか本当に分かっている言葉を発する普通に空気と一緒に島口方言を使っていくわけですが、そうではなくて子どもたちにはあえてそれを習得するための手段として私たちは伝えていかなきゃいけないので、そういったときに使える教科書になるようなものっていうんですか。そういったものを作り先ほど言いました、「ティン」「ターツィ」「ミーツィ」「ユーツィ」というような形でそういったものが書いてあるような形で、はじめは簡単なものからでもいいと思うんです。でも、それを子どもたちが使ったときに、それをお年寄りが見て、「イエイエーウンクァグァヤシマグチツコワルウワヤ」と、この子は島の言葉が使えるんだねって思っただけでにこりと笑いながら心が温まるような場面が生まれてくるといいますので、そういった教科書まではいかないかもしれませんが、でもテキストみたいなものをつくれるものっていうのはできないか、どなたか、きゅらまち観光課ですか、未来創生課ですか。ご答弁いただければと思いますがいかがでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

教科書とは少し異なりますが、島唄や島のことわざのように耳で聞いて、音として馴染んでもらえるように、今現在の町誌編纂事業のほうの取組で町誌編纂事業のデジタルアーカイブ部会において、自然な形で島口をそのまま音源として保存し公開するために、現在聞き取りと動画の録画を進めているところです。今後、この出演者と家族の承諾を得た上で、共通語のテロップをつけて島口の自然な語りを町誌編さん事業のホームページで順次公開いく今準備を進めているところでございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

何か一つ二つ飛んでしまったような、逆に後段のところまで飛んでいったような気がしたんですけれども、今、大和村だったか宇検村だったか、見聞の何とかって言うパンフレットみたいなものがあって、それに島口のお話みたいな単語であるとかそういったものがちょっと載っているようなものを見たような覚えがあるんですけれども、やはり目で見て、そしてそれを確認しながらそういう言葉というんですか、ちょっと使えるような形が一番早いのかなというふうに思ったりするんですけれども、先ほどから目が合っておりますが、きゅらまち観光課の上木課長、そういったパンフレットみたいなものがございましたら、あるかどうかまた作る予定があるかないか答弁いただけますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

島口のパンフレット等は現在ありません。また、今回のこういう質問等を受けてまた随時検討し

てまいりたいと思います。

○1 番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

検討ということなので、作っていただけるかなというふうに思っておりますが、というのは、ただ単に島口をということであるわけですが、私たち子どもたちの教育の中で島に帰ってくる子どもたちを育てるのか、島から出す子どもたちをつくっていく、教育をしていくのかという大きな話題を一時、社会教育委員のときに話したことがあるんですけども、私たちは子どもたちにこの伊仙町、この島を知ってもらうことによって、そしてこの子どもたちが自分をまた肯定をし、そしてその子どもたちが社会に出たときにどれだけのことを吸収してくるのかなというふうなルーツ的なものの支えになるという部分もあるかと思うんですね。そういったところから来ても私たちがただ方言を使うということではなくて、今からの子どもたちに対してルーツであるとか、その子どもたちのこの環境であるとか、そういったものの大きなバックを与えるというような意味もあるかと思います。それによって今お話しただけましたパンフレットのお話であるとか、そういったものも大阪に行って「ウリヨ」って言って、「ウリヨ」って何って言ったら自分たちの島の言葉ではそれはとかって言うんだよとかっていうふうに、自分たちのこの文化をまた伝えるという意味もあるかと思うんですね。そういったところで、子どもたちの社会性とかそういったものの広がりにも伝わってくるかと思いますので、この島口というものを全面に強くもっとお話をしていってほしいなというふうに思ったところなんです。島に出す教育なのか島に帰ってくる教育なのか、そしてこの島を知ってもらう教育というようなところでも、この島口っていうのは本当に一番近い部分ではあるのかなというふうに思いますので、こういったところ、また各課でパンフレット等作るときとかそういったときなどにも少しずつまた使っていっていただければもっとうれしかなというふうに思います。

そうしましたら、5 番目のほう、方言の奥深さを伝える名言等は教えられないのかを問うということなんですが、そういう話をしましたら、一番初めに私がこの島口を伝えていくのにいろんな島の気持ちというか、先ほども「ムィ」であるとか「アカ」であるとかっていうこの使い方ですよ、そういったものとともに名言っていうのがあって、私はよく母親のほうから言われたのが、今回ちょっと紹介をしてもらったこの雑誌のカレンダーというんですかね。その中にあって、なるほどと思ったんですけども、「チュウウヤムィヤ、ドウウヤムィ」、相手を敬うのであれば自分を敬うというか私はこれはTPOだと思っています。TPO、時と場所と場合と。TPO、皆さんがこの議会に来るときに、Tシャツで来られる方はどなたもおられません。議員の方もTシャツで来られる方はいません。やはり、その場所と場合と時とそういったことを一つ一つ考えて服装等もしていくわけですけども、こういったことをこの昔のこの格言のほうにはもう既にいろんな形で載っている中にも、「チュウウヤムィヤドウウヤムィ、ドウウヤムィヤチュウウヤムィドウヤア」というような形で教えられた部分があって、これは方言を教えてもらうとともにその中身もやはり私たちは教えられているというところがあると思いますので、こういった格言のほうをもっともっと広めて

いただきたいなというふうに思うんですけども、こちらのほう昨日ちょっとお話をいただいたんですが、富山農業委員会事務局長のほうが、たしか社会教育にいらっしゃったときにお話を見られたかと思うんですが、先ほどお話しいただいたこの本っていうんですか、カレンダーをどうしたいというふうにお話いただけたかちょっとお話、答弁していただけますでしょうか。

○農委事務局長（富山 勇生君）

初めての答弁が農業委員会に関することじゃない、ちょっと困惑しているんですけども、公民館にいるときに、しまぐちつこわーデーとかそういった島口の伝承活動にちょっと携わらせていただきました。そのときに何かこう教科書みたいなのがあるといいなっていうのが町民の方々とか社会教育委員の方々、公民館運営審議委員会の中でも出たのを少し記憶しているところです。

そこで、もともと私来る前からその公民館にそのカレンダー、日めくりカレンダーがあったので、これすごくいいなあと思うので、その資料の一環としてこれが再発行、もう一度作れないかなといったのを覚えていますし、それに対して少しちょっと調べたところ、権利の問題とか、あと予算がちょっと案外かかったのものでそこでちょっと止まってしまいました。お答えになったか分かりませんが、そういった経緯だったです。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私の子どもが社会教育のほうで大変お世話になったときにいらっしゃったものですから、農業委員会ではありますがお答えいただきました。こちらのほうがこういったものがあるんだよというふうに教えていただきましたけれども、これにちょっとあの意味が入ってないわけですね。やっぱり皆さんもそうだと思うんですけども、読み方もちょっと分かりづらい部分もありますが、意味がもう少し「えっ、ちょっとどういうこと」っていうような島口のニュアンスというかそういったものが難しいところもあったりするんですが、そういったものがちょっと入っていないこの日めくりカレンダーになります。で、そういったものがこれがこの状態が整っていれば、もう少し伝えやすいのかなというふうに思ったりするところです。で、言葉と島口の方言とそして島口のこの伝え方の格言というかそういったものの奥深さと、そういったものの伝えるものに対してはこのカレンダーってすごくいいと思うんですけども、こういったものを使われて授業等をされることがあるのか、社会教育課のほうで答弁お願いできますでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

教育委員会のほうでそういったものを使ってという授業は今のところやっておりません。その学校側が地元の方をお願いしたりとかそういった授業しか今現在やっていないところでございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。本当に中身を見ると教えられる部分そして自分が身を引き締まるような言葉があったりとかそういった部分も本当に多々であります。これをもう少し子どもたちに伝えていくのに心とともにその方言とかっていうのも伝えていけるのかなというふうに思うところです。

それで、方言ということで前回の議員大会のときにもイッサンサンをしていただいた子どもたちが、もちたぼれの歌を歌って華やかに演出していただきましたけども、私の生まれたこの伊仙町伊仙のほうにはもちたぼれの風習がないというか、そういったものはありませんのでなかなか覚えることがないんですが、これにも2つ3つぐらい種類があるというか、歌のことがあるということなんですけれども、そういったものからまたあの伝えていく、で、この格言とかそういったもので伝えていくというような方法があるわけなんですけれども、何か少し薄いつて言ったらあれなんですけれども、もう少し大きく、もう少し濃くという形で伝えていけて、また表に出していただければなというふうに思うんですが、こういったもので観光であるとかこの徳之島、伊仙町っていうのをみんなに知らしめるという、知らしめると言い方おかしいですかね、知ってもらう手段として使っていけるのかなというふうに思います。

島口のほうを話していくとまた長くなりますけれども、一つだけお聞きしたいと思います。今こちらのほうに手元にあるこの日めくりカレンダー、こういったものが作れるかどうか、どなたか最終的な形で答弁のほうできるところがございますでしょうか。

○議長（前 徹志議員）

作れるかどうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

島口の伝承についてということで、私自身も方言聞き取ることができますが、日常会話以上の方言を使うことはできません。そういった意味も含めて、また子どもたちの伝承という部分に関してでもそういったいい教材というかそういったものがあれば積極的に取り入れてまいりたいと思いますし、島口の伝承というところにも力を入れていきたいというふうに思います。

○1番（井上 和代議員）

まとめていきたいと思います。

島口っていうのを使うということだけではなくて、島口のほうのこの島の気持ちであるとか感情であるとかそういったものをうまい形で表現しているこの島口のほう、皆さんのほうでも使えるようになれば一番いいんですけれども、そうじゃなくてもそういったものをまた表に出していきながら、この伊仙町というものをアピールできる一つの材料として使っていただいて、そしてこの島口のほうを広めるためにそういったパンフレットを作れば、またそのパンフレットを使って観光の一つのお話のツールとして使えるというような形であるとか、そのお話のツールの中にこれだけ島のいろんなふうに広がるこういった人情というかそういったものを持ち合わせているところですよという形で定住のほうにも力がいけるかなというふうにも思いますので、いろんな形で使っていただいて、前向きに島口のほうを使える、使うそして広めるというような形で何かいい方法をしていただけたらなというふうに思います。

長くなりましたけれども、以上で、私のほうの一般質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

ます。本当にありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで井上和代議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

午後は1時10分より議会運営委員会、1時30分より再開します。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時30分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉山 肇議員の一般質問を許します。

○4番（杉山 肇議員）

令和7年第2回定例会において、議長より一般質問の許可をいただきましたので、冒頭所見を述べ、通告順に従い質問いたします。

先月発生した火災により罹災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。突如として降りかかった災難に際し、ご心痛はいかばかりかと推察いたします。皆様のご無事を確認し安堵いたしました。が、不自由な状況であることと存じます。何とぞ、ご健康には十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。伊仙町議会議員として、また伊仙町議会として、可能な限り皆様のお力添えをさせていただく所存であります。ご要望等ありましたら、ご遠慮なくお申しつけください。微力ではございますが、誠心誠意ご対応いたします。

また、消防職員並びに消防団員の皆様におかれましては、深夜に及ぶ消火活動に尽力されたことに深く敬意を表します。加えて、伊仙町役場職員の皆様による、適切な声かけや救助活動には強い感銘を受けました。さらに、町長選挙に際し、町長不在の期間があった中でも、総務課長の指揮の下、迅速かつ的確な対応がなされたことに大変心強さを感じております。伊仙町役場職員の皆様のご尽力に対し、改めて感謝申し上げます、ありがとうございます。

それでは、自席にて質問を行わせていただきます。順次、答弁のほどよろしく願いいたします。

○町長（伊田 正則君）

それでは、杉山議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、5月に被害に遭われた罹災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。罹災者への事後対応についてですが、伊仙町災害罹災者に対する見舞金支給要綱に基づき、迅速に、また適切に対応ができています。詳細については、担当課長より詳しく説明させていただきます。

次項の質問については、自席で答弁させていただきます。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの杉山議員の質問にお答えします。

町長のほうからもありましたが、伊仙町災害罹災者に対する見舞金支給要綱に基づき、5月に発生した大規模火災の罹災者への対応として、総務課担当より罹災者情報を共有し、見舞金の支給を行っております。支給状況ですが、報告を受けている全焼対象者の方5件に連絡を取り、3件の方に支給済みです。2件については、連絡を取っているがまだ取りに来られていない方、本人の体調の都合で入院されている方がいるので、こちらに関しては事後のほうでも対応していきたいと思います。また、全焼ではないんですが、部分焼、半焼の方々にも今後連絡を取り、随時、支給を行っていきいたいと考えております。

○4番（杉山 肇議員）

罹災された方々なんですけど、生活基盤というのがかなり困窮している状況とお聞きしています。迅速、適切な対応を取るのであれば、全罹災者に一日でも早く支給を済まされるようお願いいたします。連絡を入れているということなんですけど、連絡して受け取りに来られない状況というのを見受けられますので、来られない方々にはこちらから訪問して見舞金をお渡しするということが可能なのか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

全焼対象者の罹災者だけでなく、全罹災者の方に対して訪問も検討して、一日でも早く支給できるように対応いたします。今回、罹災者に対しての見舞金なんですが、当初予算で予定した分では足りない部分もございましたので、予備費等を充当して、支給する分に関しては支給しているところです。今議会に提案している補正予算内で不足分も計上し、また今後も迅速、適切に支給ができていけるように努めたいと思います。

○4番（杉山 肇議員）

先ほども言わせていただいたんですけど、罹災者の方々は車が乗れない状況になっていたりというのをお聞きしていますので、迅速、適切な対応で見舞金の支給をすることをお願いして、この質問を終わります。

○町長（伊田 正則君）

2つ目の質問は、緊急時における行政職員の参集体制についての質問だと思いますが、参集体制については、町長や防災部局である総務課において、参集命令を行うというふうな手順で行っております。連絡手段としましては、各課長からそれぞれの職員に対し、電話連絡や通信アプリ等を使って早急な連絡を行い、有事の際については、迅速な対応ができるように進めているところであります。詳しいところについては、また担当課長より答弁させていただきます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

自治体が果たすべき役割とその限界について、現行の法制度や実務上の枠組みを踏まえながらご説明申し上げます。まず、自治体は地域住民の生命、財産を守るために防災計画の策定や避難所の

設置、運営、緊急情報の伝達など、多岐にわたる対応を行っております。これらは地方自治法や災害対策基本法に基づき、地域の特性や過去の経験を踏まえて、計画的に進めているものでございます。また、消防、警察など関係機関と連携しながら、多層的な支援体制を整備しているところであります。

○4番（杉山 肇議員）

1回目の質問において、5月に発生した大規模火災について、自治体としての事後対応を伺いましたが、これからの季節において、大雨または台風による被害対策についても対応していかなければならないような状態になるんですが、現状において自治体が抱える災害時の課題については、どのように認識されているのかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

災害時の対応には、物理的、人的資源や時間的制約が伴います。例えば、大規模な地震や津波、大規模洪水などの場合、その被害規模は予測以上に甚大となり、一つ一つの避難誘導や救援活動だけでは全てに即応できないこともございます。特に、インフラ設備の破壊による通信障害や交通網の寸断などが生じた場合には、迅速かつ効果的な対応が困難になるケースも想定されます。

また、人員不足も重要な要素であります。災害発生時には多くの住民から救助要請が集中する可能性もあり、町職員だけでは対応し切れない状況となることもあります。さらに、自然災害は予測不可能な側面も持ち合わせており、その規模や発生場所によって、自治体単独で対応できる範囲は明確に限定されるものであります。そのため、限界を正しく認識し、それに基づいた事前準備と、地域住民への啓発活動を推進することが極めて重要であると考えております。その中でも、いかに早期発見、早期警戒、住民自身による避難行動、地域全体で支え合う仕組みの構築こそが最も重要であり、そのためにも、引き続き関係機関と連携した防災力強化策を推進してまいりたいと考えております。

○4番（杉山 肇議員）

大規模な災害が発生したときですけど、行政機関、消防団、その他関係機関だけでの対応については、先ほどの答弁にもありましたように、物理的、人的資源に限界があるかと思います。災害時の対応、地域防災力を強化していくためにはどのような取組が必要であるかお伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

地域防災の基盤を構成する重要な概念は自助・互助・公助・共助の4つの柱とされております。それぞれが相互に補完し合うことで、安全で安心な社会の実現に寄与すると考えております。

まず、自助について申し上げますと、これは個人や家庭が自身の健康や生活を守るために必要な努力を行うことを指します。具体的には、健康管理や防災意識の向上、情報収集といった自己責任に基づく取組です。これにより、一人一人が自らのリスクを理解し、適切な備えを行うことが促進

されます。

次に、互助についてですが、これは地域住民や同じコミュニティ内で支え合う仕組みです。例えば、防災訓練や地域防災会議、高齢者見守り活動などがこれに該当します。地域住民同士がお互いの状況を把握し協力することで、小さなトラブルや危機にも迅速かつ効果的に対応できる体制を築いていくことが可能だと考えております。

3番目は公助です。これは行政や公共団体による支援サービス提供を意味します。医療福祉サービス、防災インフラ整備、安全確保など、公的機関が中心となって地域全体の安全と福祉向上に努めております。

最後に、共助についてですが、これは公助と自助、互助を補完しながら多様な主体が協力して社会全体の安全、安心を確保する仕組みです。例えば、防災時には行政だけでなく企業、集落等も連携し、避難所運営や情報伝達など多角的な支援活動が展開されます。このような協働によって、一層強固な地域づくりと危機対応力が養われます。

これら4つの柱は、それぞれ単独ではなく相互作用しながら機能しています。特に、近年では高齢化や自然災害増加等、新たな課題への対応として、自助努力だけでは不十分であることから、公助と共助による支援体制の強化が求められております。そのため、町としても啓発活動や防災訓練等を推進し、町民一人一人が役割分担意識を持ちつつ、お互いに支え合える安心、安全なまちづくりに努めていきたいと考えております。

○4番（杉山 肇議員）

ありがとうございます。本町においても、過去、大型の台風による大規模災害が発生しております。いつ何どき災害が発生するかも予測することは困難でありますので、災害対応時のシミュレーションや防災訓練の実施などや過去の事例を踏まえ、災害時の対応について常にアップデートしておき、町民の命と生活を守るべく、お互いに支え合える安心、安全なまちづくりに努めていただくようお願いをして、災害対策の質問については終わりたいと思います。

○教育長（幸田 順一郎君）

家庭の経済状況に左右されない教育機会の平等は確保されているかについてお答えいたします。

現在、教育委員会で実施している助成事業では、要保護及び準要保護の対象者へ学用品の支給を行っております。その他では、各種検定の無償化や給食費の無償化などを行っております。中学校の卒業後に関しては、高校へ通学するためのバス代の全額補助を実施しているところであります。教育機会の平等ということですが、これらの助成を行いながらICT機器の整備、デジタル教科書の導入、自らが主体的に学びを進めることができる学習支援ソフトの導入など、各家庭の経済状況に左右されないよう、全ての児童生徒が安心して学べる環境づくりに取り組んでおります。

○社会教育課長（中富 譲治君）

補足説明いたします。

社会教育課では東大ネットを実施しております。こちらの内容は、中学生を対象に英語と数学を

現役東大生によるインターネットを介した遠隔双方向ライブ授業を無料で行っております。今年度は4月からスタートしており、毎週日曜日開講しております。長期休暇中は夏季講習、冬季講習を実施する予定でございます。

○4番（杉山 肇議員）

教育長と社会教育課のほうから説明がありましたが、教育委員会へ質問いたします。

各種検定授業の説明がありましたが、先日、英語検定を行われたと思うんですが、学校ではなく教育委員会が役場のほうで実施したと聞いておりますが、なぜ学校ではなく、教育委員会が今年度から直接行ったのかお尋ねします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり各種検定事業につきましては、従来学校のほうで取り組んでおります。本年度から英語検定に関しては、教育委員会が実施主体となって実施を行っております。

その理由といたしましては、昨年度、小学校の保護者のほうから問合せをいただきまして、小学生の受験機会をもっと広げていただけないかという強い要望がございました。小学校単位で見ますと、申込者がごく少数ということで、なかなか学校単独での実施がこれまで英検についてはできなかったという現状がありましたので、教育委員会のほうで実施することで8小学校、小学生の子どもたちが同じ会場で受験ができるということがありましたので、今回から教育委員会で実施をするということで行っております。

また、昨年9月から全小中学校オンライン英会話を実施しておりますので、このオンライン英会話の成果を試す場として、この英語検定の受験を活用するという、そういったところを受験者数を増やす、そういったところにつなげていければということで実施をしているところでございます。

○4番（杉山 肇議員）

経緯や意図することについては説明で理解できましたが、実際、受験された子どもたちの様子について、戸惑いなどがなかったかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

受付時のときに私も子どもたちの様子を見ておりましたが、やはり会場を見たときに子どもたちが「すごい」とか「緊張する」とか、そういった言葉を発しておりました。普段、学校のほうでは、校内のほうでテストを受けているかと思うんですが、やはり学校の外、校外で他校の生徒と同じ目標に向かって試験を受ける、そういった機会はなかなか子どもたちは体験することがこれまでなかったと思います。

近い将来、高校の入試であったり、大学の入試であったり、いずれ子どもたちはそういった場面を経験するわけですが、こういった試験会場の空気を、場慣れといいますか、そういったところは普段から練習も兼ねて感じることで、そういった入試の際には力を十分発揮できるのでないかというところも、今回感じたところであります。また、子どもたち、他の中学校だとか他校の生徒の様

子を見て、恐らく学習面でももっと勉強頑張りたいとか、そういった刺激の部分も大きな、感じた部分があったのではないかと考えております。

また、休日の開催ということでありましたので、教育委員会の職員の皆さんにも対応していただきまして、お互いが初めてのことでありましたが、連携を取って対応ができた、職員間の連携の在り方、そういったところも非常にいい経験になったのではないかと、私自身はそう感じているところであります。

○4番（杉山 肇議員）

ありがとうございます。学習面、勉強の面に対して質問したんですが、少し拡張させていただきます。スポーツ活動というのも教育の観点では重要な部分だと思いますが、スポーツ少年団活動や中学校の部活動についても、同様に格差といいますか、平等性を確保ができていますのか伺います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

スポーツ少年団活動に関しましては、大会出場補助金を出しているところでございます。内容としましては、大島地区大会を経て県大会出場の場合は、1人当たりの上限を3万円とし、旅費の3分の2を出しております。県大会を経て九州大会出場の場合は、1人当たりの上限額を5万円とし、同じく3分の2を支給しております。九州大会を経て全国大会出場の場合は、1人当たり限度額を10万円とし、同じく3分の2を補助しております。また、中学生におきましても、中体連の大会以外はこちらのほうで、九州大会以上の出場に対して同様の条件で補助をしているところでございます。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今、社会教育課長のほうから説明がありましたが、部活動のほうについては、まず、大島地区中学校総合体育大会に関しましては、対象者1名につき6,000円を上限として支給を行っております。また、鹿児島県中学校総合体育大会、こちらにつきましても対象者1名につき1万円を上限とし、支給を行っている状況でございます。

○4番（杉山 肇議員）

小学生、中学生に関する遠征費などの助成については説明がありましたが、当該遠征の旅費などで保護者の負担も大きいため、引き続き支援をお願いしたいと思います。スポーツ少年団活動や町主催の行事において、体育部会が果たす役割も重要だと思います。体育協会の役割というのはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

体育協会は競技スポーツ、生涯スポーツの振興や普及、スポーツ少年団、スポーツ指導員の育成、また、町主催スポーツ大会、スポーツ行事の運営や補助を行っております。また、町の代表として地区大会等に出場するスポーツ団体、スポーツ少年団の補助も行っておりましてございます。

○4番（杉山 肇議員）

伊仙町全体のスポーツ振興において重要な役割を担っていることは周知の事実でもあるんですが、体育協会、その組織の役員の在り方として、若い世代に引き継いでいくことで新しいことも取り組んでいけるんじゃないかと考えられます。現在の体育協会長についてですが、在職期間と、現在通算で何年目になられるかお伺いいたします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

手元に資料がございませんが、在職期間は約十数年だと記憶しております。

○4番（杉山 肇議員）

十数年在職ということですが、長年、町のスポーツ振興に尽力されてきたとは思われます。ですが、若い世代を新たに取り込んでいくことで組織の活性化につながる部分もあると思われまので、長く務めることで組織自体の方向性や考え方が硬直化する一面が見受けられると思います。次の世代へ引き継いでいくためにも、体育協会の総会などでも議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

現会長の任期のほうが今年度いっぱいとなっております。ですので、次年度の理事会や役員会、総会において、現在の役員の方たちより若い世代の方で引き受けてくださる方がいれば、そういった面も検討していきたいと考えております。

○4番（杉山 肇議員）

なるべく若手も参加させるような形でまた考えていただければ助かると思います。

それでは、次、お願いします。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

児童生徒を対象に、学校外での学習塾や様々な習い事に対する支援等ができないかについてでございますが、現在、ご質問いただいた件につきましては、伊仙町では実施しておりません。全国の自治体の取組事例について調べてみましたが、確かに自治体独自の取組として費用助成を行っている自治体がございます。民間の学習塾や習い事に対する費用助成については、取り組む自治体の自主財源によって運営がなされていると思われます。課題となる財源の確保を含めて、今後検討が必要であると考えております。

○4番（杉山 肇議員）

財源の問題があるとは理解できるんですが、実施できるかについてお願いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

教育長から答弁がありましたが、都市部では学校の放課後以降の学習状況について大きな格差が

生じていると。その原因が学習塾に通っている子ども、そしてまた通っていない子ども、この差が出ていているところであるようです。実施する場合には、先ほど財源の話もありましたが、まず財源を確保すること。例えば、ふるさと納税であったり、企業版ふるさと納税であったり。また、受皿となる学習塾が受け入れるのかどうか、そういった事業所の協力もなければ、なかなか実施というところは難しい面もあるかとは思います。

○4番（杉山 肇議員）

現在、町内の学習塾の事業数はどの程度あるのかとか、そういう調査はされたことがあるんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

実際、塾が幾つあるかという調査はしていないんですが、私が知る限りは、今、町内には3つほど学習塾があるかという認識でございます。

○4番（杉山 肇議員）

財源のことなんですけど、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用について話がありましたが、学習塾などの費用助成に充てることは可能なんでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ふるさと納税を活用した学習塾や習い事に対しての支援につきましては、他自治体でも事例がございますので、うまく活用することは可能だというふうに考えております。ただし、ふるさと納税においては、使い道に関しまして寄附者のご指定がございますので、各使い道ごとの基金の残額ですとか、調整が必要になってくるということと、企業版ふるさと納税におきましては、地方版総合戦略に位置づけられた事業であるということなど、他にも様々な指定がございますので、そういった調整が必要になってくるかというふうには考えております。

○4番（杉山 肇議員）

仮になんですけど、費用助成を行う場合には、例えば人数に上限を決めたり、所得に応じて対象者を決めることになるんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

これはやはり財政の問題もあるかと思うんですが、仮に実施する場合には所得による基準であったり、またその受皿となる学習塾がどれだけ受け入れられるかということも加味しながら、どうやれば持続可能な仕組みができるか、そういったところも十分検討していく必要があるかとは考えているところであります。

○4番（杉山 肇議員）

財源が重要ということは分かるんですけど、仮にふるさと納税などを原資とした場合、不足する部分というのが出てくるはずなんです。出てきた部分に一般財源を充てる対応が取れれば、費用助成の可能性は広がるわけですね。この点について、総務課のほうから、一般財源がそこに充てる

ことができるのかというのはいかなるものなのでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

財政状況等も勘案しながらというところにはなるかと思いますが、いずれにしても、ふるさと納税あるいは企業版ふるさと納税で一般財源を活用しての助成を行うという形にしても、きちっとした要綱等を制定して、不公平感とかそういったのが生じないような形で運用はされるべきだというふうに考えます。

○4番（杉山 肇議員）

質問はこれで終わるんですが、教育バウチャーを発行してくださいという話で4年前からずっと度々議論させていただいているんですが、なるべく都市部だけでバウチャーを利用されるんじゃないし、文科省が提唱している、地域主権型地方教育行政という言葉も今、提唱されているんです。地域主権型というのが、いかに地元地域が主権になって、主体性を持って教育行政に取り組んでいくかというのが、今議論されている部分なんです。伊田町長におかれましても、教育関係が出身ということもありますので、なるべく伊仙町独自の主体性を持った教育行政を展開されることを強く要望いたして、質問を終わらせていただきます。

○議長（前 徹志議員）

これで、杉山 肇議員の一般質問を終了します。

次に、牧本和英議員の一般質問を許します。

○5番（牧本 和英議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号5番、牧本和英です。まず最初に、町民の皆様におかれましては、今月に入り、気温や湿度の高い日が続いております。熱中症の危険が高まる季節です。水分補給、塩分補給をし、無理をせず体調管理に努めていただきたいと思います。それでは、ただいま議長のほうから、令和7年第2回定例会において、一般質問の許可が下りましたので、通告順に沿って質問いたします。

まず、1番、先般執行された伊仙町長選挙についてです。

①告示前日にいだ正則後援会がポスティングされたビラについて伺います。コピーですが、町長、このビラのことです。ポスティングされたビラの中身、正確な情報で作成されたのか、また、町長は内容を把握しているのかを伺います。

②伊田町長は派閥解消を訴えているが、どのように進めていくのかを伺います。

そして、2番目に一般社団法人伊仙町シルバー人材センターについてですが、昨日も同僚議員からも質問がありましたので、私の質問の中、また重複する点があると思いますが、かいつまんで質問したいと思います。これは、5月末にシルバー人材センターが解散されていますが、今後について伺います。

これで1回目の質問を終わり、2回目以降は自席にて行います。

○町長（伊田 正則君）

それでは、牧本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の告示前日にいだ正則後援会がポスティングされたビラについての問合せだと思いますが、この議員がご指摘したビラについては、私の後援会が作成して、一部地域において配布を行ったということは確認しています。このチラシについて私自身が確認できたというか、見ることができたのは、前日だったか、当日の朝だったかというような、本当にもう配布をするという間近に、このようなチラシがあるということを確認したところでした。

この中で、議員がご心配になっているとご指摘されている表現の在り方について、一般町民の皆様には不愉快な思いをさせたというのがもしあったとしたら、率直にお詫びを申し上げたいと思います。政治的な意見の違いとか立場の違いによって、いろんな表現をするということは法律でも認められていて、民主主義の社会においては当然の行為だと思っておりますが、その表現の仕方について周りの人たち、また相手の方々に敬意や、また冷静に事実が基づいた内容があることは、これは保証しなくちゃいけないかなと思っています。そういう点で、敬意を表したりとか、または冷静に真実に基づいた内容だったのかということについては、ちょっと内容をきちんと見て考えていきたいなと思っています。

また、今町長という立場になって、今後の政治的活動においても、行動と言葉等を後援会を含めて私自身もきちんと冷静に、客観的に判断できるような言動に気をつけていかなくちゃいけないかなと思っています。

順次、以下の質問については、自席で答えさせていただきます。

○5番（牧本 和英議員）

このビラといいますか、その中には堆肥ペレット化事業のことが大きく書かれて、そしてまた、昨日の町長の答弁の中でも時期尚早ではないとのことでした。それを踏まえて、堆肥センター運営にかかった時系列というのをちょっとかいつまんで説明したいと思います。

まず、前々業者が施設の修繕費や、町が配備していた機械の修理代などがかさむ中、重機の横転事故等を理由に運営を放棄したため、前業者が2009年から2012年3月まで、前町長じきじきにお願いされ、町と共同で堆肥センター運営を開始しました。その当時も修繕費や機械等の導入をお願いしたが、予算がないという理由でタイヤショベルリースのみ月額70万円を支払いながら運営していた。

2012年から前業者へ業務委託を開始。前業者は運営をするに当たって、町への機械等の導入をお願いしたが叶わず、月額70万円の機械リースをかけていたら運営が成り立たないため、自社でコンマ7のバックホー、大型ユンボです。それとタイヤショベルを導入し、2022年3月まで運営していた。運営した期間に屋根の修繕、土間の補修、散布車の荷台の修理など、従業員と協力して修繕、修理を行ってきたが、町からは予算の都合で原材料しか出ませんと言われた。参考までにですが、屋根の修繕を行った年には徳之島を大型台風が通過し、徳之島町堆肥センターの屋根も被害を受け、

高額な修理費がかかったとお聞きしております。作られた堆肥も県堆肥コンクールへ何度も出品し、優秀賞を取った。2021年には県堆肥コンクールにて最優秀賞、いわゆる県知事賞を受賞し、農家からも評判もよく、町農業振興のため一生懸命尽くしてきた。

2022年3月契約更新の時期であったが、公募を行い、次の業者が決まり、契約解除となった。

2022年4月より現事業者の運営体制となる。

2023年から本格的な堆肥生産が始まっているが、2024年、令和6年度第1回定例会において堆肥ペレット化事業が提案されたが、当時は堆肥の検証結果や費用対効果、今後の製造及び販売計画等がなく、4億の事業は時期尚早と見て私は質疑をし、反対しました。それに対し、そのポストイングしたビラに書かれているのは、それに対し選挙感情等で否決したのが盛 初弘後援会の議員ですとあるが、私を含め議員団というのは町民にとって誰なのか特定されるとは思いませんか、町長。特定できる、できないかでお答え願いたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

町民が議員団を特定するというのは、個々において違いがあると思いますけど、中には特定できた方たちもいらっしゃるかなと思います。

○5番（牧本 和英議員）

恐らく特定は可能ということだと私も思います。その下に、この事業者は前大久保町長の提案だからという派閥の論理だけで否決されました。町長の当選記者会見の新聞記事等にも書かれていたが、否決した盛 初弘後援会の議員団の誰が、この主張を組み立てるようなことをしたのか、言ったのか、確認は取れておりますか。

○町長（伊田 正則君）

私とその新聞等で話をしたのは、農家の皆さんがこのペレット化について時期尚早だと思っているのかどうか。農家の方たちは、議員の方たちが言った時期尚早という言葉については、いやそうではないと、ほとんどの方々が堆肥ペレット化について早く進めてほしいという思いがあったかなと思っています。その言葉から、時期尚早という言葉が本当に農家の方々にきちんと伝わって、そしてそれが理解が得られたのかなと思っています。

○5番（牧本 和英議員）

時期尚早の話は先でいいんですが、この派閥の論理だけで否決された、派閥の論理をした議員団、誰が、論理というのは主張を組み立てるための道筋という意味と私は解釈しておりますが、それをしたのか、またそれをそういうふうに言って歩いていたのか、ビラに書かれてあるのは事実なことなのかをお伺いいたしております。

○町長（伊田 正則君）

先ほども話をしましたが、後援会が私との相談の中で作られたという形ではなくて、後援会独自で進めた内容ですが、私の解釈の中でも、農家にとってこの堆肥ペレット化というのは、進めなくちゃいけない要素の一つだったかなと思っていますし、これが派閥の論理で進められたかどうかと

いうのは、私自身では判断しにくいなと思います。

○5番（牧本 和英議員）

冒頭でも、見たのが前日か当日にしか確認していないという、内容を確認する暇がなかったのかも分かりませんが、でもこれはやっぱり後援会資料として出されているはずです。やっぱりこの責任というのは町長にもあると、私は思っております。

町長は元教育者でしたので、教育時代に例えば問題を抱えた生徒がいたとし、その生徒に対し指導されたと思いますが、恐らくその生徒に対し、問題を抱えている生徒に対し、何があったのか、やっぱりそういう検証をしたり、正面から向き合ったり、一方的な考えでなく改善点を見つける教育者だったと思います。また、なぜこういうふうに反対したのかというのも、また反対議員に率直に聞いたり、疑問点や誤解がないか、確認がこういう場合は必要ではないかと思います。

派閥解消は町長としてのリーダーシップを発揮する重要な課題だと思います。議員や職員との対話、また政策等の透明性が必要と思われるので、いろいろ私たちも議論する中で誤解が生まれたりいろいろして、いろんな問題というか、意見の食い違いが出たりしますので、やっぱりオープンな対話をして信頼関係を築くことが派閥解消の一つではないかと私は思います。

それでは、シルバー人材センターについて、行きます。5月末にシルバー人材センターが解散されていますが、今後について問うで、町民サービスの一つであるシルバー人材センターがなぜ解散まで追い込まれたのかをお伺いいたします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

伊仙町シルバー人材センターについて、5月末に解散されているが、今後について問う、昨日の質問の中でもお答えをしたのですが、まず、一般社団法人伊仙町シルバー人材センターのほうで運営をしていました。その法人の中で登録会員、登録している会員の高齢化、作業できる人員の確保が難しくなったことにより、今年の社員総会の中で、5月31日をもって解散したらどうかという提案が認められ、解散することになったという報告を受けております。

シルバー人材センターは定年退職者など高齢者にそのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的、またその軽易な就業の提供などを行い、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献するための組織だったと認識しております。

シルバー人材センターは人口減少や社会的情勢、会員の高齢化、新規会員の減少により運営が厳しく、7年5月31日をもって解散することにはなりましたが、年々高齢化が進む中で、高齢者雇用についての対策は必要不可欠なので対応を考えていきたいと思っております。

また、会員だけでなく利用者についても、シルバー人材センターがなくなったことにより困っている方がいると思われますので、一般社団法人シルバー人材センターのほうと現在登録されていた会員、また利用者等の情報もちちらのほうで再度収集、確認をして、会員及び利用者に対してどのような対策ができるのか、いろいろなものを検討して解決していきたいと考えております。

○5 番（牧本 和英議員）

ありがとうございます。あと質問がなくなるかのような答弁だったんですが、本当に会員、そしてまた、そこを利用している方々、高齢化が進む中、庭の清掃や庭木の剪定など、個人で手に負えなくて困っている人が結構おると思います。そういうのをまたこういうシルバー人材センターへ依頼する方が大半だったと思いますが、今後、町として、こういうのをまた民間委託で復活するとか、町の第三セクターとしてするつもりはないのか伺いいたします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

先ほどの答弁でも情報を収集し、どのような対応ができるのか検討していく中に、今議員のほうからあられたようなことも含め、直接できるのか、今言ったように他法人等でまた行うのか、他団体でできるのか。全国の情報も調べてみると、直近で社会福祉協議会と統合したり、また別の団体と統合して運営を継続しようとしている自治体もあるようなので、その辺の情報も全部集めて伊仙町に合った形、まず利用者とそれから登録している会員、先ほど説明の中で短期的また簡易な就業の提供、鹿児島県のほうでも昨年、今までシルバー人材センターに委託した就業時間は週20時間までだったんですけど、5月の何日で出ている分だったかちょっと覚えていませんが、昨年の5月で鹿児島県シルバー人材センターのほうでも週40時間の就労時間の拡充をしたりとか、いろいろな法律等で変わっているところもあるので、そこら辺もしっかりと確認、勉強し、伊仙町に合った対応ができていけるようにしたいと考えております。

○5 番（牧本 和英議員）

ぜひそういうふうに前向きな考えで、そしてまた、早急な対応ができてくれることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、牧本和英議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月13日9時30分より全員協議会、その後、最終本会議を行いますので、ご参集をお願いいたします。

この後、全員協議会を行いますので、議員の皆様は委員会室へお入りください。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時05分

令和 7 年第 2 回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和 7 年 6 月 13 日

令和 7 年第 2 回伊仙町議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 6 月 13 日（金曜日） 午前 10 時 00 分 開議

1. 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 議案第 36 号 令和 7 年度伊仙町一般会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 2 議案第 37 号 令和 7 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 3 議案第 38 号 令和 7 年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 4 議案第 39 号 令和 7 年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 5 伊仙町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 6 請願第 1 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026 年度政府予算に係る意見書採択の請願について（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第 7 請願第 2 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第 8 発議第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 9 発議第 3 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 日程第 11 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選管委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午前１０時００分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 議案第36号 令和７年度伊仙町一般会計補正予算（第１号）

△ 日程第２ 議案第37号 令和７年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第１号）

△ 日程第３ 議案第38号 令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

△ 日程第４ 議案第39号 令和７年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第１号）

○議長（前 徹志議員）

日程第１ 議案第36号、令和７年度伊仙町一般会計補正予算（第１号）、日程第２ 議案第37号、令和７年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第１号）、日程第３ 議案第38号、令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、日程第４ 議案第39号、令和７年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第１号）について、４件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を４件一括して求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第36号は令和７年度伊仙町一般会計、議案第37号は令和７年度伊仙町介護保険特別会計、議案第38号は令和７年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第39号は令和７年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第１項の規定により提案しています。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第36号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第36号、令和７年度伊仙町一般会計補正予算（第１号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額74億405万円に、歳入歳出それぞれ1,216万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億1,621万1,000円とするものであります。

予算書６ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

10款地方交付税、補正前の額34億2,886万2,000円に、特別交付税827万4,000円を増額し、補正後の額を34億3,713万6,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額12億829万3,000円に、2,357万4,000円を減額し、補正後の額を11億

8,471万9,000円とするものであります。

主な要因として、2項1目1節総務費国庫補助金において地方公共交通確保維持改善事業費補助金500万円の増額、新しい地方経済生活環境創生交付金1,750万円の増額と合計2,595万5,000円の増額、3目3節清掃費補助金において二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金800万円の増額、5目1節社会資本整備総合交付金において法的賃貸住宅家賃低廉化事業1,895万円の減額と合計2,682万8,000円の減額、6目1節小中学校費補助金において学校施設環境改善交付金3,013万2,000円の減額等によるものであります。

15款県支出金、補正前の額7億157万2,000円から1億4,234万9,000円を減額し、補正後の額を5億5,922万3,000円とするものであります。

主な要因として、2項4目2節農業費補助金において再編集約等加速化支援事業1億4,769万円の減額、3節農地費補助金において地籍調査事業補助金198万7,000円の減額、6目1節社会教育費補助金において伊仙デジタルミュージアム事業補助金390万円の増額、3項1目4節統計調査費委託金において178万1,000円の増額等によるものであります。

16款財産収入、補正前の額1,112万7,000円に、1項2目1節利子及び配当金11万9,000円を増額し、補正後の額を1,124万6,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額2億7,639万3,000円に、2項1目1節財政調整基金繰入金1億3,475万2,000円の増額、2節きばらでえ伊仙応援基金繰入金435万1,000円を増額し、補正後の額を4億1,549万6,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額1億9,474万円に、3項1目1節総務管理費雑入において一般コミュニティ事業助成金150万円の減額、人生100年時代づくり地方創生ソフト事業交付金300万円の増額等、合計228万8,000円を増額し、補正後の額を1億9,702万8,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額7億470万円に2,830万円を増額し、補正後の額を7億3,300万円とするものであります。

主な要因として、1項1目1節総務債において光伝送路施設保守委託事業費、過疎ソフト1,260万円の減額、2節民生債において重度身障者医療費助成事業費、過疎ソフト310万円の増額、敬老祝い金事業、過疎ソフト450万円の減額、子ども医療費給付事業、過疎ソフト340万円の増額等、合計270万円の増額、3節農林水産業債において優良素牛保留事業債、過疎ソフト等、合計800万円の増額、5節土木債において道路メンテナンス事業280万円の増額等、合計340万円の増額、6節教育債において教科検定事業、過疎ソフト120万円の増額等、合計190万円の増額、2目1節土木債において社会資本整備総合交付金事業費290万円の減額、7目1節教育債において鹿浦小学校建設事業債2,740万円の増額等、合計2,850万円の増額、13目2節農林水産業債において農地災害対策整備事業200万円の増額等によるものであります。

歳入合計、補正前の額74億405万円に1,216万1,000円を増額し、補正後の額を74億1,621万1,000円とするものであります。

次に歳出について説明いたします。予算書は7ページでございます。

各款項目における1節報酬から4節共済費に係る補正については、4月1日付人事異動及び5月復職を含めた現時点での人件費に合わせたものとなりますのでご了承ください。

2款総務費、補正前の額10億7,453万8,000円に7,134万3,000円を増額し、補正後の額を11億4,588万1,000円とするものであります。

主なものとして、14ページ、8目企画費12節委託料において地域共生型公共ライドシェア導入実証事業委託費500万円の増額、公共施設利用ワンストップ化システム構築委託料837万5,000円の増額等、合計1,183万8,000円の増額、15ページ、23目健康自然交流が織りなす地方創生ワーケーション事業8節旅費270万円の増額、24目地域公社プロジェクト事業費において12節委託料3,500万円の増額等によるものであります。

3款民生費、補正前の額16億7,570万1,000円に、18ページ、2項5目子ども医療費19節扶助費において子ども医療給付事業405万円の増額、出産子育て応援給付金20万円の減額等65万5,000円を増額し、補正後の額を16億7,635万6,000円とするものであります。

4款衛生費、補正前の額6億7,458万9,000円に、20ページ、2項1目清掃総務費12節委託料において太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託料1,393万7,000円の増額等、合計1,855万2,000円を増額し、補正後の額を6億9,314万1,000円とするものであります。

6款農林水産業費、補正前の額9億2,366万3,000円に、21ページ、1項4目農業総務費10節需用費において修繕料247万3,000円等、合計302万3,000円の増額、12節委託料において堆肥センター発酵液槽汚泥残渣撤去委託料352万円の増額、6目農業振興費18節負担金補助及び交付金において再編集等加速化支援事業補助金1億4,769万円の減額、8目園芸振興費18節負担金補助及び交付金においてサツマイモプロジェクト補助金435万1,000円の増額、22ページ、2項1目農地総務費14節工事請負費200万円の増額、2目特定地域振興生産基盤整備事業10節需用費において修繕料100万円の増額、23ページ、5目地籍調査事業費12節委託料において測量業務委託料265万円の減額等、合計1億3,143万9,000円を減額し、補正後の額を7億9,222万4,000円とするものであります。

7款商工費、補正前の額6,145万9,000円に、1項4目徳之島地域文化情報発信施設運営費10節需用費において30万4,000円の増額、13節使用料及び賃借料20万6,000円の増額等、合計62万5,000円を増額し、補正後の額を6,208万4,000円とするものであります。

8款土木費、補正前の額7億947万円に、24ページ、過疎対策事業費14節工事請負費66万6,000円の増額、3目県道路維持管理費13節使用料及び賃借料60万円の増額、4目社会資本整備総合交付金事業費14節工事請負費931万8,000円の減額、25ページ、4項住宅費1目住宅管理費10節需用費において修繕料263万円の増額、2目公営住宅建設事業費12節委託料において設計委託料380万円の減額等、合計844万6,000円を減額し、補正後の額を7億102万4,000円とするものであります。

9款消防費、補正前の額1億9,653万3,000円に、1項3節防災まちづくり事業費12節委託料において戸別受信機代替機整備委託料173万3,000円の増額、国土強靱化地域計画策定業務委託料330万

円の増額等、合計520万9,000円を増額し、補正後の額を2億174万2,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額12億1,319万円に、27ページ、2項11目学校建築費10節需用費において仮設校舎改修費300万円等、合計373万6,000円の増額、12節委託料において送迎業務委託料240万円等、合計245万円の増額、13節使用料及び賃借料において仮設トイレリース料1,500万円の増額、28ページ、14節工事請負費において仮設校舎改修工事費1,758万6,000円の増額、17節備品購入費100万円の増額、5項5目幼稚園設備費において工事請負費150万円の増額、29ページ、6項4目社会体育費10節事業費において修繕料110万円の増額、8目歴史民俗資料館費10節需用費において修繕料130万円等、合計228万円の増額、30ページ、伊仙デジタルミュージアム事業費12節委託料において展示資料制作委託料195万円等、合計243万円の増額等、合計5,566万2,000円を増額し、補正後の額を12億6,885万2,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額74億405万円に1,216万1,000円を増額し、補正後の額を74億1,621万1,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをご参照ください。

第2表債務負担行為補正についてご説明いたします。

追加事項、定住促進住宅のリース料、阿権団地2期、期間、令和8年度から令和32年度まで、限度額1億8,300万円。追加事項、環境調査委託料、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額3,400万円でございます。

次に、予算書5ページをお開きください。

第3表地方債の補正についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額2億9,180万円を2億9,520万円に改めるものであります。

2、辺地対策事業債、限度額4,770万円を4,480万円に改めるものであります。

3、公営住宅施設整備事業債、限度額4,490万円を4,220万円に改めるものであります。

7、学校教育施設等整備事業債、限度額2億6,850万円を2億9,700万円に改めるものであります。

13、緊急自然災害防止対策事業債、限度額1,580万円を限度額1,780万円に改めるものであります。起債の補正前限度額合計7億470万円を補正後限度額7億3,300万円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について補足説明を終わります。ご審議賜りご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第36号について質疑を行います。

○8番（岡林 剛也議員）

令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

4ページの債務負担行為補正、阿権団地2期定住促進住宅のリース料、24年間で1億8,300万ですけれども、これは何世帯造るんでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

定住促進住宅のリース料につきましては、阿権団地２期建設として木造平屋３ＬＤＫタイプ３棟３戸を予定しております。

○８番（岡林 剛也議員）

その下の環境調査委託料、面縄港ですけれども、これは２年間で３,４００万円となっておりますけど、準備委員会みたいのを立ち上げたと思うんですけども、その会合は行われているのかどうかお伺いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

面縄港整備推進協議会というものを立ち上げておりまして、令和７年１月２２日に総会を行っております。また今年度に関しましても、６月２０日に総会を行う予定をしております。

○８番（岡林 剛也議員）

１回はもう会合を開催したということですか。はい、分かりました。

８ページ歳入ですね、衛生費国庫補助金８００万円補正されております。これ歳出で見ると２０ページに太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託料１,４００万近く入ってます。これは一体どういったものなのか説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

こちらは環境省の公共施設等への太陽光発電設備等の導入可能性調査支援事業となっております。補助率は４分の３補助で、補助上限が８００万円の事業となっております。応募期間が令和７年３月３１日から４月２５日となっており、５月２３日に採択となっております。

太陽光発電については、国が太陽光発電設備の設置可能な公共施設に２０３０年までに５０％、２０４０年までに１００％導入すると政府実行計画を示しており、本調査で昭和５６年以降に建てられた公共施設を対象に、施設の利用状況、電力需要、その他敷地の周辺状況や設備等の調査を行い、太陽光発電設備や蓄電池設備等の導入可能性について検討を行うものです。今回得られたデータを参考に、再生可能エネルギー設備の導入におけるメリット、デメリットを明確にすることで、各施設の改修や補助金申請時の基礎資料になるものと考えられます。

○８番（岡林 剛也議員）

具体的に場所はまだ決まっていないのでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

現在約２６施設の、ほーらい館、本庁舎、義名山の総合体育館、学校施設等を検討しております。

○８番（岡林 剛也議員）

５、土木費国庫補助金２,９００万余り減額されておりますが、この理由をお願いいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

公営住宅関係の交付内示額により、公的賃貸住宅家賃低廉化事業において1,895万円の減額、公営住宅等整備事業につきましては135万6,000円の減額補正であります。また道路整備事業の交付内示額につきましても652万2,000円の減額により、各要素事業において調整したものであります。

○8番（岡林 剛也議員）

サクマ板割線整備事業交付金、これも何年かかかっていると思うんですけれども今の進捗状況はどういったものかお伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

現在、用地交渉業務と建物等の補償業務を行っているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

この589万9,000円の減額はこういった理由でしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

全体の金額として内示交付額が減額されているので、ちょっと各要素事業と事業調整して減額させていただきました。

○8番（岡林 剛也議員）

はい、分かりました。

それでは、9ページの教育費県補助金社会教育費補助金伊仙デジタルミュージアム事業補助金、歳出で言うと30ページですかね、これは一体どういったもの、新しい新規事業のようですけども、どういったものかお伺いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

こちらの事業は奄振交付金を活用しての事業になります。交付決定が3月にいただいておりますので、今回の補正で計上させていただいております。

内容につきましては、現在の歴史民俗資料館の展示物が全体の展示物の1割程度しか所蔵、資料全体の1割程度しか展示しておりませんので、本事業で残りの活用が難しかった資料をデジタル化し、特設サイトを設け島内外に発信していく事業でございます。こちらは7年度から9年度の3か年事業となっております、最終的には町ホームページの歴史民俗資料館のほうのサイトにアップする予定でございます。

経費の内訳としまして事業費が650万円、国費が325万円、10分の5です。県費が65万円の10分の1、町費が260万円の10分の4となっております。

○8番（岡林 剛也議員）

これ、報酬、手当、共済費とかありますけれども、これは何名採用する予定ですか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

会計年度職員を2名の予定です。

○8番（岡林 剛也議員）

歳出、15ページ、健康自然交流が織りなす地方創生ワーケーション事業、これも新規事業みたいですけどもこれの詳しい内容をお伺いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、伊仙町の豊かな自然環境、農業、健康資源を最大限に活用し、ワーケーションを通じて交流人口、関係人口の増加を図るとともに、定住者の促進や企業誘致による地域経済の活性化を目指します。また、訪問者に非日常的な体験を提供し町の魅力を広く発信することで、持続可能な地域づくりを推進していきます。

○8番（岡林 剛也議員）

もう少し具体的にどういったことをするのかお伺いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

こちらに関しましては、首都圏ですとか関西方面の企業様にご訪問いただきまして、伊仙町のほうで観光していただいたり、あとはお仕事をさせていただくというような形で、伊仙町のほうで関係人口を構築しながら今後定住につなげていくことを目的としております。

○8番（岡林 剛也議員）

これ前にも同じような事業がありましたよね、名前は違いますけども。それで何か成果とかは具体的にあったんでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

具体的な成果といたしましては、1社、デザインの会社さんが伊仙町のほうに支店を出していただいております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。その下、地域公社プロジェクト事業費3,585万円、結構いい金額ですけども、これについて具体的な説明をお願いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらに関しましては、議員の皆様にも視察に行ってくださいました茨城県の境町の地域公社を参考にしながら、伊仙町の直売所百菜ですとかほーらい館、あとはふるさと納税の業務を公社に移管することを想定しております。

こちらの効果といたしましては、住民生活におけるサービスレベルの向上が図られ、結果的に転入人口の減少を目指すことを目的としております。さらに今申し上げた事業が、町が今負担してい

るんですけれども、こちらの費用を減らすことによりまして、地域公社として稼ぐ仕組みと持続的な組織体制を構築することを目指しております。

○8番（岡林 剛也議員）

今、長寿子宝社ってありますけども、ああいったものをもう一つつくるということですか。そしてそれには一らい館やら百菜やらを運営させるということによろしいでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

こちらに関しましては地域公社という形になりますので、半分民間の出資、半分自治体の出資という形になりますので、また新しい形になると思うんですけれども、地域公社と同じような組織体系にはなる可能性がございます。またそちらに関しましてもうまく関係が構築できるように、今年度調整を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

それは町が毎年一般財源からまた繰り入れて運営をするということですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらは出資金という形になりますので、最初のほうに出資していただいて、あとは地域公社が各事業を受諾して稼いで、持続的に事業を展開していくような形になると考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。

次、18ページ、災害救助費、これ当初で95万円組んでありますが、今回また44万円補正されております。これは当初の95万円で見舞金が足りなくなったということでしょうか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この災害救助費の今回上げさせていただいている44万円に関しては、地域福祉課で業務として受け持っている、昨日も説明した災害見舞金のほうが、もともと当初予算のほうでは予算の分が足りなかったんで、予備費も充当して給付を行っているところではありましたが、今5月の火災で被災された方々全体に支払う分の予算が不足してた分を今回で計上させていただいてます。

○8番（岡林 剛也議員）

その全体では結局何件で、幾らの支出になったんでしょうか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

今現在地域福祉課のほうで確認できているものが、全壊に対応する方が4世帯と家主さんが2軒、で半壊、部分壊に該当する方が家主さんが1名、世帯、住まわれていた方々が6世帯です。

○8番（岡林 剛也議員）

幾らの支出になりましたか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

今回支出額が、全壊の方が5軒の世帯と2名の家主さんに対して1軒5万円掛ける7軒35万円、半壊の方が家主さん1軒プラス世帯が6軒で14万円です。

もともと地域福祉課で予算措置されている額が10万円しかありませんでしたので、今回の対応分とまた今後発生した場合は予備費等活用しながら、迅速、適切に給付できるように努めてまいりたいと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

火事とかがあった場合に、他の市町村では一般廃棄物処理費用減免制度というのがありまして、住んでいる住人の方のその火事で焼け出された後のごみですね、そういう処理費用を自分でクリーンセンターとかに持っていった場合には無料になる、あるいは補助があるとかいう自治体がかなりあるんですけども、伊仙町はそういうことはあるのかないのか伺います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

現段階で、伊仙町のほうで個別の被災された家庭の一般廃棄物に関しては減免はないのですが、台風など広域な大規模災害の場合において、町のほうで被災ごみの仮置場等を設置した場合に対して持ってこられたごみに対しての減免は行っております。

また今回の事案を受けまして、また両町ともそういった形を取っておりまして、今後両町とまたクリーンセンターを交えて協議の必要はあるかと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

両町は関係なく、伊仙町だけでも先んじて、そういうことを条例をつくるなり何なりする必要があると思うんですけども、町長はどうお考えでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

そういった被災された方々の援助となるような方針についても、先ほどきゅらまち観光課長も申しましたが、答弁いたしました、クリーンセンターとも協議しながら今後必要な条例整備等を行ってまいりたいと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

よろしくお願いいたします。

続きまして、21ページ、6 農業振興費の1億4,769万円が減額されておりますが、これはどうしてなのか。またこれによって影響はあるのか、農家にとって何か、答弁をお願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちらの再編集等加速化支援事業でございますが、令和7年度の当初予算算定時、調整時には、令和7年度予算において国のほうで実施する予定となっておりましたが、予算書調整後に令和6年

度国の補正予算のほうで実施することとなりました。そのため、令和6年度中において補正予算で計上、令和7年度に明許繰越されております。そのため、当初予算に計上していた本額につきましては削除、歳出歳入も合わせて削除ということになっております。

○8番（岡林 剛也議員）

需用費の修繕料247万3,000円、これはどこの、こういった箇所を修理するのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

修繕料でございますが、こちら特産品加工工場の室内ボイラー、こちらの電気関係の部品交換また同施設のエアコン2基の修繕となっております。

○8番（岡林 剛也議員）

これには載っていないんですけども、5目で特殊病虫害防除対策費、当初で85万円組んであったんですけども、これシルバー人材センターにCG調査とか防除、トラップ調査とか依頼していた85万円だと思うんですけども、シルバー人材センターが解散してしまっってこの85万円はどうなるのか。またこの調査、防除などは今年度行われているのかどうかお伺いします。そして、もし行われてなかった場合この85万円はどうするつもりなのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

当初予算積算の段階におきましてはシルバー人材センターのほうへ業務委託する予定でございましたが、解散ということを受けまして、今後CGに関する調査は行ってまいります。そのため、その都度、現在まで携わっていた方々、こういった方々に個別契約で委託できないかということで協議しております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。

次、25ページ、定住促進住宅運営費、これ国・県支出金がこの一般財源に組み替わっていますけれども、それはどうしてなのかお伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

定住促進住宅運営費につきましては、財源の組替えによる補正になります。

○議長（前 徹志議員）

その理由を。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

社会資本整備総合交付金の減額により、財源の組替えを行っております。

○8番（岡林 剛也議員）

この運営費というのは一体どういった内容なのでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

運営費というのは、今現在リースしている住宅のリース料の支払いの運営費になります。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。

最後に、27ページの学校建築費委託料で、この送迎業務委託料240万となっております。これ多分鹿浦小学校の生徒たちを農高跡地に送迎するのかなと思いますそうですがそうでしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

全員協議会でもご説明しましたが、ご質問のとおりこちらについては旧徳之島農業高等学校へ仮移転した際の鹿浦小校区から、児童をそちらのほうまで移送するためのスクールバスの送迎委託となります。

○8番（岡林 剛也議員）

そのスクールバスの送迎のやり方というんですかね、どこかに、1か所に集めて連れて行くのか、それともこう何か所か回りながら連れて行くのか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

5月に保護者説明会の中でも保護者の方から意見が出ていましたが、子どもたちを集合させる場所を1か所にするのか、また今おっしゃったように地点地点で拾っていくのか、そこはまた保護者の皆様と学校と協議をして、一番いい形で一番いい方法で対応していくということで考えております。

○社会教育課長（中富 譲治君）

先ほどの岡林議員からの質問で、以前デジタルミュージアム事業費の中において、会計年度任用職員の人数をお伺いされたんですけど、先ほど2名とお答えしたんですが、申し訳ございません、1名の誤りでした、訂正いたします。

○8番（岡林 剛也議員）

1名だったら、計算したら月30万余りぐらいの給料になりませんか。これいつからですか、7月からですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

遡って4月からになります。報酬が1日8,456円の12か月の1名となっております。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 04 分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

○3 番（大河 善市議員）

令和 7 年度一般会計補正予算について質問をしたいと思います。

1 点だけ、ページ数が 27 から 28 ページにかけて、款 10 教育費項 2 小学校費目 11 学校建設費ですが、これについては鹿浦小学校の仮設校舎関連予算だと思いますが、これについて合計で幾らの仮設校舎関連予算になっているかをまず伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

今回の補正額として 3,891 万 3,000 円増額ということになっていますが、まず仮設校舎のリースに関して完全に取り下げた形となっております。それに伴いまして、需用費から修繕箇所であったり工事費各種委託料、そういった形での予算組みとなっているところでございます。

○3 番（大河 善市議員）

これについては、令和 7 年の 3 月定例会議において仮設校舎のリース料金が 1 億 3,850 万でしたかね、が今回見直しによってどれだけ減額されたかを再度伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

細かくはちょっと計算をしていないのですが、恐らく 1 億弱ぐらいは削減となっているかと思います。

前回 3 月議会で議論していただいた仮設の校舎リース料については、やはり別地で全て新設、給配水から電気設備そういった関係で全て新設となりますので、そういった費用になっていましたが、今回の旧徳之島農業高等学校跡地については既存の電気設備であったり空調設備、給水等そういった設備がまだ使える部分がございますので、そういった部分で削減につながったと考えております。

○3 番（大河 善市議員）

3 月の定例会において、仮設校舎のリース料金が低いということで否決だったのですが、その後教育委員会としては学校関係の話し合い等が持たれたと思いますが、いつこういう仮設校舎関係の話し合い等があったのか、どのような意見等が P T A 関係から出たかを教えていただきたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

まずこの補正予算を計上する前に、4 月の 3 日に鹿浦小学校の校長先生含め教職員の先生方ほぼ全ての先生方にお集まりいただきまして、旧徳之島農業高等学校跡地の敷地設備の現状について確認をしてもらいました。その中でこういったところが足りない、例えば備品であったり、仕切り、

間仕切りであったり、そういったところを確認をしながら今回補正を計上しているところであり
ます。

また、先ほど岡林議員からもスクールバスのお話もありましたが、5月の21日には鹿浦小学校の
保護者を対象とした説明会を行いまして、その中でこの仮移転先の案について説明をしたところ
であります。その中で、送迎の関係であったり、現況地の状況についていろいろ質問がありました
ので、そういったところを一つ一つお答えしながら、合意形成を図ったところであり
ます。

また、当日お仕事の都合で欠席をされた方については、学校のほうからこの移転案について
お一人お一人に学校のほうから問合せをしていただきまして、全保護者から承諾を得ました
ということで報告を受けているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

その会合には私も、また地区の代表であります区長さんも参加されていましたが、
そういう意見等が出たんですが、PTA関係の方が全て旧農高土地での仮校舎について、
皆さん了解したということ聞いております。そういうことで今回、学校関連予算、
3月の定例会で、当初予算で学校関連予算4億7,900万が予算化されてい
ますので、仮設校舎建設予算についてはぜひ承諾をいただき、
学校建設ができるように要望いたします。以上であります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○6番（佐田 元議員）

令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

まず、予算書の19ページ、款4衛生費項1保健衛生費目3保健センター運営費で
474万3,000円減額されていますが、この減額した理由について説明をお願いいた
します。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほどの補足説明の中でも冒頭で申し上げましたとおり、各款項目における1節報酬
から4節共済費までの補正につきましては、4月1日付人事異動あるいは5月復職等
による補正になっております。人事異動等に関連した補正であります。

○6番（佐田 元議員）

人事関係でやってるってことですが、これは職員が辞めたという捉え方でよろしい
ですか。職員減になったとかそういうあれじゃないわけですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

具体的には、定年延長という公務員制度の中であるんですけども、これまで職員
として勤めてこられた方が満60を迎えるに当たって、定年延長という形でそのとき
もらっていた給与の7割措置という形で、法制度上そういった仕組みになって
おります。そういったものも含まれてのこういった

補正予算という形になっております。

○6番（佐田 元議員）

それでは、21ページお願いします。

款6農林水産業項1農業費の目8園芸振興費の中で、サツマイモプロジェクト補助金435万1,000円計上されていますが、これはどういう方に補助金を出されているのか伺います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちらは一般社団法人のほうからサツマイモプロジェクトに向けて、内容としましてはリーファーコンテナのリース料となりますが、そういったものの整備について要望書が届いてまいりました。我々もこれまで貯蔵施設等の建設について国のほうに何度も申請等を出してきましたが、なかなか難しい状況であるといったことも踏まえまして、リーファーコンテナのリースを補助することによって、沖縄行きの物量を確保していきたい、そういったこともありまして今回補助金として予算計上させていただきました。

○6番（佐田 元議員）

分かりました。

それじゃあその下、目17農業支援センター運営費で修繕料20万円計上されていますが、この修繕料は20万円で結構ですが、ちょっとお聞きしたいんですが、この支援センターができて何年ぐらいになりますかね。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

たしか5年6年程度は経過していると思います。

○6番（佐田 元議員）

この5年か6年、自分もちょっと年数が分からなかったものであれなんですが、5、6年たっていると思いますが、その中で農業研修生が何名いらっしゃったのかお聞きしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在の研修生も含めて、たしか5名だったと記憶しております。

○6番（佐田 元議員）

5名ということであれば毎年研修生いらっしゃるということですね、平均で。なぜかと、こういう質問をしたかと申しますと、ついこの前の広報の中に研修生募集が載っておったものだから、これは普通であれば4月から研修生がいるのが普通じゃないかなと思ひまして、今年度はまだそういう受講生が出てないような状況であったので質問したところですが、どうかこの支援センターがやっぱりこの町の農業の中心になるように、研修生を一人でも多く取り入れて運営していけたらなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○経済課長（橋口 智旭君）

今回募集をかけているのが8月からとなっておりますが、こちら本農業支援センターでは主に園芸作物の栽培を研修していただいております。そういった中で、園芸作物というのは野菜年度というものがありまして、そちらのほうは8月から7月末までということになります。そうした中で作物を研修しますので、8月1日からの研修スタートとなっております。また、現在の研修生も7月31日をもって終了するというふうになっておりますので、理解いただければと思います。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○10番（永田 誠議員）

令和7年度の一般会計補正予算について質疑いたします。

○議長（前 徹志議員）

永田議員、マイク。

○10番（永田 誠議員）

すみません。27ページ、款10教育費項2小学校費目の11の学校建築費の、先ほどの大河議員の説明の中で減額が1億円弱と説明ありましたが、その1億円弱のお金はまた他に流用で、他の学校とかに流用できるのかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

なかなかちょっと即答はできないところであるんですが、これに関しては学校建築の予算ということで、今回当初と比べると減額となっておりますが、他の学校の修繕等で活用できるのであれば教育委員会としてはお願いしたいところですが、やはりこれは財源の問題もありますので、この場でちょっと即答というところは難しいかというのが現状だと思います。

○10番（永田 誠議員）

実は喜念小学校なんですよね、5月31日に町長も教育長も喜念小学校の運動会見られたと思われますけれども、非常に旧喜念幼稚園跡地、軒天のほう落ちて危ない状況と雨降りには給食センターの車がなかなか入りづらいと。多くの舗装もまだ終わってないんですよね。そういうところに予算を回していただければなと思っています。これは要望ですけど、いいですか。ぜひ、していただきたいと思います。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

いいですか、教育委員会。

他に質疑。

○1番（井上 和代議員）

令和7年度伊仙町一般会計補正予算について1件だけ質問をさせていただきます。

29ページ、10の6の4社会体育費でいいですか。こちらのほう10需用費のほうの修繕費はどちら

のほうになりますでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

こちらの修繕費110万円は、義名山総合体育館の雨漏り補修の修繕費になります。

○1 番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

こちらのほうが義名山ということでちょっとお尋ねをしますけれども、今あちらのほうの管理は何名いらっしゃいますでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

現在管理のほうは、再任用職員が2名と夜間のほうが1名いるところでございます。

○1 番（井上 和代議員）

多分男性の方が2人いらっしゃると思うんですけれども、お掃除とか、最終の確認であるとか、そういったものかと思えますけれども、そういった形でよろしいですか。はい、それですね、こちらのほう男性職員が2名ということなんですが、前回の議員大会のときに私たち中のほうの掃除等入ったんですが、女子トイレはどなたがされているのかなというふうに思うくらい汚れておりました。それで管理の方が、こういうことかということでお話をいただいたんですけれども、男性の方が女性トイレのほうを、またいろんな形で清掃云々というのが、ちょっと大変なんだろうなというふうにも思ったところですよ。それでこちらのほう、年に何回であるとかそういう形で、女性の方が入れるような形で、管理ができないものかなというふうに思ったところですよけれども、そういったものはできますでしょうか。女性の方が細かく1回、男性トイレもあるだろうし、女性トイレもお掃除云々とか、逆に細かいところを見てお掃除云々とかということができるような形で、何かできないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり行き届かない面が多々あると思うんですが、以前掃除委託のほうもこちらで検討した経緯がございますが、予算の都合上検討するだけで、実際委託までは行けなかったんですが、また今後そういった面を考慮して委託等を検討していきたいと考えております。

○1 番（井上 和代議員）

現実的に、総務課長にお伺いします。現実的に女子トイレのほう4か所ぐらいあるわけですよ、1つのところに。あとちょっと離れたところにも1か所、2か所、あとシャワールームというか、今ちょっと使っていないと思うんですけれども、そういったところとかの管理ってやっぱりちょっと大変だと思うんですね。水回りのところもあったと思うんですけれども、やはりちょっと細かくきれいにお掃除する云々とかというと、やっぱり男性の方で、管理とそちらのほうの細かさとかとい

うのが一緒にはなかなかないと思うんで、ちょっと、何ていうんですが、ハウスヘルパーみたいなものをちょっと利用されて、年に何回であるとかということが出来るかどうか、管理の問題としてそういったものをお願いしたいと思うんですけれども、可能でしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

施設のトイレの管理であるとかという部分のみで、委託料とかいうところは、当初予算編成時にもそういったところは、できるところは自分たちでというところを考えて、各課には考えていただいているところでありますが、今後財政状況等も見ながら、そういった必要である場合には一時的な形ででも清掃であるとかというところに関しては、考えていく余地はあるのかなと思うんですけれども、基本的なスタンスとしては、自分たちが管理している施設については自分たちで、各課あるいはこの庁舎もそうですが清掃等は職員で行っております。こういった形の在り方というものの考え方というところは継続していきたいとは思っております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第36号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第36号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第37号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

議案第37号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億796万1,000円に、歳入歳出それぞれ290万2,000円を増額し、歳入

歳出予算の総額を 9 億1,086万3,000円とするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。予算書 5 ページをお開きください。

2 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目調整交付金、3 目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業）、4 目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外）について、地域支援事業の支出見込額が増額となることに伴い、それぞれ63万7,000円、1,000円、107万3,000円増額するものです。

3 款支払基金交付金 1 項 2 目地域支援事業交付金についても支出見込額が増額に伴い、2,000円増額するものです。

4 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（日常生活総合事業）、3 目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外）についても支出見込額が増額となることから、それぞれ1,000円、53万6,000円増額するものです。

予算書 5 ページから 6 ページになります。

5 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目地域支援事業繰入金 1 節地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業）、2 節地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業以外）についても支出見込額が増額になることから、それぞれ1,000円、53万7,000円増額するものです。

同款 4 目その他繰入金は、介護保険事務費繰入金を11万4,000円増額するものです。これは歳出でも説明いたしますが、一般管理費において印刷製本費の増額によるものです。

続きまして歳出について説明いたします。予算書 7 ページからになります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費について、補正前の額198万2,000円から11万4,000円増額し、補正後の額を209万6,000円とするものです。

主な理由としては、10節需用費において印刷製本費の増額によるものです。

3 款地域支援事業 3 項 3 目包括的継続的ケアマネジメント事業費について、1 節報酬 3 節職員手当 4 節共済費は、会計年度任用職員を募集するために合計306万4,000円計上しております。

同款 6 目生活支援体制整備事業費において、委託料の見直しにより31万6,000円減額しております。

また、各予算の中で計上している旅費については、航空運賃の改定に伴い増額しております。

以上、ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（前 徹志議員）

議案第37号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第37号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第37号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第38号について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第38号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額2億1,581万3,000円に増減はなく、予算の組替えを行うものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

3款繰入金1項1目事務費繰入金は、資格確認書の発送に係る費用の増額が主な要因で、19万4,000円増額するものです。

4款繰越金1項1目繰越金、今説明した3款での19万4,000円の増額に伴う組替え減額で、19万4,000円減額しております。

予算書6ページ、歳出になります。

1款総務費1項1目一般管理費10節需用費と11節役務費において、資格確認書の発送に伴う費用の増額により、それぞれ4万8,000円と16万円の増額、13節使用料及び賃借料は、システム端末の統合により支出見込みがなくなったことによる減額で1万4,000円減額しており、差引き合計19万4,000円増額しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、1款の歳出に伴う減額で19万4,000円減額しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第38号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第38号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第39号について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第39号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算総額1億3,849万2,000円に、歳入歳出それぞれ13万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,862万8,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款繰入金1項1目繰入金は、歳出の増額に伴い運営費繰入金が13万3,000円の増額、職員給与繰入金が3,000円増額しており、補正後の額を7,319万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費13万6,000円増額しております。

主な要因として、3節職員手当等4節教材費はスタッフの人件費として30万円の減額と3,000円の増額、7節報奨費は夏季短期水泳教室でのメダル等の贈呈として18万7,000円の増額、10節需用費11節役務費は公用車に係る事務について委託することから10節において26万円の減額、11節2万8,000円の減額、12節委託料、今説明した事務に係る費用と公課費を委託費用として減額した分44万円の増額、17節備品購入費ラミネーター購入費3万5,000円、傘立て購入費3万5,000円、掃除機の購入費8万円、合計15万円の増額、26節公課費、10節11節と同様委託費として計上することによる5万6,000円の減額によるものとしております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第39号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

これから、議案第39号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第39号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに決定しました。

△ 日程第5 伊仙町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（前 徹志議員）

日程第5 伊仙町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、令和7年6月24日をもって伊仙町選挙管理委員会委員及び補充員が任期満了となることに伴い行うものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の8第2項の規定によって、議長の指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長の指名推選で行うことに決定いたしました。

選挙管理委員会の委員に、西田三代治君、木場秀典君、徳 宏二君、義山正夫君、以上4名を指名します。

ただいま議長が指名した4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西田三代治君、木場秀典君、徳 宏二君、義山正夫君、以上4名の方々が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長の

指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長の指名推選で行うことに決定いたしました。

選挙管理委員会委員補充員に、永島 均君、永岡和男君、小牧巧一君、富岡恒太郎君、以上4名を指名します。ただいま議長が指名した4名を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました永島 均君、永岡和男君、小牧巧一君、富岡恒太郎君、以上4名の方々が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りします。補充員の順位は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

△ 日程第6 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

△ 日程第7 請願第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願

○議長（前 徹志議員）

日程第6 請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、日程第7 請願第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について、2件を一括して議題といたします。

総務文教厚生常任委員長より2件一括して報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

請願審査の結果についてご報告いたします。

去る6月11日、本会議終了後、議会委員会室において委員7名、紹介議員1名、事務局2名出席の下、請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願並びに請願第2号、「カリキュラ

ム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について、慎重に審査を行いました。

学校現場においては、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などの解決すべき課題が山積する中で、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況であり、また義務教育費国庫負担制度については、教職員の給与費の負担割合が依然として県3分の2のままであり、県財政への負担が大きくなっています。加えて県職員採用試験の受験倍率の低下、離職者、病気休職者の増加などにより、学校現場は深刻な人員不足状態に陥り、安定した教育体制の確保が困難な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、本委員会としては、教育の機会均等と水準の維持向上を図るとともに、子どもたちの豊かな学びを保障し、学校における働き方改革を進めるためには教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げが不可欠であることの結論に至りました。また、教育課程の過重化、いわゆるカリキュラム・オーバーロードの早期改善も喫緊の課題であり、教職員の負担軽減と子どもたちへの学びの質の観点から、早期に取り組むべきであると認識しております。特に、次期学習指導要綱においては、教育内容の精選と標準授業時数の削減を通じ、実効性のある改善が図られるべきであると考えます。

以上のことから、請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願並びに請願第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願は採択されるべきものと決定し、議員発議として意見書を関係省庁へ送付されるよう報告いたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、請願第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、請願第1号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第1号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

は採択するものと決定しました。

これから、請願第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、請願第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第2号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、請願第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願については採択するものと決定しました。

△ 日程第8 発議第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書

△ 日程第9 発議第3号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

○議長（前 徹志議員）

日程第8 発議第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書、日程第9 発議第3号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について、2件を一括して議題とします。

提出者より意見書について提案理由の説明を2件一括して求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

請願第1号並びに請願第2号について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました、請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願、並びに請願第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願に関し、皆様のお手元にお配りしてあります意見書、地方自治法第99条の規定に基づき、関係する省庁へ意見書を送付されますよう求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、発議第2号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第2号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、発議第3号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第3号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書は、原案のとおり可決することに決定しました。

なお、ただいま原案可決された発議第2号、第3号については、地方自治法第99条の規定により、本日付で関係各省庁へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第11 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（前 徹志議員）

日程第11 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました継続審査・調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 福 留 達 也

伊仙町議会議員 樺 山 一